

鳥取県教育振興基本計画の改訂案について御意見をお寄せください

鳥取県教育委員会では、鳥取県教育振興基本計画（以下、「基本計画」という。）を定め、本県教育が中長期的に目指すべき方向性等を示し、県民と協力して、教育の振興に向けて取り組んできました。

現在の基本計画の計画期間が平成30年度で終了することに伴い、基本計画の改訂を行いますので、改訂案に対するご意見をお寄せください。



1 基本計画の概要

改訂にあたり、基本理念を実現するための基盤として、子どもたちの「自己肯定感」を位置付けるとともに、施策の見直し等を行います。（計画期間：平成31年4月から5年間）

【基本理念】自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり

自立して生きる力 豊かな心と健やかな体 社会の中で支え合う力 ふるさと鳥取県に誇りを持ち、未来を創造する力

自他の価値を尊重することができ、夢や目標、高い学びの意欲を持って生きる
「自己肯定感」の高い人材を育成

<目標1 社会全体で学び続ける環境づくり>

(主な施策) 社会全体で取り組む教育の推進 家庭教育の充実

<目標2 学ぶ意欲を高める学校教育の推進>

(主な施策) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進 ふるさと鳥取から学ぶ教育の充実
幼児教育の充実 確かな学力・学びに向かう力の育成 特別支援教育の充実

<目標3 学校を支える教育環境の充実>

(主な施策) 魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進 次代の学校教育を担う使命感・実践力を備えた教職員の確保・育成 いじめ、不登校等に対する対応強化
多様なニーズに応える学びのセーフティネットの構築

<目標4 生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進>

(主な施策) 健やかな心と体づくりの推進 トップアスリートの育成(競技力向上)

<目標5 文化、伝統、豊かな自然の継承、再発見、芸術の創造>

(主な施策) 未来を「つくる」県民立美術館整備による文化、芸術の創造・発展
文化財の保存、活用、伝承

2 計画改訂案の閲覧方法

- ・鳥取県教育委員会事務局教育総務課のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/281537.htm>)からダウンロードできるほか、県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター・日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館および各市町村役場でも閲覧できます。
- ・郵送をご希望の方は、問い合わせ先までご連絡ください。

3 応募方法

- ・電子メール、郵送またはファクシミリでお寄せいただか、意見箱への投函（上記県の機関）および市町村役場窓口のいずれでも応募できます。
- ・提出される様式は自由ですが、このチラシもご利用になれます。

《応募・問合せ先》

鳥取県教育委員会事務局教育総務課
郵 送：〒680-8570 (所在地記載不要)
電 話：0857-26-7914
ファクシミリ：0857-26-8185
電子メール：kyouikusoumu@pref.tottori.lg.jp

4 結果の公表

いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめてホームページ等で公表します。

鳥取県教育振興基本計画の改訂案に対する意見応募用紙

《応募先》鳥取県教育委員会事務局教育総務課

郵送:〒680-8570 (所在地記載不要)

ファクシミリ: 0857-26-8185 電子メール: kyouikusoumu@pref.tottori.lg.jp

ご意見記載欄

(応募期限 平成31年2月8日(金) <必着>)

[Large empty rectangular area for writing opinions, consisting of approximately 15 horizontal lines.]

ご意見ありがとうございました。差し支えなければ、下記にもご記入ください。

お住まいの市町村	鳥取県	市・郡	町(以下、不要)
年代	<input type="checkbox"/> 10歳代 <input type="checkbox"/> 20歳代 <input type="checkbox"/> 30歳代 <input type="checkbox"/> 40歳代 <input type="checkbox"/> 50歳代 <input type="checkbox"/> 60歳代 <input type="checkbox"/> 70歳代 <input type="checkbox"/> 80歳代以上		
性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性		

鳥取県教育振興基本計画の改訂案【概要】

本県教育が中長期的に目指す方向性等を示した鳥取県教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）について、現行基本計画の計画期間が平成30年度で終了することに伴い、基本計画の改訂作業を行っています。改訂案の概要は、次のとおりです。

1 計画の期間

平成31年4月から5年間

2 基本理念等

【基本理念】「自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり」

【基本理念を支える4つの「力と姿勢】

△自立して生きる力

- ・生きていくために必要な知識、技能、教養を備え、学び続ける姿勢
- ・主体的に考えて判断し、他者と協働しながら課題を解決していく力
- ・志を高く持ち、自らの夢を描きながら粘り強く挑戦し、実行していく力

△豊かな心と健やかな体

- ・心とからだの健康づくりや体力の向上に取り組む姿勢
- ・思いやり、たくましさ、感動する心など豊かな人間性を發揮できる力
- ・文化、芸術、スポーツ、読書、奉仕などの活動に積極的に取り組む姿勢

△社会の中で支え合う力

- ・人々との関わりを大切にし、コミュニケーションを豊かに取ることのできる力
- ・自他ともに尊重し、人権や命、多様性を大切にして共に生きる姿勢
- ・社会の一員としての自覚と規範意識を持ち自らを律する力

△ふるさと鳥取県に誇りを持ち、未来を創造する力

- ・ふるさとの自然、歴史と伝統を守り、受け継ごうとする姿勢
- ・地域やふるさとに誇りと愛着を持ち、その発展に貢献しようとする姿勢
- ・グローバルな視点を持ち、社会の変化に対応しながら新たな価値を創造していく力

3 基本理念と4つの「力と姿勢」の基盤となるもの

基本理念と4つの「力と姿勢」の基盤になるものとして、子どもたちの自己肯定感を醸成することに力を入れ、自分及び他者の価値を認識・尊重する態度を育むとともに、学びに対する意欲や新たに挑戦しようとする意欲を高め、地域を支える人材の育成につなげていきます。

**自他の価値を尊重することができ、夢や目標、高い学びの意欲を持って生きる
『自己肯定感』の高い人材を育成**

【鳥取県教育委員会の自己肯定感の考え方】

- ・「自分の存在全てを受け入れ、自分を大切な存在である」と捉えることから生じる感情
- ・「目標を持って、自らを高めようとする姿勢」から生じる感情であるとともに、「他者を理解・尊重することにより、自分も大切な存在である」と捉えることから生じる感情

(自己肯定感を高めるための取組)

幼児教育や家庭教育支援の充実、ふるさと教育の充実、探究活動や体験的活動の充実に取り組んでいきます。

4 5つの目標と22の施策（概要）

目標1 社会全体で学び続ける環境づくり

施策1-(1)社会全体で取り組む教育の推進

- 学校、家庭、地域の連携・協働の推進
- コミュニティ・スクールの導入促進、運営の充実
- 学校、地域の連携による、ふるさとへの愛着や誇りを高める教育の充実

【主な取組】

- ・ 学校支援ボランティア等による地域学校協働活動、放課後子供教室、地域未来塾、外部人材を活用した教育支援活動（土曜授業等）の取組を充実し、学校、家庭、地域の連携・協働体制を構築することにより、学校を核とした地域づくりを推進します。
- ・ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入・充実と地域学校協働活動の一体的な取組により、学校と地域住民等が育てたい子ども像や学校・地域の課題を共有するなど、地域とともにある学校づくりを推進します。

施策1-(2)家庭教育の充実

- 保護者同士のネットワーク形成の推進
- 保護者への学習機会の提供、訪問型家庭教育支援の推進

【主な取組】

- ・ 保護者同士のネットワークの形成を進めるとともに、保護者への多様な学習機会の提供、関係機関と連携した相談体制の整備や家庭教育支援チーム等による「届ける家庭教育支援」体制の構築など、家庭教育の支援を充実します。

施策1-(3)生涯学習の環境整備と活動支援

- 全ての人が生涯学び、活躍できる機会の充実
- 図書館、博物館等の社会教育施設の機能の充実
- 人権尊重の心を育む教育の充実

【主な取組】

- ・ 人生100年時代をより豊かに生きるため、とっとり県民カレッジなどの学びの場を通して、県民が生涯にわたって自ら学習し、地域の様々な課題に対応する力を身に付けるとともに、地域とのつながりをもつことにより、学びの成果を地域に還元する仕組み（学びと行動が循環）づくりを進め、県民一人一人が生涯にわたって活躍できる社会の構築を目指します。
- ・ 県立図書館を核に、市町村立図書館、学校図書館や関係機関と連携し、より多くの県民の図書館活用を推進します。
- ・ 県民が、自然、歴史・民俗、美術等について、常設展示、企画展、講演、体験活動等を通じて、教養を高め、感動や新たな発見が生まれる「魅力ある博物館」づくりを推進します。

目標2 学ぶ意欲を高める学校教育の推進

2-(4) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進

- 子どもの情操、道徳心、自他を尊重する力の育成
- 読書活動の推進

[主な取組]

- ・ 子どもたちの豊かな心の育成、規範意識の向上に向けて、道徳教育の充実を図ります。
- ・ 「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」に基づき、子どもが読書に親しむための機会の充実、環境の整備等を図り、関係機関と連携して、子どもの読書活動を推進します。

施策2-(5) ふるさと鳥取から学ぶ教育の充実

- ふるさと鳥取に根差して、グローバルな視点で考え方行動できる人材の育成

[主な取組]

- ・ 子どもたちが、地域の史跡、まちなみ、建築物、郷土芸能、伝統芸能、民工芸等、鳥取県の貴重な地域資源に触れ、ふるさと鳥取の良さを感じ、誇りに思う心や態度を、学校と地域が連携して育成します。
- ・ 各教科や総合的な学習の時間等において、計画的な探究学習や自然体験活動、集団宿泊体験等を充実し、子どもたちの豊かな人間性や自己肯定感を育みます。

施策2-(6) 幼児教育の充実

- 鳥取県幼児教育センター、市町村、園の連携・協力による幼児教育・保育の推進

[主な取組]

- ・ 幼児教育の拠点機能を強化するために設置している鳥取県幼児教育センターの取組等を通じて、園の現状等の把握、園内研修支援、小学校との連携を推進していきます。
- ・ 子どもたちの体力の向上、完成、探求心、集中力、自ら考える力などを育成するため、積極的に自然体験活動に取り組む園を認証するなど、自然保育の推進を図ります。

施策2-(7) 確かな学力・学びに向かう力の育成

- 読解力を高め、習得した知識等を活用し、主体的に課題の解決に生かしていく力の育成
- 自ら学ぶ意欲を高め、自らの意志で進路を選択する力を養うキャリア教育の充実

[主な取組]

- ・ 地域で活躍する人材、企業、団体等と連携して、職場体験、インターンシップを充実するなど、自らの生き方・在り方を考えるキャリア教育に取り組み、子どもたちが将来に夢や目標を抱き、実現に向けて取り組む意欲を高めます。
- ・ 子どもたちに基礎的な知識・技能を確実に習得させ、社会の様々な場面で変化する状況や課題に応じて主体的に判断しながら、他者と協働し、課題を解決することができる「確かな学力」や「学びに向かう力」を育成していきます。

施策2－(8)特別支援教育の充実

- 障がいの状態や発達段階に応じた教育の充実と専門性の向上
- インクルーシブ教育システムの推進に向けた基礎的環境整備及び合理的配慮の充実

[主な取組]

- ・ 特別な支援を必要とする子どもについて、就学前から就労に至るまでの切れ目ない支援体制の整備を促すため、教育・福祉・保健・医療・労働の関係機関が連携して、支援を行います。
- ・ 特別支援学校において、教育相談や研修など、地域の特別支援教育の拠点として、機能の一層の充実を図ります。また、学校内の関係者や教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連絡調整、保護者との関係づくりを推進することにより、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進に努めます。

施策2－(9)社会の変革期に対応できる教育の推進

- 英語教育の充実によるグローバルマインドの育成
- 人工知能（AI）等の技術革新を見据えたICT活用教育の推進
- 手話教育によるコミュニケーション力の育成
- 成年年齢引下げによる消費者教育の推進

[主な取組]

- ・ 小・中・高等学校を通じた英語・コミュニケーション能力の育成により、豊かな語学力・コミュニケーション能力を身につけ、多様な価値観に対応できる柔軟性を持ったグローバル人材の育成を図ります。
- ・ 学習指導要領に基づいた教育を着実に実施し、社会科、公民科や家庭科等を中心としながら、各教科等、教育活動全体を通して、子どもたちの発達段階に応じた消費者教育、主権者教育を推進します。また、模擬体験等の手法を用いて、実践的な知識の習得につなげる取組を充実します。

目標3 学校を支える教育環境の充実

施策3－(10)魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進

- 県立高校の在り方の抜本的な検討
- 県立高校の魅力化・特色化
- 地域とともにある学校づくり・魅力発信

[主な取組]

- ・ 「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針」（平成28年3月策定：2019年度から2025年度までの方針）に基づき、関係者等の意見を聞きながら、その内容を具体化、明確化していくとともに、2026年度以降の県立高等学校の在り方について、分校化や学校再編、特色ある新たな学科の設置などを含め、抜本的な検討を進めます。
- ・ 県外から本県県立高等学校に進学する生徒の受入を積極的に進め、学校の適正規模を維持するとともに、活性化を図ります。
- ・ 中山間地域の高等学校については、立地する地元自治体や地域住民等とも連携し、学校の在り方、活性化の方策等について、検討を進めます。

施策3-(11)次代の学校教育を担う使命感・実践力を備えた教職員の確保・育成

- 大量退職期における、魅力ある教員の確保・育成
- 教職員の働き方改革の推進
- 学校を支える専門スタッフの充実

[主な取組]

- ・ 高校生、大学生に対してキャリア教育の一環として教員の魅力や責任を説明する機会を設けるとともに、採用試験受験希望者に対する説明会を開催するなどして受験者の確保に取り組みます。教員採用試験を創意工夫し、優秀な人材の採用に努めます。

施策3-(12)安全、安心で質の高い教育環境の整備

- 学校の施設整備の充実
- 鳥取県中部地震を踏まえた学校の防災力強化等、安全・安心な教育環境づくりを推進

[主な取組]

- ・ 県立学校の長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能強化、太陽光発電設備等の環境教育に資する設備の導入など、教育環境の質的向上を進めます。
- ・ 地震や津波等の災害から子どもたちを守るために、実践的な防災教育を推進します。
- ・ 不審者等の犯罪から子どもたちを守るために、学校、家庭、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。

施策3-(13)いじめ、不登校等に対する対応強化

- いじめ、不登校等の未然防止、早期発見・早期支援

[主な取組]

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を進め、子どもを取り巻く環境への働きかけ等を通して、いじめ、暴力行為、不登校、中途退学などの生徒指導上の諸課題の未然防止、早期対応に向けた取組を強化します。
- ・ 多様化、複雑化する不登校の要因を的確に把握し、学校、家庭、関係機関が連携しながら支援方法を共有し、個々の子どもに応じたきめ細やかな支援を行っていきます。

施策3-(14)多様なニーズに応える学びのセーフティネットの構築

- 貧困等の社会課題への対応、不登校生徒等に対する多様な学びの場の確保

[主な取組]

- ・ 「地域未来塾」等の地域学校協働活動を行う市町村を支援し、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていない子どもたちに対し、子ども食堂と連携するなどの支援を充実します。
- ・ 様々な理由により義務教育を修了できなかった人や不登校等のために十分に学校に通えなかった人、現在何らかの理由で学校に通えていない子どもたち等に対して、学びの機会の提供に努めます。
- ・ 国際化の進展や在留外国人の増加等に伴い、帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の需要が高まっていることを踏まえ、当該児童生徒に対する教育支援など、安心して学べる

教育環境づくりを進めます。

施策3-(15)私立学校への支援の充実

- 私立学校の多様な取組への支援

[主な取組]

- ・私立学校の特色ある取組を応援するため、優秀な教職員の人材確保や教育環境の維持向上に必要な経費を助成するとともに、就学支援金や授業料減免などによる保護者、生徒の経済的負担軽減を図り、県民に多様で良質な教育の選択肢を提供することを通じて、多彩で優れた人材を養成します。

目標4 生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進

施策4-(16)健やかな心と体づくりの推進

- 子どもの体力・運動能力の向上、健康教育及び食育の推進

[主な取組]

- ・各学校での体力向上推進計画書の策定及び体力・運動能力調査を活用したP D C Aサイクルによる取組を支援し、各学校の実状に応じた子どもたちの体力・運動能力の向上を推進します。
- ・子どもたちが健康と命の大切さについて学ぶため、がん教育や性に関する指導等の健康教育の充実を図ります。

施策4-(17)ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実

- 幼児期からの運動習慣づくり
- 障がい者スポーツの推進

[主な取組]

- ・生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための健康や体力の基礎を培うとともに、人格形成につながるスポーツ活動や運動部活動の充実を図ります。
- ・「知る」「見る」「する」「応援する」など、障がい者スポーツの多様な親しみ方や関わり方について周知、啓発を行います。

施策4-(18)トップアスリートの育成(競技力向上)

- ジュニア期からトップレベルに至る体系的な指導体制等の充実

[主な取組]

- ・オリンピック・パラリンピックや次期鳥取国体向けた競技力向上施策の推進、環境整備やスポーツ気運醸成のための合宿誘致などに取り組みます。

目標5 文化、伝統、豊かな自然の継承、再発見、芸術の創造

施策5-(19)文化芸術活動の一層の振興

- 子どもたちや若者が文化芸術に触れ、感性を高める機会の提供
- 障がい者による文化芸術活動の推進

【主な取組】

- ・鳥取県ジュニア美術展覧会や鳥取県総合芸術文化祭、公益財団法人鳥取県文化振興財団事業のほか、廃校等を使った文化芸術の発表等による鑑賞人口の拡大など、県民が文化芸術を発表する場や鑑賞する機会を拡充します。
- ・平成30年10月に策定した鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画に基づき、障がいのある人が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動を促進するとともに、障がいの有無にかかわらず文化芸術を通じて共に交流する機会を創出します。

施策5-(20)未来を「つくる」県民立美術館整備による文化芸術の創造・発展

- 地域に根差した「私たちの県民立美術館」の整備を契機とした美術を通した学びの支援

【主な取組】

- ・鳥取県立美術館整備基本計画に基づき、コンセプトに掲げた「未来を『つくる』美術館」の実現に向けた取組を、県民とのコミュニケーションを図りながら着実に進めます。
- ・子どもたちが美術に触れ、美術を通じて学びを深めるための「美術ラーニングセンター(仮称)」機能の具体化に向け、対話型鑑賞教育に有効なデジタルコンテンツの試行・効果検証、小学校新規採用教員に対する研修の実施などの体制づくりを進めます。

施策5-(21)文化芸術の発展を担う人材の育成

- 質の高い文化芸術に触れる機会や体験をとおし、優れた才能や個性を引き出し、鳥取県の文化芸術を担う人材を育成

【主な取組】

- ・文化芸術活動の実践者との連携や学校での芸術公演などにより、全ての子どもたちに優れた文化芸術の鑑賞、体験の機会を設定することに努め、豊かな人間性を育むとともに、文化芸術における優れた才能や個性を伸ばしていく取組を進めます。

施策5-(22)文化財の保存、活用、伝承

- 祭り、行事などを地域で伝承していく活動の支援
- ふるさとの自然、歴史に触れ学ぶ機会の充実
- 弥生二大遺跡の活用の推進

【主な取組】

- ・妻木晩田遺跡や青谷上寺地遺跡をはじめとする県内の史跡、名勝等を県民が訪ね、楽しめる環境を整備し、活用を促進します。
- ・青谷上寺地遺跡について、発掘調査や出土人骨のDNA分析の成果などを反映した整備を行い、文化財を活かした観光拠点等として地域の振興に寄与できる史跡公園とすることを目指します。



自立して心豊かに生きる未来を創造する鳥取県の人づくり

(案)

鳥取県教育振興基本計画

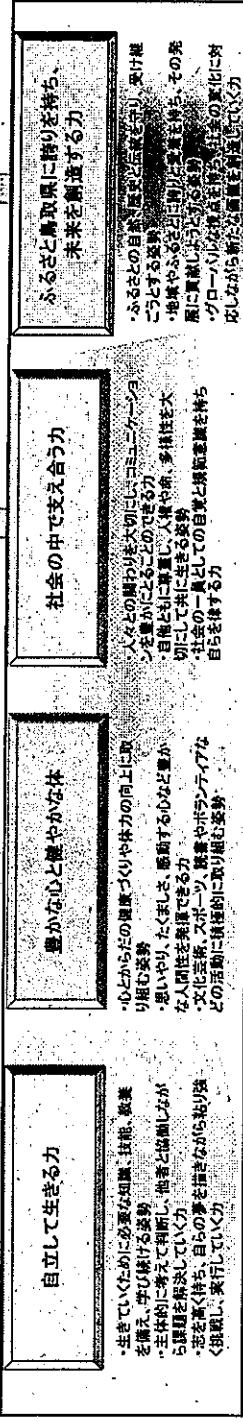
(2019~2023)

～未来を拓く教育プラン～

鳥取県教育委員会

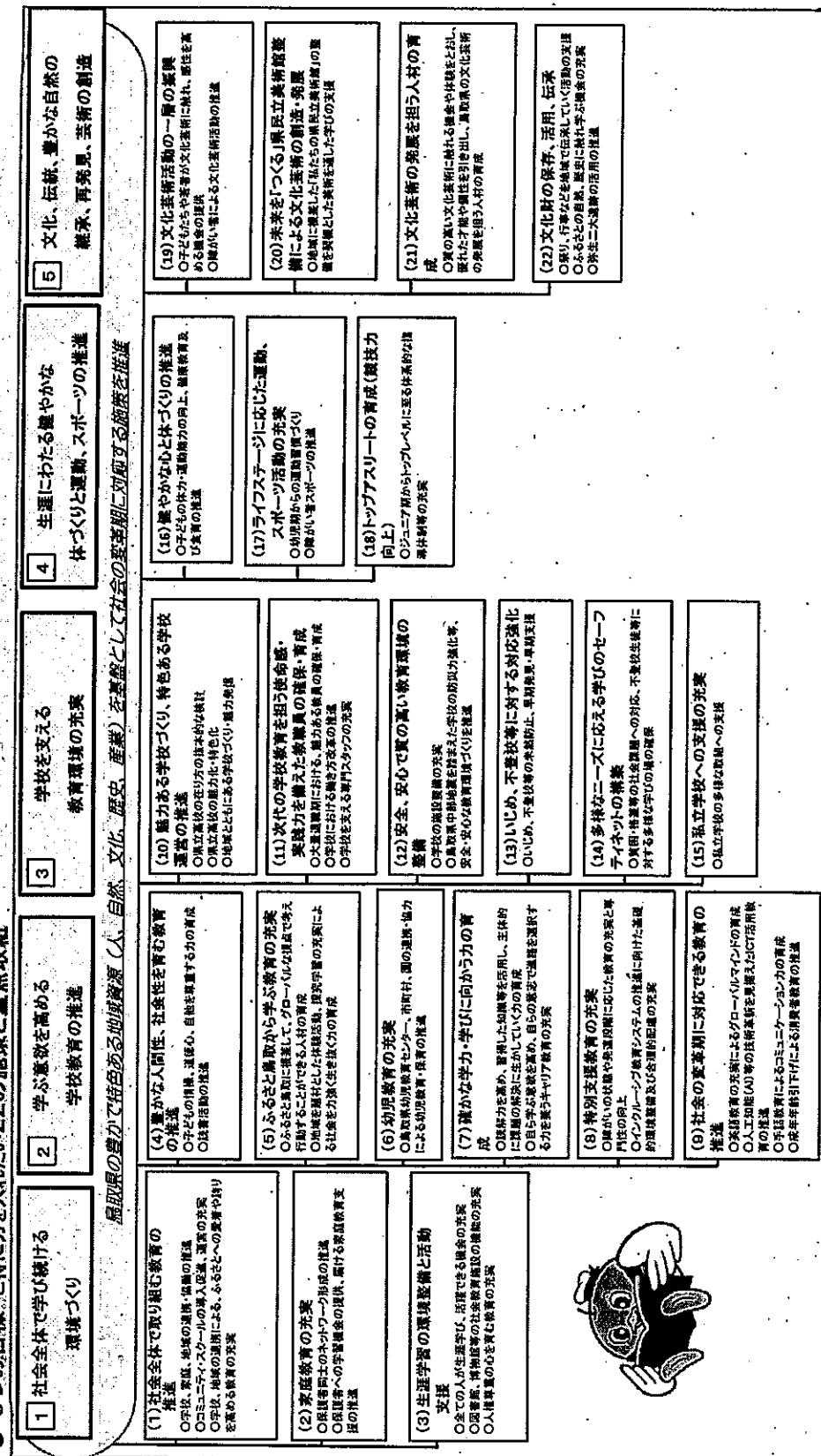
自立して心豊かに生きる 未来を創造する 人づくり

● 基本理念を支える4つの「力と姿勢」



鳥取の物語を尊重することができる、夢を目標に高い目標に向かう生き方

● 5つの目標と特に力を入れたい22の施策と重点取組



目 次

頁

第一章 鳥取県教育振興基本計画の改訂にあたって	1
第二章 目指す鳥取県の姿	10
第三章 鳥取県教育の基本理念	12
第四章 5つの目標と22の施策	16
目標 1 : 社会全体で学び続ける環境づくり	19
施策 1-(1) 社会全体で取り組む教育の推進	20
1-(2) 家庭教育の充実	23
1-(3) 生涯学習の環境整備と活動支援	25
目標 2 : 学ぶ意欲を高める学校教育の推進	28
施策 2-(4) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進	29
2-(5) ふるさと鳥取から学ぶ教育の充実	31
2-(6) 幼児教育の充実	33
2-(7) 確かな学力・学びに向かう力の育成	35
2-(8) 特別支援教育の充実	38
2-(9) 社会の変革期に対応できる教育の推進	41
目標 3 : 学校を支える教育環境の充実	44
施策 3-(10) 魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進	45
3-(11) 次代の学校教育を担う使命感・実践力を備えた教職員の確保・ 育成	47
3-(12) 安全、安心で質の高い教育環境の整備	49
3-(13) いじめ、不登校等に対する対応強化	51
3-(14) 多様なニーズに応える学びのセーフティネットの構築	53
3-(15) 私立学校への支援の充実	55
目標 4 : 生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進	56
施策 4-(16) 健やかな心と体づくりの推進	57
4-(17) ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実	60
4-(18) トップアスリートの育成（競技力向上）	62
目標 5 : 文化、伝統、豊かな自然の継承、再発見、芸術の創造	64
施策 5-(19) 文化芸術活動の一層の振興	65
5-(20) 未来を「つくる」県民立美術館整備による文化芸術の創造・ 発展	66
5-(21) 文化芸術の発展を担う人材の育成	67
5-(22) 文化財の保存、活用、伝承	68
第五章 鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制	71
参考資料	73

第一章 烏取県教育振興基本計画の改訂にあたって

改訂の趣旨

鳥取県教育振興基本計画（以下、「計画」という。）は、中長期的に取り組むべき本県の教育課題や目指すべき姿の共通認識とその実現に向けた取組の方向性を示すものです。

鳥取県では、平成21年3月に、平成18年度に改正された教育基本法を踏まえ、平成21年度から平成25年度を計画期間とする第一期の計画（以下、「第一期計画」という。）を策定後、平成26年3月には平成26年度から平成30年度を計画期間とする第二期の計画（以下、「第二期計画」という。）に改訂し、「自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり」を基本理念として、鳥取県の教育を推進してきました。

平成30年度末で第二期計画の計画期間が終了することに伴い、第二期計画の成果と課題を踏まえ、続く5年間の本県の教育施策の方向性を示すため、計画を改訂します。

計画の性格

本計画は、本県教育が中長期的に目指すべき姿や取組の方向性等について示したものであり、鳥取県教育の基本指針であるとともに、県民、NPO、住民団体や地域活動を行う団体、企業、大学、市町村等の様々な取組主体と連携、協働して取り組むための共通の指針となるものです。

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく鳥取県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

また、国が平成30年6月15日に閣議決定した第三期教育振興基本計画を参照するとともに、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針について定めた鳥取県の「教育に関する大綱」や鳥取県が定める各種計画（鳥取県の将来ビジョン、鳥取県元気づくり総合戦略など）の方向性等も踏まえた計画としています。

計画期間

計画期間は、平成31年4月から5年間とします。

なお、計画期間内であっても、必要があれば、見直しを行うなど、柔軟な対応を行います。

計画の構成

- ・ 鳥取県教育が中長期的に目指すべき姿を「基本理念」として示し、基本理念を踏まえて鳥取県教育で育てたい、具体的な能力などを『基本理念を支える4つの「力と姿勢』』として示しています。
- ・ 鳥取県教育の抱える諸課題を解決するため、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき方向性を「目標」としてまとめました。
- ・ 具体的な施策を実施するに当たり、「目標」ごとに、5年間に達成しようとする施策や数値目標を設定するとともに、毎年度、取り組む行動計画をアクションプランとして別に定め、取組を検証、評価するとともに、新たな取組へ反映させていくこととします。

第二期計画における取組と成果等

第二期計画においては、基本理念の実現に向け、「社会全体で学び続ける環境づくり」「学ぶ意欲を高める学校教育の推進」「学校を支える教育環境の充実」「生涯にわたって運動、スポーツに親しむ環境づくり」「文化、伝統の継承、創造、再発見」の5つの目標ごとに、具体的な取組を進めてきました。

第二期計画における5つの目標ごとの取組と成果等は次のとおりであり、これまでの状況を踏まえ、第三期計画への取組につなげていきます。

目標1 社会全体で学び続ける環境づくり

- ・ 地域社会の抱える課題が、多様化、複雑化する中において、学校、家庭、地域が連携・協働して、子どもたちを育てる体制整備を進めるとともに、家庭や保護者への支援として、子育てへの不安等を抱える方への学習機会の提供、相談支援を行うなど、家庭教育の充実に取り組んできました。
- ・ 図書館、博物館等の社会教育施設の活用促進により、県民の学びや人づくり、地域づくりを支えるなど、全ての人が、いつでも学習ができ、学んだことを地域に生かすことができる環境づくりに取り組んできました。

(主な取組内容、成果等)

施策項目	内容
社会全体で取り組む教育の推進	<ul style="list-style-type: none">○地域のボランティア活動により学校を支援する「学校支援ボランティア登録者数」が目標の7,000人を達成（H27から7,000人を超える。H29：7,453人）。 ※子どもたちの登下校時における見守り活動等、小中学校の約7割で学校支援ボランティア活動を実施。○地域住民や大学生ボランティア等の協力による子どもたちの学習支援を実施する「地域未来塾」実施市町村数の増加（H26：0市町村→H29：10市町村）。○電子メディアの適切な利用を推進するため、「鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員」をPTAや地域等で開催される学習会に派遣するほか、「とつとり子どもサミット」の開催等、子どもたち自身が主体的に考え、話し合う取組等を実施。
家庭教育の充実	<ul style="list-style-type: none">○家庭教育の充実に向けた職場環境づくりに自動的に取り組む企業との協定締結企業社数の増加（H26：571社→H30：697社）。○鳥取県青少年健全育成条例改正（H26）をうけ、保護者の「ペアレンタルコントロール」（青少年のインターネットの利用を管理するために保護者が行うべき措置）実施の努力義務規定を設け、県民啓発を実施。 ※インターネット接続機器へのフィルタリング設定や保護者の関わりの重要性について、県民意識の向上に向けた取組を推進。
生涯学習の環境整備と活動支援	<ul style="list-style-type: none">○県立図書館と県内図書館との連携ネットワークの構築が評価され、『Library of the Year2016ライブラリアンシップ賞』を県立図書館が受賞（H28.11）。 ※県立図書館は2006年に第1回 Library of the Year を受賞。（2度の受賞は全国初）○県立図書館に学校図書館支援センターを設置（H27）。

施策項目	内容
	<p>※同センターに配置した学校図書館支援員による研修・相談等を通じて、子どもたちの学ぶ力の育成について、就学前から高校まで一貫した学校図書館活用教育を各学校・市町村教育委員会等と連携して推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「鳥取県立図書館の目指す図書館像」の第2次改定版を策定（H29）。 ※デジタル化時代に対応した知の拠点づくり、国や県施策と連動した重要施策への対応、まちづくりや子ども支援に取り組む方との協働、図書館サービスのアウトリーチ型展開を推進。 ○読書活動について、「読書が好き」な子どもは小学生75.7%（全国：74.3%）、中学生74.9%（全国：69.9%）と全国の割合を上回った。（H29全国学力・学習状況調査結果） ○県立博物館について、常設展示の他、年5回開催の企画展、移動博物館・美術館、各種普及講座や体験学習会などの実施により、年間100,000人近くの県民が参加。 ○「鳥取県美術館整備基本構想検討委員会」（H27.7設置）の答申を受け、「鳥取県立美術館整備基本構想」の策定（H29.3）に続き、「鳥取県立美術館整備基本計画」を策定（H30.7）し、コンセプトに掲げた「未来を『つくる』美術館」の実現に向けた取組を県民とのコミュニケーションを図りながら推進。 ○「今後の生涯学習振興施策及びとっとり県民カレッジのあり方」（H27.11鳥取県教育審議会答申）を踏まえ、「とっとり県民カレッジ」において、地域課題に係る県民の主体的な学びと学びの成果を活かす行動を促進するため、参加型の主催講座を実施。

目標2 学ぶ意欲を高める学校教育の推進

・ 子どもたちが基礎的な知識・技能を習得するとともに、習得した知識・技能と既存の知識を組み合わせ、社会における様々な場面で主体的に判断し、他者と協働して課題を解決していくことができる力を育むため、幼保小中高の校種を超えた一貫性のある教育の推進、主体的な学びや協調・協働して答えを創りあげるアクティブ・ラーニング型の授業実践等に取り組んできました。

また、全国学力・学習状況調査等で明らかになっている学力課題等の解決に向け、市町村教育委員会と連携・協働して取組を進めてきました。

・ 社会のグローバル化の進展に対応するため、英語教育やICT活用教育の推進、主権者教育、キャリア教育や体験活動、探究活動等、多様な学習機会の充実に努めきました。

・ 特別な支援を必要とする子どもが増加している中、障がいのある子どもたちの自立や社会参加を進め、社会の中で輝ける存在として活躍できるよう、一人一人のニーズに対応した教育を進めるとともに、就学前から就労まで切れ目のない一貫した支援体制を整え、就学先の決定・就労支援・職場定着、医療的ケアの必要な子どもたちへの支援体制の充実に取り組んできました。

(主な取組内容、成果等)

施策項目	内容
幼児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○「鳥取県幼児教育センター」を開設（H29）。 ※幼児教育の拠点機能を強化。幼児教育担当指導主事、幼児教育アドバイザー等の訪問指導、市町村指導者研修の実施、園内研修支援等を行い、幼児教育・保育現場の取組を支援。 ○質の高い幼児教育の全県展開のため、「鳥取県幼児教育振興プログラム」や「鳥取県幼保小連携カリキュラム」「鳥取県『遊びきる子ども』を育む取組事例集」「鳥取県幼保小接続ハンドブック」等を活用し、幼稚園・保育所・認定こども園等の指導力向上を図る取組を推進。
学力向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○校種間連携の取組であるスクラム教育を発展させ、新たなスクラム教育を3年間実施（H26～28）。地域ごとに取り組んだ成果について、全ての校種の教員が参加する「鳥取県教育研究大会」で実践発表等を行い、成果を全県に展開。 ○全国学力・学習状況調査等で明らかになった課題等を踏まえた学力向上対策を実施。 ※県教育委員会と各市町村教育委員会が連携・協働した地域課題に応じた学力向上推進事業を実施。学力向上推進プロジェクトチームの設置による戦略的、短期的、中長期的な視点からの抜本的対策を実施（H30）。 ○エキスパート教員認定者数の増加（H26：94人→H30：112人） ※エキスパート教員の優れた指導力を活用し、教員の授業力・指導力を向上。
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学校生徒の職場開拓等を行う就労サポーターと職場定着を促進する定着支援員の役割を兼ねた就労・定着支援員を配置（H30～）。就労から就職後まで切れ目のない支援を実施。 ○特別支援学校に常勤の看護師を配置（H27～、H30：3名（鳥取養護学校、倉吉養護学校、皆生養護学校））。学校での安心・安全な医療的ケアの実施体制を整備。 ○鳥取県手話言語条例制定（H25）に伴い、「手話ハンドブック」の作成（H26）や手話普及支援員と手話普及コーディネーターを配置（H26～）。学校における手話学習等の支援を実施。
社会の進展に対応できる教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○世界トップクラスの米国スタンフォード大学と連携し、高校生向けの遠隔講座を開設し、鳥取県の高校生向けに授業をカスタマイズして提供（H28～）。 ○中学生や高等学校教員の英検取得率が上昇（英検3級程度の英語力を有する中学生 H26：32%→H29：35.7%、英検準1級程度の英語力を有する高等学校の教員 H26：75.4%→H29：83.3%）。 ○「主権者教育推進事業」において、全ての県立高等学校で模擬選挙等を実施（H28～）。 ○農林水産業に関連する専門高等学校において、地域の産業界、大学等と連携し、地域産業の担い手となる人材育成を推進（とっとり農林水産人材育成シ

施策項目	内容
	システム推進事業：県版 SPH 事業）。また、長期インターンシップ・高度専門資格取得プログラムにより実践的な知識技術を習得した者を認証する「スーパー農林水産業士」制度（H29～）の創設により、県内就業等の取組を促進。
豊かな人間性、社会性を育む教育の推進	○県立青少年社会教育施設の運営に指定管理制度を一部導入して民間のノウハウを活かすとともに、指導員体制を強化し、現代的課題に対応した事業や星空環境を活かした事業など自然体験活動を実施。 ○読み聞かせの大切さ等を伝える「鳥取県子ども読書アドバイザー」を保護者研修会等に派遣するとともに、「中学生ポップコンテスト」や「ビブリオバトル（書評合戦）」により、中高生が本を手に取るきっかけづくりを推進。

目標3 学校を支える教育環境の充実

- 少子化の進行等により学校の統廃合、再編が進み、子どもたちの教育環境にも大きな変化が生じています。県立高等学校においては、「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針」に基づき、学校規模や学科の在り方等の見直しを行うとともに、次期基本方針を策定（H28.3）し、魅力と活力にあふれる学校づくりを進めてきました。
- 学校や社会を取り巻く環境が大きく変化し、子どもたちが抱える課題が多様化する中で、いじめ、不登校への対応、特別な支援を必要とする子どもたちへの対応、地震等の自然災害への対応等、学校や教職員に求められる役割は複雑化・多様化しています。

このような状況において、子どもたちの抱える課題に適切に対応しつつ、その学びと成長を支えていくため、教職員の対応力の強化とともに、適正な教職員配置や施設設備整備等を進め、教育環境の質の向上に努めてきました。あわせて、教職員の心身の健康保持に努めるとともに、一人一人の児童生徒の指導に専念できる環境を整えるため、多忙解消・負担軽減に取り組んできました。

（主な取組内容、成果等）

施策項目	内容
人口減少期を好機と捉えた学校教育の充実	○国の取組に先駆けて、全ての小中学校で実施している少人数学級を継続して実施。子どもたちの発達段階に応じたきめ細やかな指導等を実施。 ○県立高等学校において、各校が重点的に取り組むべき項目を県教育委員会が指定する『県立高等学校重点校』制度を導入（H30～）。学校の魅力化・特色化を推進。
特色ある学校運営の推進	○「鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について～インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進～」（H26.9）の答申を踏まえ、インクルーシブ教育システムについて、市町村の実情に合わせた体制整備を推進。
人的、物的な教育資源の充実	○米子市立米子養護学校を鳥取県に移管し、皆生養護学校皆浜分校を設置（H30）。 ※鳥取県西部地区における病弱をはじめとする特別支援教育体制を充実。

施策項目	内容
	<p>○県内全市町村参加による「市町村立学校の学校業務支援システム」の共同調達及びシステムの構築（H30運用開始）。</p> <p>○教職員の時間外業務削減に向けた具体的な目標等を定めた「鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」を策定（H29）。</p> <p>※教職員の多忙解消及び負担軽減に向けた取組を行い、学校現場の働き方改革の取組を推進。</p>
安全、安心な教育環境の整備	<p>○学校の耐震化を推進。構造体の耐震改修が完了（県立学校：H29、公立小中学校：H30）</p> <p>○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を進め、子どもを取り巻く環境への働きかけ等を通して、いじめ、不登校、中途退学などの生徒指導上の諸課題の未然防止、早期対応に向けた取組を推進。</p> <p>○鳥取県教育センター内に開設（H22）していた教育支援センター（ハートフルスペース）を中西部にも設置（H29）。ひきこもりや不登校等の相談への対応を強化。</p> <p>○平成28年熊本地震や鳥取県中部地震の発生を教訓とし、学校避難所環境の整備（県立学校の多目的トイレ整備等）や公立小中特別支援学校で学校防災マニュアルの点検等を実施（H29）。</p>

目標4 生涯にわたって運動、スポーツに親しむ環境づくり

- ・ 幼児期から楽しく体を動かす機会を確保し、少年期、成年期と統いて、運動（遊び）が日常的に定着し習慣化していくよう、ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実に取り組んできました。
- また、年齢や性別、障がい等を問わず、関心、適性等に応じてスポーツに親しむことができる環境づくりを推進してきました。
- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定を契機として、全国や世界で活躍できる選手の育成に向けて、ジュニア期からの一貫指導体制、指導者の強化等の充実に取り組んできました。

（主な取組内容、成果等）

施策項目	内容
ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実	<p>○「鳥取県体力・運動能力調査」結果を踏まえ、課題となっている柔軟性への対策として「ワンミニッツ・エクササイズ」を制作して、取組を推進。</p> <p>○ワールドマスターズゲームズ2021関西（4年に一度開催される概ね30歳以上なら誰もが参加できる国際総合競技大会で世界最高峰の生涯スポーツの祭典）において、アーチェリー（ターゲット）、自転車（トラック、ロードレース）、柔道、グラウンドゴルフの本県開催が決定。</p> <p>※スポーツ振興、生涯スポーツを通じた交流人口の拡大や地域活性化等の取組を推進。</p>

施策項目	内容
トップアスリートの育成（競技力向上）	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年度全国高等学校総合体育大会において、県内で開催された4競技（相撲、ホッケー、自転車、弓道）全てで優勝等、上位入賞。（入賞：個人19人、6団体） ○「文化・芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童生徒数（全国3位以上）」が目標値（60人）を達成（H29:80人）（目標5再掲）。 ○特別支援学校の体育館を拠点としたスポーツ活動の実施、在学中の生徒と居住地のスポーツクラブとをつなぐ支援により、運動スポーツを行う機会の拡大と障がい者理解の取組を促進。 ○ナショナルチーム等のキャンプ誘致を推進し、県民がトップアスリートに直接触れる機会等を創出。 (県内における主なキャンプ誘致、国際大会開催) <ul style="list-style-type: none"> ・ジャマイカ陸上競技チームのキャンプ実施（H27） ・レーザー級日本代表ユース選手の合宿実施（H28、H29・境港公共マリーナ）、ワールドカデットチャレンジ大会開催（卓球15歳以下・H30・鳥取県民体育館）、クライミングアジア選手権大会開催（H30・倉吉体育文化会館） ・卓球全日本ホープス（小学6年生以下、男子）チームの強化合宿実施（H27～H29・鳥取県民体育館） ・2020年東京オリンピック・パラリンピック ジャマイカ代表選手団の事前キャンプ実施決定、クロアチア拠点のセーリングチームキャンプ実施決定 ・2019レーザー級世界選手権大会開催決定（境港公共マリーナ）

目標5 文化、伝統の継承、創造、再発見

- ・子どもたちをはじめ、全ての県民が多彩な文化芸術に親しむことができるよう学校や地域において、優れた舞台芸術の鑑賞や文化芸術活動へ参加することができる機会の創出等を進めてきました。
- ・県民の財産である文化財や伝統文化を知り、その魅力に接する機会を創出し、その保存、次世代への継承に取り組んできました。

（主な取組内容、成果等）

施策項目	内容
文化、芸術活動の一層の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○「児童生徒が文化芸術に触れる機会を持った割合」について、目標値（100%）を達成。 ○「文化・芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童生徒数（全国3位以上）」が目標値（60人）を達成（H29:80人）（目標4再掲）。 ○平成27年（11/14～22）の近畿高等学校総合文化祭鳥取大会において、生徒実行委員会や各部門の生徒が中心となって主体的な準備・運営を実施。 ○「全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」（H26）、「特別支援学校合同文化祭」（H27）の取組を継承し、各学校において文化芸術活動に取り組み、共生社会実現へ向けた取組を推進。

施策項目	内容
文化財の保存、活用、伝承	<ul style="list-style-type: none"> ○「県指定文化財の新規指定件数」がH26～H29の4年間で33件となり、目標値（H26～H30の5年間で15件）を達成。 ○むきばんだまつりや青谷上寺地遺跡古代米田植え体験、どっとり弥生の王国シンポジウム、埋蔵文化財センター古代まつりなど、古代文化について魅力を発信。 ○「六根清浄と六感治癒の地～日本一危ない国宝鑑賞と世界屈指のラドン泉～三徳山・三朝温泉」(H27)、「地蔵信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市」(H28)の日本遺産認定。 ○青谷横木遺跡から古代の「女子群像」の板絵、柳の街路樹が発見(H28)される等、貴重な発見が続き、一般公開を行い、多くの方に鳥取の文化財について魅力を発信。 ○国立科学博物館等との共同研究で実施している青谷上寺地遺跡出土弥生人骨のDNA分析が進展。DNA分析中間成果報告会・青谷上寺地遺跡展示館での人骨展示(H30.11～)等、青谷上寺地遺跡の魅力等を発信。

改訂の主な内容

(1) 基本理念を実現するための基盤（『自己肯定感』の設定）

教育は、県民一人一人の豊かな生き方を創ると同時に、ふるさと鳥取県の豊かな未来づくりの基礎となるものであり、第二期計画では、「自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり」を基本理念として、取組を進めてきました。

第三期計画においては、現行の「基本理念」や「基本理念を支える『4つの力と姿勢』」を継承するとともに、基本理念を実現するための基盤となるものとして、子どもたちの「自己肯定感」を位置づけ、夢や目標、主体的な学びの意欲を持って生きる子どもたちを育んでいくことに重点を置いて取り組んでいきます。

(2) 『目標』と『施策』

目標と施策については、第二期計画の内容に沿いながら、現状に合わせて見直しを行いました。

個々の目標と施策の具体的な内容については、「第四章 5つの目標と22の施策」に記載します。

(3) 『重点取組』

本計画は、教育施策全般についての取組を掲げていますが、メリハリをつけた施策の推進を図るため、重点的に取り組むものを、「重点取組」として示しています。

「重点取組」は、計画期間内における施策の達成状況等により変わることが考えられますが、計画策定の段階で、より力を入れたい取組を重点取組に位置づけました。

(4) 『数値目標』

数値目標は、新たな指標を設定するとともに、既に目標を達成した指標を削除するなど、見直しを行いました。

第二章 目指す鳥取県の姿

本県においては、県政運営の基本となる「鳥取県の将来ビジョン」、人口減少等の課題に対する地方創世に向けた「鳥取県元気づくり総合戦略」を策定し、県民が心の豊かさを実感しながら、充実した生活を送るとともに、鳥取県及び県内市町村が活力を持ち、発展してくための取組を進めています。鳥取県教育振興基本計画の推進にあたっては、鳥取県の将来ビジョン、鳥取県元気づくり総合戦略等、鳥取県の各種の計画と方向性を共有し、取組を進めていきます。

「鳥取県の将来ビジョン」(H20.12月作成、H26.10月追補版作成)

目指す鳥取県の姿

みんなで創ろう「活力 あんしん 鳥取県」～心豊かな充実生活をめざして
県民、NPO、住民団体、企業、各団体等の知恵と力を結集して、地域・県外・国外と「顔
が見えるネットワーク」を持ちながら様々な活動を行う活力にあふれる鳥取県。
そして、その活力を活かし、人生のあらゆるステージ（段階）において、豊かな自然・環
境の中で、心の豊かさを実感しながら充実した生活を安心して送ることのできる鳥取県。
＝「活力 あんしん 鳥取県」を、県民とともに創ります。

I 【ひらく】地域で・県外で・国外で新時代に向かって扉をひらく

- 高等教育機関・専門高校と地域産業界が協働・連携し、鳥取のものづくりを支える将来の専門的職業人及び地域産業界のニーズに応じた職業人を育成

II 【つなげる】様々な活動・力をつなげ、結集して、持続可能で、魅力あふれる地域を創る

- 伝統行事、伝統文化、文化財等を維持・継承するとともに、そのための人材を育成

III 【守る】鳥取県の豊かな恵み・生活を守り、次代へつなぐ

- 地球にやさしい暮らし方の実践と課題解決への道づくり

IV 【楽しむ】いきいきと楽しみながら充実した生活を送る

- 鳥取県の歴史や文化を誇りに思い、鳥取県の様々な貴重な財産を大切にし、「郷土とつとり」に誇りを感じる機運・意識の醸成

- 芸術・文化を振興することによって、地域の「創造性」を高める

- 「いつでもどこでも学べる環境」づくりと「スポーツ振興」

V 【支え合う】お互いを認め、尊重して、支え合う

- 障がいのある方に対する福祉、保健、雇用、教育及び医療の連携した支援体制の構築

- スポーツ、文化・芸術活動や余暇活動などの機会を通じ、障がいのある方への理解が高まり、地域社会で共に生きる地域づくりの推進

VI 【育む】次代に向けて、躍動する「ひと」を育む

- 地域みんなで応援する「すこやか子育て」

- 「地域の知の拠点」としての高等教育機関等の地域連携等

- 地域に信頼され、地域の要請に応えられる学校教育と学校づくり

- 「知」「徳」「体」のバランスの取れた学校教育

- 家庭・地域の教育力を確立し、地域社会を支える「人財」を地域全体で育てる「地域循環型」教育の推進

- 科学・ものづくりに触れる機会を増やし、創造的で人間力を持った「人財」の育成

(● 鳥取県の将来ビジョンの中で教育に密接な関連があるもの)

「鳥取県元気づくり総合戦略」（H27.10月作成、H30.8月改訂）

地方創生の実現のため、東京圏に集中している人の流れを変えるとともに、子どもが増え「人口減少に歯止めをかける」対策と「人口減でも持続的で活力ある地域をつくる」対策の両方を行っていきます。

鳥取県には、都会にはない「豊かな自然」、「人と人との絆」、心豊かな暮らしを実現できる「幸せを感じる時間」があります。

このような鳥取県の強みを活かし、「響かせようトットリズム」を合い言葉として掲げ、県民の皆様と共に地方創生を進めていきます。

1 豊かな自然でのびのび鳥取らしく生きる 鳥取 + ism

- (1) 観光・交流
- (2) 農林水産業
 - 将来を担う若き担い手の活躍
- (3) エコスタイル

2 人々の絆が結ばれた鳥取のまちに住む 鳥取 + 住む

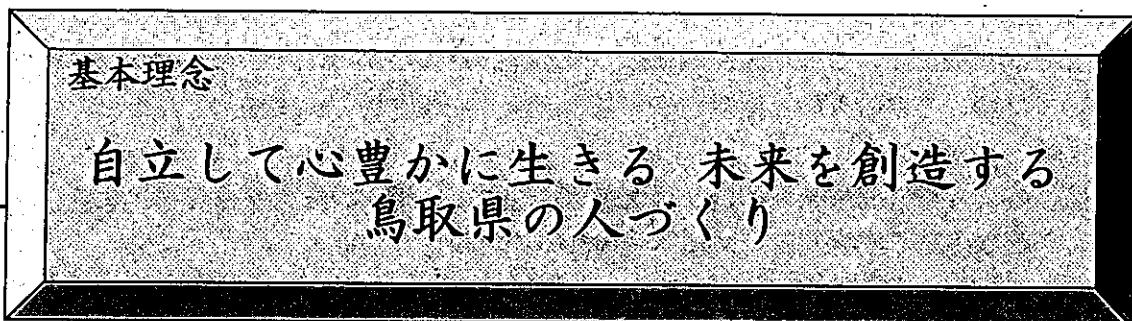
- (1) 出会い・子育て
 - 安心の出産・子育てを支援する
 - 地域で子育て世代を支える
- (2) 人財とっとり
 - 地域を支える人材の育成
 - 女性、高齢者、障がい者など多様な主体が輝く地域づくり
- (3) 支え愛

3 幸せを感じながら 鳥取の時を楽しむ 鳥取 + rhythm

- (1) 移住・定住
 - 「住み続けたい」「帰りたい」鳥取県
- (2) 働く場
- (3) まちづくり
 - アート・文化による地域づくり

（● 鳥取県元気づくり総合戦略の中で教育に密接な関連があるもの）

第三章 鳥取県教育の基本理念



▽自立して生きる力

- ・生きていくために必要な知識、技能、教養を備え、学び続ける姿勢
- ・主体的に考えて判断し、他者と協働しながら課題を解決していく力
- ・志を高く持ち、自らの夢を描きながら粘り強く挑戦し、実行していく力

▽豊かな心と健やかな体

- ・心とからだの健康づくりや体力の向上に取り組む姿勢
- ・思いやり、たくましさ、感動する心など豊かな人間性を発揮できる力
- ・文化芸術、スポーツ、読書やボランティアなどの活動に積極的に取り組む姿勢

▽社会の中で支え合う力

- ・人々との関わりを大切にし、コミュニケーションを豊かにとることのできる力
- ・自他ともに尊重し、人権や命を大切にして共に生きる姿勢
- ・社会の一員としての自覚と規範意識を持ち自らを律する力

▽ふるさと鳥取県に誇りを持ち、未来を創造する力

- ・ふるさとの自然、歴史と伝統を守り、受け継ごうとする姿勢
- ・地域やふるさとに誇りと愛着を持ち、その発展に貢献しようとする姿勢
- ・グローバルな視点を持ち、社会の変化に対応しながら新たな価値を創造していく力

「基本理念」等に対する考え方は、次のとおりです。

(1) 基本理念

鳥取県教育を進める上では、県民一人一人が、それぞれの立場で、教育に主体的に取り組んでいくことが重要です。このため、県民と方向性を共有しながら、その実現に向けた取組を推進していくため、本県教育の目指すべき「基本理念」を設定しています。

「教育」は、人格の完成を目指し、個性を尊重しつつ、個人の能力を伸長し、自立した人間を育て、幸福な生涯を実現するために不可欠なものです。

そして、県民が、幸福で充実した人生、より良い社会を創っていく責任は自分たち一人一人にあるという公共の精神を自覚し、これからの中の社会の在り方について考え、社会の中で互いを認め合いながら、協働、協調して、主体的に行動（自立）し、豊かな未来を自ら切り拓き、創造していく力が重要であることから、「自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり」を鳥取県教育の目指すべき基本理念として掲げ、取組を進めてきました。

第二期計画の終了を向かえ、今後の社会はこれまで以上に、少子・高齢化やグローバル化、さらなる技術革新の進展、雇用・経済情勢の変化、平均寿命の延伸による人生100年時代の到来等、大きな変革が予想されています。

このような今後の社会において、子どもたちが力強く生きていくために必要となる力は、誰も見たことのないような特殊な力ではなく、これまで必要とされてきた「主体的な学びや多様な人との協働を通じ、新たな価値を創造していく力」であり、その根本は変わるものではありません。

第二期計画の基本理念には、これからの中の時代に必要となるこれらの考え方が含まれており、第三期計画においても、現行の基本理念を継承していきます。

(2) 基本理念を支える4つの「力と姿勢」

鳥取県教育で育てたい能力、資質、技能、姿勢、意識などを、『基本理念を支える4つの「力と姿勢』』として定め、さらに、4つの「力と姿勢」をより具体的に分かりやすく表現するため、それぞれ説明を付けています。

(3) 基本理念を実現するための取組

基本理念の実現に向けては、子どもたち一人一人に目を向け、子どもたちが持つ多様な個性や能力を十分に把握し、個々に応じた教育を心身の発達段階を踏まえて行うとともに、子どもたちの個性や能力をさらに高めようとする意欲や態度を引き出すため、子どもたちの「自己肯定感」を醸成していくことが重要です。

自己肯定感については、様々な捉え方がなされていますが、「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上（平成29年6月1日 教育再生実行会議（第十次提言））」においては、次のとおり2つの側面から自己肯定感を捉えることができるとしています。

(2つの側面)

- ・自らのアイデンティティに目を向け、自分の長所のみならず短所を含めた自分らしさや個性を冷静に受け止めることで身に付けられる自己肯定感
- ・自らの力の向上に向けて努力することで得られる達成感や他者からの評価等を通じて育まれる自己肯定感

鳥取県教育委員会における「自己肯定感」の考え方

鳥取県教育委員会においては、教育再生実行会議の考え方も踏まえ、次のとおり自己肯定感の考え方等を整理します。

【鳥取県教育委員会の「自己肯定感」の考え方】

- 「自分の存在全てを受け入れ、自分を大切な存在である」と捉えることから生じる感情
- 「目標を持って、自らを高めようとする姿勢」から生じる感情であるとともに、「他者を理解・尊重することにより、自分も大切な存在である」と捉えることから生じる感情

(自己肯定感の側面)

-
- ・「自らの全て（長所だけでなく短所も含む）、自分らしさ、個性を受け止める」ことから生じるもの
 - ・「目標に到達した」「以前より成長した」という達成感から生じるもの
 - ・「他者を理解・尊重する中で、自らを受け止めること」から生じるもの
 - ・他者からの肯定、理解、承認により、より強まるもの

※それぞれの側面が相互に関連しており、双方の自己肯定感の側面を醸成していくことが重要

自己肯定感を醸成するための取組

【自己肯定感を醸成するための観点等】

- 大人が子どもにしっかり向き合い、一人一人の子どもが置かれた状況に目を向けていく。子どもの「個」を尊重する。
- 子どもたちの良いところ、長所を積極的に見つけ、認める、評価する。大人が愛情を持って接する姿勢を示し、子どもの可能性を広げていく。
- 子ども自身に目標を持つことや努力することの大切さを伝え、行動したこと、達成できたことを評価し、子どもたちの主体的な行動に繋げる。
- 子どもたちに役割や責任を持たせ、周囲から必要とされている、周囲の役に立っているということを感じることができるようとする。
- 他者との関係の中で、お互いに認め合い、他者を理解、尊重することができる環境づくりを進める。

【自己肯定感の醸成】

- 自分を客観的に見つめ、自分の可能性について気付くことができる。
- 他者との比較ではなく、自分の目標を持ち、目標の達成に向けて取り組むことができる。
- 他者から認められる、褒められる、励まされるなどの経験等を通じて、自分自身が大切な存在であると気付くことができる。
- 他者に対する理解や存在の大切さを理解することができる。他者への感謝や他者のために取り組む姿勢が大切であると感じることができる。

【自己肯定感の醸成に向けた取組の推進】

幼稚園教育要領、小学校、中学校、高等学校学習指導要領（前文）においても、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようになります。

子どもたちが、自己肯定感を基盤として、自他の価値を尊重し、夢や目標、主体的な学びの意欲を持って生きることができるよう「自己肯定感」を醸成していくための取組を進めていきます。

- 幼児期における教育の充実や家庭教育の支援を進め、子どもたちが愛情を受けて育っていくことができる環境を整えていきます。
- 子どもたち一人一人が、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくために、必要な能力や態度を育てるキャリア教育を充実します。
- 体験学習や探究学習を生かした取組を推進し、実社会とのつながりを感じ、子どもたちが、他者との協働や社会の中での役割等を実感することができる取組を進めます。
- 地域の伝統、文化に触れる活動やふるさと教育を充実させることで、社会との関わりの中で豊かな経験を積み、学び続け、自分らしく自立してたくましく生き抜くことのできる力と、学んだことを生かして社会や地域に貢献する力の育成を目指します。
- 「いじめ」や「児童虐待」など、子どもの人権を侵害する行為は、子どもの人格形成や自己肯定感に大きく影響しており、自分自身や他者の存在の大切さを認めることができる人権感覚にあふれる意識・態度を育むため、人権教育の視点からも、自己肯定感を醸成することについて取り組みます。

第四章 5つの目標と22の施策

基本理念の実現に向けて、今後5年間で、総合的かつ計画的に取り組むべき施策として、5つの目標と22の施策を定めて取り組みます。

また、それぞれの施策のより具体的な方向性を示す「施策項目」のうち、特に重点的に取り組むものを、「重点取組」として位置づけます。

目標1：社会全体で学び続ける環境づくり

P~19

施策1－(1)社会全体で取り組む教育の推進

..20

1－(2)家庭教育の充実

..23

1－(3)生涯学習の環境整備と活動支援

..25

重点取組

施策1－(1)社会全体で取り組む教育の推進

- 学校、家庭、地域の連携・協働の推進
- コミュニティ・スクールの導入促進、運営の充実
- 学校、地域の連携による、ふるさとへの愛着や誇りを高める教育の充実

施策1－(2)家庭教育の充実

- 保護者同士のネットワーク形成の推進
- 保護者への学習機会の提供、届ける家庭教育支援の推進

施策1－(3)生涯学習の環境整備と活動支援

- 全ての人が生涯学び、活躍できる機会の充実
- 図書館、博物館等の社会教育施設の機能の充実
- 人権尊重の心を育む教育の充実

目標2：学ぶ意欲を高める学校教育の推進

P~28

施策2－(4)豊かな人間性、社会性を育む教育の推進

..29

2－(5)ふるさと鳥取から学ぶ教育の充実

..31

2－(6)幼児教育の充実

..33

2－(7)確かな学力・学びに向かう力の育成

..35

2－(8)特別支援教育の充実

..38

2－(9)社会の変革期に対応できる教育の推進

..41

重点取組

施策2－(4)豊かな人間性、社会性を育む教育の推進

- 子どもの情操、道徳心、自他を尊重する力の育成
- 読書活動の推進

施策2－(5)ふるさと鳥取から学ぶ教育の充実

- ふるさと鳥取に根差して、グローバルな視点で考え方行動できる人材の育成

施策2－(6)幼児教育の充実

- 鳥取県幼児教育センター、市町村、園の連携・協力による幼児教育・保育の推進

施策2－(7)確かな学力・学びに向かう力の育成

- 読み解力を高め、習得した知識等を活用し、主体的に課題の解決に生かしていく力の育成

- 自ら学ぶ意欲を高め、自らの意志で進路を選択する力を養うキャリア教育の充実

施策2－(8)特別支援教育の充実

- 障がいの状態や発達段階に応じた教育の充実と専門性の向上

- インクルーシブ教育システムの推進に向けた基礎的環境整備及び合理的配慮の充実
- 施策2－(9)社会の変革期に対応できる教育の推進
 - 英語教育の充実によるグローバルマインドの育成
 - 人工知能（AI）等の技術革新を見据えたICT活用教育の推進
 - 手話教育によるコミュニケーション力の育成
 - 成年年齢引下げによる消費者教育の推進

目標3：学校を支える教育環境の充実

P-44

施策3－(10)魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進	…45
3－(11)次代の学校教育を担う使命感・実践力を備えた教職員の確保・育成	…47
3－(12)安全、安心で質の高い教育環境の整備	…49
3－(13)いじめ、不登校等に対する対応強化	…51
3－(14)多様なニーズに応える学びのセーフティネットの構築	…53
3－(15)私立学校への支援の充実	…55

重点取組

- 施策3－(10)魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進
 - 県立高校の在り方の抜本的な検討
 - 県立高校の魅力化・特色化
 - 地域とともにある学校づくり・魅力発信
- 施策3－(11)次代の学校教育を担う使命感・実践力を備えた教職員の確保・育成
 - 大量退職期における、魅力ある教員の確保・育成
 - 学校における働き方改革の推進
 - 学校を支える専門スタッフの充実
- 施策3－(12)安全、安心で質の高い教育環境の整備
 - 学校の施設整備の充実
 - 鳥取県中部地震を踏まえた学校の防災力強化等、安全・安心な教育環境づくりを推進
- 施策3－(13)いじめ、不登校等に対する対応強化
 - いじめ、不登校等の未然防止、早期発見・早期支援
- 施策3－(14)多様なニーズに応える学びのセーフティネットの構築
 - 貧困・格差等の社会課題への対応、不登校生徒等に対する多様な学びの場の確保
- 施策3－(15)私立学校への支援の充実
 - 私立学校の多様な取組への支援

目標4：生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進

P-56

施策4－(16)健やかな心と体づくりの推進	…57
4－(17)ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実	…60
4－(18)トップアスリートの育成（競技力向上）	…62

重点取組

- 施策4－(16)健やかな心と体づくりの推進
 - 子どもの体力・運動能力の向上、健康教育及び食育の推進
- 施策4－(17)ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実
 - 幼児期からの運動習慣づくり
 - 障がい者スポーツの推進
- 施策4－(18)トップアスリートの育成（競技力向上）
 - ジュニア期からトップレベルに至る体系的な指導体制等の充実

目標5：文化、伝統、豊かな自然の継承、再発見、芸術の創造	P~64
施策5－(19) 文化芸術活動の一層の振興	..65
5－(20) 未来を「つくる」県民立美術館整備による文化芸術の創造・発展	..66
5－(21) 文化芸術の発展を担う人材の育成	..67
5－(22) 文化財の保存、活用、伝承	..68
重点取組	
施策5－(19) 文化芸術活動の一層の振興	
○子どもたちや若者が文化芸術に触れ、感性を高める機会の提供	
○障がい者による文化芸術活動の推進	
施策5－(20) 未来を「つくる」県民立美術館整備による文化芸術の創造・発展	
○地域に根差した「私たちの県民立美術館」の整備を契機とした美術を通した学びの支援	
施策5－(21) 文化芸術の発展を担う人材の育成	
○質の高い文化芸術に触れる機会や体験をとおし、優れた才能や個性を引き出し、鳥取県の文化芸術の発展を担う人材の育成	
施策5－(22) 文化財の保存、活用、伝承	
○祭り、行事などを地域で伝承していく活動の支援	
○ふるさとの自然、歴史に触れ学ぶ機会の充実	
○弥生二大遺跡の活用の推進	

◎表記のルール

1 同じ取組を複数の項目に記載する場合には、「再掲」と表記します。

〈例〉

施策2－(5)と同じ取組が、施策1－(2)にもある場合

- ・施策1－(2)の取組に、【再掲2-(5)】と表記
- ・施策2－(5)の取組に、【再掲1-(2)】と表記

2 学校に関するデータは、主に公立学校のデータです。私立学校のデータを表記する場合には、「私立学校」と表記します。

3 数値目標の表記

- ・「現況値」はH29年度の数値。「◇」は全国学力・学習状況調査関係項目で小中義務教育学校分は、H30年度の数値。それ以外の場合は括弧書きで年度を記載
- ・「目標値」は計画最終年度又は計画最終年度に向けた目標値。それ以外の場合は補足を記載。
- ・数値目標は、推進しようとする施策の状況や計画期間内における施策の達成状況等を踏まえ、見直す場合があります。

目標 1

社会全体で学び続ける環境づくり

(社会、教育をめぐる状況等)

- 我が国の総人口は長期にわたって減少が続き、都道府県別総人口の推移では、2020～30年における東京都及び沖縄県を除く45都道府県で総人口が減少、2030年からは、全ての都道府県で総人口が減少すると推計されています。鳥取県においては、2045年の総人口は、44.9万人(2015年比78.2%)まで減少するとされています。
- （出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」）
- 人口減少とともに、少子・高齢化が進み、地域においては、個人それぞれの価値観やライフスタイルの多様化を背景に、人ととのつながりが弱まり、地域の支え合い機能の低下や地域コミュニティの弱体化が進んでいます。地域における子どもの教育に関するとしても、当事者意識が希薄化し、「地域で育てる子ども」という考え方方が弱くなっている状況があります。
また、核家族化や家庭における世帯構造、家庭環境の多様化に伴い、子育ての悩みや不安を抱える家庭や相談相手がなく地域から孤立している家庭など、家庭における教育についても、課題が生じています。
- 学校においては、子どもたちが自ら課題を見出し、解決に向けて主体的・対話的に学ぶ学習や授業改善への対応、いじめ・不登校への対応、特別支援教育の充実、教職員の働き方改革など、学校や子どもたちを取り巻く課題は複雑化・多様化しています。
- このような社会において、子どもたちが心豊かにたくましく成長し、夢や目標をもち、自立していくためには、学校、家庭、地域がお互いの役割を認識し、連携・協働し、地域の教育力を高め、教育課題に対応していくことが必要となっています。

施策

1-(1) 社会全体で取り組む教育の推進

1-(2) 家庭教育の充実

1-(3) 生涯学習の環境整備と活動支援

施策1－(1) 社会全体で取り組む教育の推進

(目指すところ)

- 学校、家庭、地域が相互の連携・協働を進め、それぞれが、子どもたちの育ちに積極的に関わり、子どもたちの自己肯定感、生きる力、ふるさとへの愛着や社会へ貢献しようとする力を育成します。
- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）※1、地域学校協働活動※2等の取組により、社会総掛かりで、子どもたちの成長を支える体制づくりを進めます。
- 地域住民や保護者同士の絆づくりの推進や学びの機会の提供を通じて、より良い社会を創るのは自分たち一人一人であるという自覚を持って主体的に行動する力を育み、地域課題の解決に向けた取組を推進します。
- 一人一人の生涯にわたる学びを支援し、住民相互のつながりや主体的に行動できる人材を育成し、地域づくり、人づくりを進めます。

【施策項目】

① 地域の教育力の向上

- ・ 学校支援ボランティア等による地域学校協働活動、放課後子供教室※3、地域未来塾※4、外部人材を活用した教育支援活動（土曜授業等）※5の取組を充実し、学校、家庭、地域の連携・協働体制を構築することにより、学校を核とした地域づくりを推進します。
- ・ 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入・充実と地域学校協働活動の一体的な取組により、学校と地域住民等が育てたい子ども像や学校・地域の課題を共有するなど、地域とともにある学校づくりを推進します。
- ・ 子どもたちの基本的な生活習慣や自己肯定感、規範意識等、豊かな心と体を社会全体で育んでいくため、啓発活動に取り組みます。【再掲1-(2)】
- ・ スマートフォンをはじめとするインターネット接続機器等とのより良い接し方や薬物依存の危険性等に関して、保護者等への啓発を行うなど、インターネット上のトラブルや犯罪、薬物乱用の危険から子どもたちを守る取組を推進します。

② ふるさと鳥取県に誇りと愛着を持ち、郷土を支える人材の育成

- ・ 子どもたちが、地域の史跡、まちなみ、建築物、郷土芸能、伝統芸能、民工芸等、鳥取県の貴重な地域資源に触れ、ふるさと鳥取の良さを感じ、誇りに思う心や態度を、学校と地域が連携して育成します。【再掲2-(5)】
- ・ 子どもたちが地域に愛着を持つとともに、社会的・職業的自立に向けた能力や態度を育成するために、地域の大人の多様な価値観を知り、地域や社会への興味関心を高め、郷土を支える人材となるよう取組を進めます。【再掲2-(5)】
- ・ ボランティア活動、地域を学ぶ体験等に、学校と地域が連携して取り組み、地域を維持し、より良いものにしていく責任は自分たち一人一人にあるという自覚を持ち、今後の社会の在り方について主体的に考え、行動する子どもたちの育成を図ります。【再掲2-(5)】

③ 社会教育を推進する人材の育成と団体支援

- ・ 地域づくり、人づくりに中核的な役割を担う人材として社会教育主事及び社会教育士※6を養成するとともに、関係団体と連携・協働して各種研修会を開催し、市町村及び公民館、社会教育関係団体の職員をはじめとする社会教育関係者の資質向上を図ります。
- ・ 学校、家庭、地域で「参加型」学習や多様な体験活動、交流活動等による人権学習を実践できる指導者を養成し、人権尊重の社会づくりを進めます。

【数値目標】

指標	現況値	目標値
学校支援ボランティア登録者数	7,453人	9,000人
コミュニティ・スクールを導入している学校数	39校	全ての公立学校
地域学校協働本部※7を設置している学校数	100校	全ての公立学校

【現状と課題】

- 少子・高齢化、核家族化、価値観の多様化や個人主義の浸透等により、住民の地域社会への帰属意識や地縁的なつながりが弱まり、地域の教育力の低下が課題となっているとともに、子どもたちにおいては社会や地域の問題への関心が弱くなっている現状があります。また、子どもたちが日常生活の中で、社会のルールや人間関係の在り方を学ぶ機会が減少し、規範意識の低下や基本的生活習慣の乱れ等が指摘されています。
- スマートフォン等のインターネット接続機器やネット上のコミュニティサイト、動画投稿サイト等の急速な普及に伴い、ネットを利用した犯罪やいじめ、人権侵害等の発生や生活・学習習慣の乱れ、ネット依存症等が社会問題となっています。また、大麻等の薬物乱用については、都市部を中心でしたが、県内でも広がる懸念があります。
- 学校教育を通して、よりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有する「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校、家庭、地域が連携・協働し、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題に対して、社会総掛かりで解決に向けた取組を展開するとともに、地域住民が自らの知識や技術、経験を生かして、地域コミュニティのつながりづくりを進め必要があります。
- 各地域で住民が安心・安全に暮らしていくためには、相互に人権を尊重するとともに、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めることが大切です。そのために、市町村では各地域の住民が人権に関する学びを深め、学びを日頃の生活に生かすことができるようになることを目指して、小地域懇談会をはじめとする住民学習を行っていますが、様々な学習方法で住民学習を実践できる推進者がどの地域でも不足しており、推進者の養成が急務となっています。

※1 〈コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）〉

保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参加することにより、学校と地域が一体となって、子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を実現するための仕組み。

※2 〈地域学校協働活動〉

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや育ちを支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校がパートナーとして連携・協働し行う様々な活動。

※3 〈放課後子供教室〉

子どもの安全、安心な居場所づくり推進のため、原則として小学校区において、放課後や週末・長期休業等に小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て行う、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取組。

※4 〈地域未来塾〉

学習が遅れがちな中高生等に対する地域住民の協力等により行われる学習支援。

※5 〈外部人材を活用した教育支援活動〉

民間企業等の多様な経験や技能を持つ外部人材を活用するなど、土曜日や休日等に実施する特色・魅力ある教育プログラム。

※6 〈社会教育士〉

「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」（平成29年8月社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会）等の提言内容を踏まえ、社会教育主事が人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するため、社会教育主事講習（以下「講習」という。）の科目的改善を図るとともに、講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書授与者は「社会教育士」と称することができる。（文部科学省「社会教育主事講習等規程の一部を改訂する省令案の概要」より抜粋）

※7 〈地域学校協働本部〉

幅広い地域住民、団体等の参画を得て、ネットワークを形成し、地域学校協働活動を推進する体制。

施策1-(2) 家庭教育の充実

(目指すところ)

- 子育てについての悩みや不安等を抱える保護者に対し、家庭が置かれている状況や家庭環境に応じた支援を進めます。
- 子どもの教育に第一義的に責任を有する保護者に対し、学校、家庭、地域が連携して支援を行い、子どもたちが安心できる家庭環境づくりや子どもたちの自己肯定感、基本的な生活習慣、健やかな心と体を育むための取組を進めます。

【施策項目】

① 家庭の教育力の向上、家庭教育支援の充実

- ・ 保護者同士のネットワークの形成を進めるとともに、保護者への多様な学習機会の提供、関係機関と連携した相談体制の整備や家庭教育支援チーム等による「届ける家庭教育支援」※8体制の構築など、家庭教育の支援を充実します。
- ・ 保護者が子育てしやすく、地域活動に参加しやすい職場環境づくりを推進するため、鳥取県家庭教育推進協力企業※9の活動を支援します。
- ・ 幼稚園、認定こども園、保育所等（以下、「園」という。）及び地域子育て支援センターが有する人的、物的資源を活用した施設の開放、保護者同士の交流、情報の提供、子育てに関する相談、助言などにより、子育て支援を進めます。
- ・ 子どもたちの基本的な生活習慣や自己肯定感、規範意識等、豊かな心と体を社会全体で育んでいくため、啓発活動に取り組みます。【再掲1-(1)】

② 学校と家庭、地域が協働した学力向上【再掲2-(7)】

- ・ 子どもたちが自らの目標に向かって粘り強く取り組む姿勢を育むため、PTA団体等の社会教育関係団体と連携を進めます。
- ・ 授業と宿題を含めた家庭学習との連動を意識した学習サイクルを構築し、子どもの学習習慣の定着などにつながる授業改善等を進めます。

【数値目標】

指標	現況値	目標値
届ける家庭教育支援実施市町村数	1市町村	5市町村
毎日、同じくらいの時刻に寝ている児童生徒の割合 ◇	(小) 78.6% (中) 78.5%	向上
毎日、同じくらいの時刻に起きている児童生徒の割合 ◇	(小) 89.6% (中) 91.4%	向上

【現状と課題】

- 社会が急激に変化する中、地域社会の変化や就業形態の変化、家庭環境の多様化などにより、親子の育ちを支える人間関係が弱まっています。子育て等について、不安や悩みを抱えながらも、身近に相談する人が少なく孤立化しやすい状況や地域活動やPTAなど社会教育関係団体の活動が低迷し、活動に参加する家庭と参加しない家庭に大きく分かれる二極化傾向も生じています。

- 親子の育ちを応援する学習機会の充実や保護者同士の仲間づくり、家庭教育支援のネットワークを広げる取組を推進することが必要です。
- ものの豊かさや便利さ、IT技術の進歩に伴うメディアの多様化、実体験不足等により、子どもたちの規範意識や体力への影響が懸念されており、子どもたちの基本的生活習慣の定着に向けた取組が一層重要となっています。
- 保護者が子どもや地域との関わりを持つことができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）も踏まえ、企業と協力して子育てに対する支援を充実させ、子育てをしながら働くことができる環境づくりを進めることができます。

※8 〈届ける家庭教育支援〉 子育て経験者をはじめとする地域人材を中心として、教員OB、民生委員・児童委員などの参画を得て、保護者の身近な地域で子育てや家庭教育を支援する活動を行う家庭教育支援チームをつくり、チーム員が家庭を訪問して個別の相談に対応したり、情報提供等を行う活動。

※9 〈鳥取県家庭教育推進協力企業〉

企業・従業員をあげて家庭教育の充実に向けた職場環境づくりに取り組む企業（協力企業）と鳥取県教育委員会が協定を結び、協力しながら鳥取県の家庭教育を推進。

協定締結企業の取組（2つ以上を取組）：①「学校へ行ってみよう」 ②「仕事を語ろう、仕事を見せよう」
③「子どもの体験活動をひろげよう」 ④「我が社の子育て支援」

施策1－(3) 生涯学習の環境整備と活動支援

(目指すところ)

- 平均寿命の伸長等により、人生100年時代の到来が予想されており、全ての人が生涯を通じて自らの人生を設計でき、「いつでも、どこでも、誰でも」学べる場を提供し、学んだことを生かして活躍できる環境整備を進めます。
- 図書館、博物館等の社会教育施設に関する多様なニーズの把握に努め、全ての人を開かれた施設として、機能の充実等に取り組みます。

【施策項目】

① 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

- ・ 人生100年時代をより豊かに生きるために、とっとり県民カレッジ※10などの学びの場を通して、県民が生涯にわたって自ら学習し、地域の様々な課題に対応する力を身に付けるとともに、地域とのつながりをもつことにより、学びの成果を地域に還元する仕組み（学びと行動が循環）づくりを進め、県民一人一人が生涯にわたって活躍できる社会の構築を目指します。
- ・ 個人の自立や住民の学習活動を通じた地域の活性化に重要な役割を果たす図書館や博物館、公民館等の地域の社会教育施設の活用を促進します。
- ・ 障がいのある子どもも含めすべての人が、生涯を通じて、自らの可能性を追及することができ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、スポーツ、文化等を含めた様々な学習活動の機会の提供と環境の整備に取り組みます。

② 人権学習の推進

- ・ 社会全体で人権教育に取り組み、学校、家庭、地域、職場等あらゆる場で県民一人一人がより良い生き方や社会の在り方について考え、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることの認識を深めることができます。

③ 子どもの読書活動の推進

- ・ 「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」※11に基づき、子どもが読書に親しむための機会の充実、環境の整備等を図り、関係機関と連携して、子どもの読書活動を推進します。【再掲2-(4)】

④ 社会教育施設の機能の強化と利用促進

- ・ 船上山少年自然の家や大山青年の家などの青少年社会教育施設において、幅広い年齢層の利用促進を図るとともに、学校と連携しながら、自然体験活動内容の充実や、現代的な課題に対応した取組等を進めます。
- ・ 公民館をはじめとする社会教育施設が、『個人の要望』や『社会の要請』に応えながら、多様な主体と連携・協働して「学び」と「地域づくり」を繋ぐ取組を支援します。

⑤ 図書館機能の充実

- ・ 「県民に役立ち、地域に貢献する図書館」を目指して、県立図書館の「仕事とくらし

に役立つ図書館」「人の成長・学びを支える図書館」「鳥取県の文化を育み世界に発信する図書館」「知の拠点としての図書館」としての機能を充実します。

- ・ 県立図書館と各分野の専門機関におけるタイアップによる相談会・セミナー・講座等の開催や高等教育機関の公開講座との連携など、県民の学習機会の拡大を図るとともに、現代的な課題に対応するための学習機会を積極的に提供します。
- ・ 県立図書館を核に、市町村立図書館、学校図書館や関係機関と連携し、より多くの県民の図書館活用を推進します。

⑥ 博物館機能の充実

- ・ 県民が、自然、歴史・民俗、美術等について、常設展示、企画展、講演、体験活動等を通じて、教養を高め、感動や新たな発見が生まれる「魅力ある博物館」づくりを推進します。
- ・ 県立博物館と学校教育との連携を強化し、子どもたちの体験を通して学習を支援するとともに、授業の充実に資する講座の提供に努めます。
- ・ 現施設から美術分野を移転し新たな美術館を建設するとともに、残る自然、歴史・民俗分野を中心とした施設としての整備・運営手法の具体的な検討を進め、施設の老朽化や資料の増加による収蔵庫の狭隘化等について、改善に取り組みます。

⑦ 県立美術館の整備推進・美術を通した学びの支援【再掲 5-(20)】

- ・ 鳥取県立美術館整備基本計画に基づき、コンセプトに掲げた「未来を『つくる』美術館」の実現に向けた取組を、県民とのコミュニケーションを図りながら着実に進めます。
- ・ 子どもたちが美術に触れ、美術を通じて学びを深めるための「美術ラーニングセンター（仮称）」機能の具体化に向け、対話型鑑賞教育に有効なデジタルコンテンツの試行・効果検証、小学校新規採用教員に対する研修の実施などの体制づくりを進めます。

【数値目標】

指標	現況値	目標値
県立博物館の入館者数（現況値には山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の入館者数が含まれる）	12.2万人	11万人
公立図書館の個人貸出冊数（人口一人当たり）	5.8冊	6.2冊

【現状と課題】

- 様々な地域課題が山積する中、自己実現や生きがいづくりを目的とした生涯学習に加えて、学んだ成果を地域社会に生かすための生涯学習施策が求められています。
- 人権学習においては、組織の活性化や小地域懇談会の充実など各市町村が抱える諸課題の解決に向けた情報交換や検討を行い、市町村における人権学習が充実するよう支援していくことが求められています。
- 子どもの読書活動については、司書教諭の全小中高等学校への配置のほか、全国的にも高い割合で学校司書を配置して学校図書館の充実を図っていることや学校での「朝の読書」の実施率が高く、本が好きな小学生は増えている一方で、中高生で本を読まない割合が高いことから、中高生の読書習慣につながる働きかけを行うとともに、幼いころからの読書習慣を形成していくため、読み聞かせ等、乳幼児期の保護者に対する啓発が必要です。

- 公民館等の社会教育施設は、様々な学習活動や地域づくりの拠点として、利用者のニーズや地域課題に対応した魅力ある事業を実施することが求められています。また、自然体験活動を行ったことのない青少年が増加しており、青少年社会教育施設での自然体験活動や宿泊体験活動を充実するとともに、学校や関係機関、民間と連携して、時代の変化に対応した取組を進めることができます。
- 県立博物館は、開館後40年以上経過し、施設の老朽化や資料の増加による収蔵庫の狭隘化が進むなか、美術分野を移転し、新たな美術館を建設することとなりました。この県立美術館整備スケジュール等を踏まえながら、現施設の老朽化、収蔵庫の狭隘化、慢性的な駐車場不足への対応が必要となっています。
- 「未来を『つくる』美術館」を実現していくためには、美術館づくりに県民自ら参加するワークショップを行うなど県民参加の仕組みを導入するとともに、これまでのオープンな美術館づくりを継続して、今後の整備の過程をオープンにしていくなど、「県民が『つくる』」機会としての役割を果たしながら整備を進めて行くことが求められます。
- 美術館の教育普及機能を充実させ、子どもたちの美術を通じた学びを学校教育と連携して行うことで、子どもたちが優れた美術と触れ合い、子どもたちの想像力・創造性や、これから時代に求められる他者理解等のコミュニケーション力を育んでいくことが求められています。

※10 〈とっとり県民カレッジ〉

県民の多様なニーズに応え、また県民が生涯学習に関わるきっかけづくりとなるよう、様々な教育機関と連携しながら、総合的な学習機会を提供。

※11 〈鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン〉

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもの読書活動を全県的に推進するために、平成31年3月に第4次計画を策定予定。

目標 2

学ぶ意欲を高める学校教育の推進

(社会、教育をめぐる状況等)

- 社会は大きな変革期を迎えており、グローバル化の進展や急激な技術革新等が予想されています。このような状況において、急速な技術革新等がいかに進展しようとも、人間ならではの感性や創造性を発揮させながら、社会の変化を受け止め、複雑化・多様化した現代社会の課題に対して、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、その課題を解決して新たな価値を創造することができる人材の育成が求められています。
- 子どもたちに対しては、次の三つの力を育成していくことが必要であり、学習指導要領に基づき、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善等に取り組んでいくことが求められています。
 - ・何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）
 - ・理解していること、できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）
 - ・どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）また、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、子どもたちが社会に向き合い、自らの未来を創造していくために必要な力を育んでいくことが必要となっています。

施策

- 2-(4) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進
- 2-(5) ふるさと鳥取から学ぶ教育の充実
- 2-(6) 幼児教育の充実
- 2-(7) 確かな学力・学びに向かう力の育成
- 2-(8) 特別支援教育の充実
- 2-(9) 社会の変革期に対応できる教育の推進

施策2－(4) 豊かな人間性、社会性を育む教育の推進

(目指すところ)

- 道徳教育や人権教育を充実させ、子どもたちの豊かな心を養い、個人の価値を尊重し、他者と協働することができる態度を育成します。
- 子どもたちの読書習慣の定着により、子どもたちの読解力や思考力を養い、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするため、学校、家庭、地域が一体となって、読書活動の推進に取り組みます。

【施策項目】

① 道徳教育や人権教育の充実

- ・ 子どもたちの豊かな心の育成、規範意識の向上に向けて、道徳教育の充実を図ります。
- ・ 小、中学校では、学校、家庭、地域社会の相互の連携を生かした一體的な道徳教育を目指します。
- ・ 子どもたちが「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、人権が尊重される社会づくりに向けた実践行動につながる人権教育の充実を図ります。
- ・ 各教科等の指導を通じて、子どもたちが本来持っている能力を發揮し、人権尊重の社会づくりの担い手としての資質・能力の育成を目指します。

② 子どもの読書活動の推進

- ・ 「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」に基づき、子どもが読書に親しむための機会の充実、環境の整備等を図り、関係機関と連携して、子どもの読書活動を推進します。
【再掲1-(3)】
- ・ 学校司書や司書教諭の資質向上につながる研修や訪問相談を充実します。
【再掲3-(11)】

【数値目標】

指標	現況値	目標値
「参加型」(協力・参加・体験)人権学習に取り組んだ学校の割合	(小) 78%、(中) 82% (高) 93%、(特) 100%	100%
人権教育で育てたい資質・能力(知識・技能・態度)を指標とした評価を実施した学校の割合	(小) 86%、(中) 74% (高) 93%、(特) 83%	100%
「読書が好きである」児童生徒の割合	(小3) 90.1%、(小6) 83.2% (中3) 80.7%、(高2) 75.2%	向上
「一斉読書に取り組む」学校の割合	(小) 98.4%、(中) 100.0% (高) 83.3%	100%
「自分にはよいところがある」と思う児童生徒の割合 ◇	(小6) 83.6%、(中3) 79.9%	向上

【現状と課題】

- 各教科、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と道徳の時間との綿密な連携を図りながら、発達段階に応じた道徳的実践力を育成するとともに、各教科の指導等を通じて、子どもたちの人権尊重の社会づくりにつながる資質・能力を育成する必要があります。
- 本が好きな小学生は増えているものの、学校種が上がるにつれて読書から離れてしまう傾向がみられます。

施策2-(5) ふるさと鳥取から学ぶ教育の充実

(目指すところ)

- 学校における教育活動全体を通して、鳥取県における「ふるさと教育」※1を充実させ、子どもたちがふるさと鳥取を学び、自らのアイデンティティの確立や自己肯定感を醸成することで、ふるさと鳥取に根差して、グローバルな視点で考え方行動することができる人材を育成します。
- 子どもたちが、鳥取県の豊かな自然、文化、地域で活躍している人や先人の生き方等を通して、鳥取県に誇りと愛着を持ち、ふるさと鳥取をさらに継承・発展させようとする意欲や態度を養います。
- 子どもたちがふるさと鳥取について学び、人口減少や地域活力の低下等、地域が抱える課題を自ら考え、解決に向けて主体的に取り組む態度を育むことで、社会の変化に対応しながら新たな価値を創造することができる人材を育成します。
- ふるさと教育の視点を盛り込んだキャリア教育を充実し、子どもたちが自立し、自分らしい生き方を実現するとともに、将来にわたりふるさと鳥取を思い、様々な場面でふるさと鳥取を支えていくことができる人材を育成します。

【施策項目】

① ふるさと鳥取県に誇りと愛着を持ち、郷土を支える人材の育成

- ・ 子どもたちが、地域の史跡、まちなみ、建築物、郷土芸能、伝統芸能、民工芸等、鳥取県の貴重な地域資源に触れ、ふるさと鳥取の良さを感じ、誇りに思う心や態度を、学校と地域が連携して育成します。【再掲1-(1)】
- ・ 子どもたちが地域に愛着を持つとともに、社会的・職業的自立に向けた能力や態度を育成するために、地域の大人の多様な価値観を知り、地域や社会への興味関心を高め、郷土を支える人材となるよう取組を進めます。【再掲1-(1)】
- ・ 地域で活躍する人材、企業、団体等と連携して、職場体験、インターンシップを充実するなど、自らの生き方・在り方を考えるキャリア教育に取り組み、子どもたちが将来に夢や目標を抱き、実現に向けて取り組む意欲を高めます。【再掲2-(7)】
- ・ ボランティア活動、地域を学ぶ体験等に、学校と地域が連携して取り組み、地域を維持し、より良いものにしていく責任は自分たち一人一人にあるという自覚を持ち、今後の社会の在り方について主体的に考え、行動する子どもたちの育成を図ります。【再掲1-(1)】

② 地域の自然、歴史、文化等から学ぶ体験活動、探究学習の充実

- ・ 各教科や総合的な学習の時間等において、計画的な探究学習や自然体験活動、集団宿泊体験等を充実し、子どもたちの豊かな人間性や自己肯定感を育みます。【再掲5-(22)】
- ・ 文化芸術活動の実践者との連携や学校での芸術公演などにより、全ての子どもたちに優れた文化芸術の鑑賞、体験の機会を設定することに努め、豊かな人間性を育むとともに、文化芸術における優れた才能や個性を伸ばしていく取組を進めます。【再掲5-(21)】
- ・ 関係諸国との教育分野における交流により、異文化に対する理解、アイデンティティ

を培っていくなど、子どもたちが世界に視野を広げる取組を充実します。【再掲 5-(22)】

- ・博物館等が保管する資料に触れる体験や、山陰海岸ジオパーク等のフィールドを活用した実体験を伴う講座など、子どもたちが地域の自然、歴史・民俗、美術への理解を深め、豊かな感性を育む機会を提供します。【再掲 5-(22)】

【数値目標】

指標	現況値	目標値
児童生徒に対して、教科等の指導に当たって、「地域や社会で起こっている問題や出来事を学習の題材として取り扱っている」学校の割合	(小6) 78.6%、(中3) 71.0%	向上
児童生徒に対して、「地域や社会を良くするために何をすべきかを考えさせるような指導を行っている」学校の割合	(小6) 80.2%、(中3) 58.0%	向上
「地域の行事に参加している」高校生の割合	(高2) 38.1%	向上
「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある」高校生の割合	(高2) 49.6%	向上
「将来は今住んでいる地域や鳥取県で働きたい」高校生の割合	(高) 50.4%	向上
県外大学進学者の県内就職率（県出身者が多い大学）	30.9%	向上

【現状と課題】

- 全国学力・学習状況調査質問紙の結果から、地域行事に参加している児童生徒の割合は高いですが、地域や社会で起こっている問題や出来事への関心はあまり高くないなど、地域や社会をより良くしようとする考えをもつ児童生徒が少なく、また、将来の夢や希望を持っている児童生徒の割合が全国に比べて低いという課題があります。
- 若者の県外流出など、人口減少が本県における大きな課題となっています。小学校から高等学校までの各段階を通じた体系的なふるさと教育等を推進し、地域に愛着を持ち、地域を支える人材を育成していくことが必要となっています。
- 少子・高齢化、核家族化、価値観の多様化や個人主義の浸透等により、住民の地域社会への帰属意識や地縁的なつながりが弱まるとともに、子どもたちにおいては社会や地域の問題への関心が弱く、地域の大人との関わりも多くない現状にあります。地域社会の中で人とつながり、地域を知ることで、社会の一員として自分の生き方や働き方について考えを深め、社会的・職業的自立に向けた能力や態度を育成することが必要です。
- 鳥取県の豊かな自然環境を活かして、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むことが求められていますが、自然体験活動の機会が少ない青少年が増加しており、青少年社会教育施設で地域の自然を身近に感じる体験活動や宿泊体験活動を充実するとともに、学校や関係機関、民間と連携して、多くの青少年に自然体験等を行う機会を提供することが必要です。

※1（鳥取県における「ふるさと教育」の考え方）

「地域資源（人・自然・文化・産業等、地域の価値を創造するものの総称）」を通してふるさとに誇りと愛着を持たせることで、帰属意識と自らのアイデンティティ（主体性、自己同一性）を創りあげていく教育活動。

施策2-(6) 幼児教育の充実

(目指すところ)

- 幼児期の教育は、生きる力の基礎となる自己肯定感、基本的な生活習慣などが培われる極めて重要な時期であるため、園の取組を支援し、幼児期にふさわしい遊びや生活を充実させ、「遊びきる子ども」の育成を進めます。
- 園種の違い等に関わらず、全ての子どもたちが質の高い教育を受け、健やかに成長することができるよう幼児教育・保育、子育て支援の質の向上に取り組みます。

【施策項目】

① 幼児教育・保育の充実、幼保小連携の推進

- ・ 生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育を充実します。
- ・ 幼児教育の拠点機能を強化するために設置している鳥取県幼児教育センターの取組等を通じて、園の現状等の把握、園内研修支援、小学校との連携を推進していきます。
- ・ 円滑な幼保小連携・接続に向けて園と小学校との間で、子どもたちの生活状況や、それぞれの子どもたちの発達の特性に応じた教育課題を共有できる体制づくりを進めます。
- ・ 園を対象とした新規採用教員研修や希望制による専門研修を実施し、教員の指導力向上を図ります。
- ・ 「鳥取県幼児教育振興プログラム」や「鳥取県幼保小連携カリキュラム」「鳥取県『遊びきる子ども』を育む取組事例集」「鳥取県幼保小接続ハンドブック」等を活用した取組を展開し、幼児教育の充実に取り組みます。
- ・ 子どもたちの体力の向上、完成、探求心、集中力、自ら考える力などを育成するため、積極的に自然体験活動に取り組む園を認証するなど、自然保育の推進を図ります。

② 子育て支援の充実

- ・ 子どもを主体とした園等における子育て支援を充実します。
- ・ 家庭における教育の重要性や子育てに関する保護者の意識を高めるとともに、幼児期の教育についての関心を深めます。
- ・ 子育てに関し、特に支援が必要な家庭への対応を強化します。
- ・ 保護者同士の仲間づくりを進めます。

【数値目標】

指標	現況値	目標値
小学校教員による園での保育体験研修の実施市町村数	17市町村	19市町村 (全市町村)
園と小学校の合同研修会・保育体験等の実施割合	82.4%	全ての小学校区 で実施
園と小学校の管理職同士の連絡協議会の設置割合	75.2%	全ての小学校区 で実施

【 現状と課題 】

- 子どもたちのコミュニケーション能力の不足、自制心や規範意識の低下、運動能力の低下、食生活の乱れなど、子どもの育ちの変化が指摘されています。多様化する社会環境の中で育つ子どもたちへの幼児教育の課題に対応するため、園での教育の質の向上及び園での育ちを小学校へ引き継ぐことが必要です。
- 子育て家庭の減少や家庭環境の多様化などにより、保護者は不安や悩みを抱えながらも、身近に相談する人が少なく、孤立化しやすい状況にあります。また、地域の活動やP T Aなど社会教育関係団体の活動が低下してきている傾向があり、活動に参加する家庭の二極化も見受けられます。保護者の価値観の多様化、子育てに不安や悩みを持つ保護者、特別な支援が必要な子どもの増加などに対応するため、園の機能を活用した、子どものよりよい育ちを保障する子育ての支援が必要となっています。

施策2-(7) 確かな学力・学びに向かう力の育成

(目指すところ)

- 予測困難で複雑化・多様化する今後の社会において、子どもたちが力強く生きていくため、子どもたちが主体的に学び、多様な人々との協働を通じて、課題を解決し、未来を創造する力を育むことができるよう、生きて働く知識・技能や確かな学力、学びに向かう力を育成します。
- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進、全国学力・学習状況調査等による課題の把握・改善等の取組を進めます。
- 学校における教育活動全体を通じて、発達段階に応じたキャリア教育を行い、子どもたちの自己肯定感や生きる力を育み、自分らしい生き方を実現するための力の育成に取り組みます。

【施策項目】

- ① 自らの将来に夢や目標を持ち、主体的に学習する児童生徒の育成
 - ・ 地域で活躍する人材、企業、団体等と連携して、職場体験、インターンシップを充実するなど、自らの生き方・在り方を考えるキャリア教育に取り組み、子どもたちが将来に夢や目標を抱き、実現に向けて取り組む意欲を高めます。【再掲2-(5)】
 - ・ 様々な体験活動、探究活動、学び合う環境づくりを進め、子どもたちが、様々な社会問題を、自ら発見し、自ら学び、他者と協働して解決することができる力を育成します。
- ② 基礎学力の確実な定着、質の高い理解と生きて働く知識・技能の習得
 - ・ 子どもたちに基礎的な知識・技能を確実に習得させ、社会の様々な場面で変化する状況や課題に応じて主体的に判断しながら、他者と協働し、課題を解決することができる「確かな学力」や「学びに向かう力」を育成していきます。
 - ・ 全国学力・学習調査の結果等を有効に活用し、現状分析に基づいて、課題解決に向けた授業実践に取り組むなど、学校でのP D C Aサイクル※2の確立を目指し、子どもたちの個に応じた学力の伸長を図ります。
 - ・ 子どもたちの読解力を高めるため、読む力、書く力、考える力を学校の教育活動全体を通して総合的に育んでいきます。
 - ・ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、教員研修の充実や授業改善に取り組みます。【再掲3-(10)】
 - ・ 各学校における教育目標の実現に向け、教科等横断的な視点で教育内容を組み立て、評価・改善を図っていくカリキュラム・マネジメントによる特色ある教育活動の実施を推進します。
- ③ 学校と家庭、地域が協働した学力向上【再掲1-(2)】
 - ・ 子どもたちが自らの目標に向かって粘り強く取り組む姿勢を育むため、PTA団体等の社会教育関係団体と連携を進めます。
 - ・ 授業と宿題を含めた家庭学習との連動を意識した学習サイクルを構築し、子どもの学

習習慣の定着などにつながる授業改善等を進めます。

④ 科学やものづくりの楽しさを知る機会の充実、算数・数学、理科教育の充実

- ・ 子どもたちの科学、ものづくりに対する興味関心を高め、探究心や創造性に優れた人材を育成します。
- ・ 理数系の課題研究発表会の開催等を通して、理数に関する探究活動を推進します。
- ・ 学芸員の派遣や博物館資料の貸出し、講座や講演会の開催などにより、子どもたちに科学やものづくりの楽しさを伝えるとともに、教員への教材づくり支援、観察、実験など体験を通した学習の充実に取り組みます。

【 数値目標 】

指 標	現況値			目標値
全国学力・学習状況調査結果の各教科の全国平均に対する県平均 ◇	小 国語A	全国	県	全国平 均を上 回る
	国語B	54.7%	55%	
	算数A	63.5%	62%	
	算数B	51.5%	50%	
	理科	60.3%	60%	
	中 国語A	76.1%	76%	
	国語B	61.2%	60%	
	数学A	66.1%	66%	
	数学B	46.9%	45%	
	理科	66.1%	66%	
全国学力・学習状況調査で各教科の最下位層（A～Dの4段階のD層）の割合 ◇	英語	—	—	
	小 国語A	22.0%	21.2%	全国の 割合を 下回る
	国語B	18.6%	18.6%	
	算数A	24.3%	26.6%	
	算数B	19.6%	20.4%	
	理科	17.8%	18.0%	
	中 国語A	23.2%	22.8%	
	国語B	17.5%	18.9%	
	数学A	23.3%	24.4%	
	数学B	22.8%	25.2%	
「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の増加 ◇	理科	20.9%	21.7%	
	英語	—	—	
「家で、自分で計画を立てて勉強している」児童生徒の割合 ◇	(小6) 81.5%、(中3) 71.3% (高2) 74.6% (H29)			向上
	(小6) 68.9%、(中3) 54.5% (高2) 39.8% (H29)			向上
児童生徒に対して、「将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をした」学校の割合	(小6) 74.6%、(中3) 100%			向上
	(小6) 85.0%、(中3) 71.0%			向上
児童生徒に対して、「家庭学習の課題の与え方について、校内の教職員で共通理解を図った」学校の割合	(小6) 84.1%、(中3) 80.7%			向上
	(高2) 68.7%			向上
「自分の進路を実現するために、目標に向かって努力している」生徒の割合				

「学校の授業は、内容がわかりやすく、勉強することの充実感を感じる」生徒の増加	(高2) 63.8%	向上
高等学校卒業後の進路決定率	96.7%	100%
県内高等学校卒業者の大学等進学率	42.3%	向上
難関国立大学の合格者数	81人	向上

【現状と課題】

- 予測が困難な時代と言われる現代において、学校教育にあっては、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようになると求められています。
- 社会の変化に伴って生じる様々な問題について、他者と協調し、協働的に問題を解決する能力を育むことが求められます。学習やボランティア活動、体験活動を進める中で、子どもたちの学ぶ意欲を喚起しながら、協調、協働的な能力を育んでいく必要があります。
また、Society 5.0※4という新たな時代において、A I※5等と共に社会の中で「人間の強み」を發揮し、A I等を使いこなしていくために「文章や情報を正確に読み解き対話する力」や「科学的に思考・吟味し活用する力」、「価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求力」が求められています。
- 全国的な学力調査等の結果から、小中学生の基礎的、基本的な知識、技能の定着、身に付けた知識や技能を活用する力等、学力の底上げが必要です。高等学校では、小、中学校での学習内容を十分に修得していない生徒も少なからず見られ、基礎学力の確実な定着とさらなる伸長が必要です。
- グローバルな競争の活発化、技術レベルの高度化や情報化が進展する中、高度で専門的な能力や知識の重要性が高まっています。一方、若年労働者には、職業観が確立していない、自分に期待されるものが分からぬ等、求職者と求人側との職業能力におけるミスマッチが少なからずあります。
- 子どもたちの理科離れが指摘される中、次代を担う科学技術人材の育成は、ますます重要な課題となっています。実験や観察、実物に触れる機会を増やし、子どもたちの興味、関心や知的好奇心を刺激し、科学の楽しさや本質を伝える取組が必要です。

※2 (PDCAサイクル)

- ①業務の計画 (plan) を立て、②計画に基づいて業務を実行 (do) し、③実行した業務を評価 (check) し、
④改善 (act) が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に役立てる。検証改善のサイクル。

※3 (A層、D層)

全国学力・学習状況調査の正答数の多い順に児童生徒を整列させ、25%刻みで4層に分けたうち、最上位層をA層、最下位層をD層とする。

※4 (Society 5.0)

IoT、ロボット、人工知能、ビッグデータ等の先進技術を活用することで、新たな価値を創出し、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細かに対応したモノやサービスを提供することのできる新たな時代。狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く新たな社会を指す。

※5 (A I)

人工知能(Artificial Intelligence)。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術。経験から学び、新たな入力に順応することで、人間が行うように柔軟に与えられた課題を実行することができる。

施策2－(8) 特別支援教育の充実

(目指すところ)

- 子どもたち、一人一人の教育的ニーズに応じた「多様な学びの場」の整備、合理的な配慮の提供、学校における教員の指導力向上により、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ仕組みの構築を進めます。
- 関係機関とのネットワークづくり、キャリア教育・進学、就労・定着支援の充実等により、障がいのある子どもたちの将来の自立と社会参加に向けた取組を推進します。

【施策項目】

① 発達障がいを含む障がいのある子どもへの切れ目ない支援体制の充実

- ・ 特別な支援を必要とする子どもについて、就学前から就労に至るまでの切れ目ない支援体制の整備を促すため、教育・福祉・保健・医療・労働の関係機関が連携して、支援を行います。
- ・ 園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校においては、発達障がいを含めた障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と支援が、一層充実するよう、「個別の教育支援計画」※6に基づき、各教科等における配慮事項等を明確にした「個別の指導計画」※7の作成と活用を推進します。特に「高等学校における通級による指導」※8を開始し、関係機関と連携しながら、適切な支援を行います。
- ・ 各園・学校が、園内・校内委員会を開催し、適切な支援方法の検討をするとともに、学校と保護者が連携・協力して取り組む体制整備等を行います。
- ・ 障がいのある子どもの一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導ができるよう、教員研修等により教員の資質向上を図るとともに、免許法認定講習等により「特別支援学校教諭免許状」の保有率、さらには専門性の向上を図ります。
- ・ 鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例※9において県民運動として位置づけているあいサポート運動※10を推進し、年少期から障がいについて学ぶ機会としてあいサポートキッズ制度※11やその他の研修等を通して普及・啓発を進めます。

② 特別支援学校のセンター的機能と学校間連携の推進

- ・ 特別支援学校において、教育相談や研修など、地域の特別支援教育の拠点として、機能の一層の充実を図ります。また、学校内の関係者や教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連絡調整、保護者との関係づくりを推進することにより、インクルーシブ教育システム※12の構築に向けた特別支援教育の推進に努めます。
- ・ 子どもたちの社会性を養い、豊かな人間性を育てるために、学校間の連携を推進し、障がいのある者と障がいのない者の交流及び共同学習を計画的、組織的に行うことを行います。

③ 幼小中高等部のつながりを意識したキャリア教育と移行支援の充実

- 卒業後の生活をより豊かにするために、幼稚部、小学部段階からのキャリア教育を推進するとともに、在学中から学校と労働や福祉等関係機関とが連携しながら、一人一人に応じた自立と社会参加、移行支援の一層の充実を図ります。

④ 医療的ケアの必要な子ども及び保護者への支援体制の充実

- 医療的ケア児が多様な学びの場で安全に教育を受けることができる体制整備を進めるとともに、医療的ケア実施に係る保護者の負担軽減を図ります。

⑤ 手話教育の推進

- 鳥取県において全国初の手話言語条例が制定されたことに伴い、教職員の手話技術の向上や鳥取聾学校における手話普及コーディネーターの配置、地域の学校への手話普及支援員の派遣等をとおして、教育面における手話に関する取組の充実を進めます。【再掲2-（9）】

⑥ 特別支援学校の在り方の検討及び特別支援教育環境の整備

- 子どもの障がいの多様化・重度重複化に対応した効果的な特別支援学校整備の方向性を検討します。
- 障がいのある子どもの自立と社会参加の実現を目指し、個別の教育的ニーズに的確に応える教育を受けることができるよう、教育環境の整備に努めます。
- 特別支援学校におけるICT※13の整備を推進し、学習や生活上の困難を改善する支援機器としての活用を推進するとともに、子どもたちの学力向上や学びに対する意欲を引き出す取組を進めます。

【 数値目標 】

指 標	現況値	目標値
該当障がい種に関する特別支援学校免許状保有率の向上	85.9%	95%
特別支援学校高等部（専攻科含む）卒業生の就職率（就職希望者に対する割合）	40.2% (H30)	45%
特別支援学校高等部（専攻科含む）卒業生の（1年後）職場定着率	76.6%	向上
学校における手話に関する取組の実施率	(小) 99.2%、(中) 67.2% (高) 83.3%、(特) 100%	100%

【 現状と課題 】

- 特別支援教育においては、平成25年4月に知的障がいを対象とした琴の浦高等特別支援学校が開校し、皆生養護学校に平成26年4月に病弱教育部門の高等部、平成30年4月に小中学部を設置するなど、障がいの状態に応じた教育環境の充実に努めています。
一方、琴の浦高等特別支援学校を除く特別支援学校は、校舎整備後40年以上が経過し、老朽化が著しく、近い将来の建替え等の検討が必要な時期となっています。
また、特別支援学級及び通級指導教室の設置数、在籍児童生徒数は増加しており、平成25年9月の学校教育法施行令の一部改正により、多様な学びの場が必要となっています。
- 特別な教育的支援を必要とする子どもが年々増加しており、早期からの教育的対応が求められています。すべての学校で、子どもの困難さや教育的ニーズをしっかりと把握し、自立と社会参加に向けて特別支援教育を推進する必要があります。

- 発達障がいのある生徒の高等学校入学者数が年々増加しており、全ての教職員が障がいに関する正しい知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、組織的な対応ができるようにしていくことが重要です。
- 保護者が参画した個別の教育支援計画を早期に作成し、支援会議での見直しと各ライフステージでの引継ぎより一層徹底し、一人一人の障がいの状態と発達段階に応じた教育を充実することが必要です。また、保護者の状況に応じた切れ目ない支援体制をつくることや教育における保護者の負担を軽減していくことが求められます。
- 特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率は85.9%（平成29年5月1日現在）であり、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、免許状保有率を向上させ、担当教員としての専門性を早急に高める必要があります。また、幼稚園・保育所等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校も含め、子どもの障がいの状態に応じた効果的な支援の方法や在り方等を学び、指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行っていく必要があります。
- 特別支援学校は、各学校の専門性を基盤として、教育相談や研修を行うなど、地域の特別支援教育の拠点としての役割を担っています。今後、学校間の連携をより深め、特別支援教育の充実を図るとともに、広く地域へ障がいや特別支援教育に関する理解を促進することで、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組の充実が必要です。
- 本県においては、特別支援学校卒業生の就職先の確保と職場への定着が大きな課題となっています。
- 医療の進歩等により、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な子どもが増加している中、日常的に家庭で行っている医療的ケアを学校で実施することで教育を受ける機会を保障することが必要です。保護者や医療等との連携の基、子どもの医療的ケアに応じた実施体制を構築し、小学校や中学校等を含めた全ての学校で子どもが安心して学ぶことができるようになります。
- I C Tを支援機器として活用することで、障がいのある子どもが情報にアクセスしやすくなり、学習や生活の困難さを軽減することができます。一人一人の障がいの状態に応じた支援機器の活用により子どもの学びがより深いものになっていくことが求められます。

※6 〈個別の教育支援計画〉

特別な支援を必要とする子どもに乳幼児期から学校卒業までを通じて一貫した支援を行うために作成する計画。進級、進学時に引き継いでいく。

※7 〈個別の指導計画〉

障がいのある子ども、一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画。

※8 〈高等学校における通級による指導〉

平成28年12月に学校教育法施行規則の一部改正等が行われ、平成30年4月から高等学校等における通級による指導ができるようになりました。

※9 〈鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例〉

障がい者が、その人格と個性を尊重され、障がいの特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現を目指して平成29年9月1日に施行。

※10 〈あいサポート運動〉

障がいの特性についての理解を深めるとともに、障がい者が配慮又は支援を必要としている場面において、各々が可能な範囲で障がいの特性に応じた必要な配慮又は支援を行うことにより、障がいの有無にかかわらず、全ての人が互いに人格及び個性を尊重し支え合いながら暮らすことのできる社会を目指す運動で、平成21年に鳥取県で開始。

※11 〈あいサポートキッズ制度〉

小学校高学年の児童を対象とし、あいサポート運動や障がい理解についての学習を学校の授業として行う制度で、平成25年4月から開始。

※12 〈インクルーシブ教育システム〉

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

※13 〈I C T〉

情報通信技術(Information and Communication Technology)。学校では、教育用コンピュータ、プロジェクタ、電子黒板などを活用し、子どもたちの情報活用能力の育成のほか、分かりやすく深まる授業等も期待されている。最近は、タブレット端末を活用した取組も進みつつある。

施策 2-(9) 社会の変革期に対応できる教育の推進

(目指すところ)

- 豊かな国際感覚や外国語によるコミュニケーション能力を培うとともに、地域や社会との関わりの中で、自らの生き方を考え、様々な分野で活躍できる人材を育成します。
- 情報技術に支えられている社会において、全ての学習の基盤となっている情報活用能力※14 の育成に取り組み、子どもたちが情報や情報手段を主体的に選択し、活用することができる力を育成します。
- 民法の一部改正による成年年齢引下げ等を見据え、子どもたちに対して、実践的な消費者教育を実施し、自立した消費者としての育成を関係機関と連携して進めます。

【施策項目】

- ① グローバル化に対応した人材の育成、英語教育の推進
 - ・ 小・中・高等学校を通じた英語・コミュニケーション能力の育成により、豊かな語学力・コミュニケーション能力を身につけ、多様な価値観に対応できる柔軟性を持ったグローバル人材の育成を図ります。
 - ・ 2020 年度の学習指導要領の全面実施による小学校での英語の教科化や 2021 年度から中学校での英語の授業が英語で行なうこととなることを踏まえ、教員の指導力向上や子どもたちが実際に英語のコミュニケーション活動を体験できる機会の拡充等、先導的な英語教育を推進します。
- ② 技術革新・高度情報化に対応した人材の育成、ICT 活用教育の推進
 - ・ 鳥取県 ICT 活用教育推進ビジョンにおいて目指す学びの質的変換を実現するため、「主体的・対話的で深い学び」の視点から ICT を効果的に活用した授業手法を進め、生徒の思考力・判断力・表現力等を育成するとともに、基礎学力の定着を図ります。
 - ・ A I 等の発達した高度情報化社会を見据えた情報活用能力の育成や、新しい時代に対応するための 21 世紀型スキル※15 の取得を目指し、ICT 活用教育の推進に取り組みます。ICT を有効に活用する教職員の育成や県立学校における機器の導入などにより、分かりやすく理解の深まる授業の実現を目指します。
 - ・ 情報技術を活用し、学ぶ意欲や知識・技能の確実な習得、論理的な思考を育むため、プログラミング教育※16 をはじめとする情報教育を、小中高等学校を通じて体系的、教科横断的に取り組みます。
 - ・ 一人一人に応じた学習機会の提供や通学して教育を受けることが困難な子どもたちの学習機会を確保するため、遠隔教育の実施など ICT の効果的な活用を進めます。
 - ・ 情報モラル教育を充実させ、子どもたちが情報社会や情報通信ネットワークの特性を理解し、人間関係の構築や円滑なコミュニケーション等をとる中で、情報手段を適切に使用することができる判断力や態度を育成します。
 - ・ スマートフォンや携帯電話、ゲーム機等が子どもに与える諸問題に適切に対応するため、関係機関、団体等と連携して、情報モラル等に関する教育啓発活動を実施します。

③ 社会の形成者として必要な力の育成

- ・ 学習指導要領に基づいた教育を着実に実施し、社会科、公民科や家庭科等を中心としながら、各教科等、教育活動全体を通して、子どもたちの発達段階に応じた消費者教育、主権者教育を推進します。また、模擬体験等の手法を用いて、実践的な知識の習得につなげる取組を充実します。
- ・ 消費生活、法律、経済・金融等に関する実務経験者を外部講師として活用しながら、主体的に社会に参画する態度や自立した消費者を育成するための教育を推進します。
- ・ 鳥取県において全国初の手話言語条例が制定されたことに伴い、教職員の手話技術の向上や鳥取聾学校における手話普及コーディネーターの配置、地域の学校への手話普及支援員の派遣等をとおして、教育面における手話に関する取組の充実を進めます。【再掲2-⑧】
- ・ 学校の教育活動全体を通して環境や環境問題に関心を持ち、人間と環境との関わりについて理解を深め、環境を大切にする心を育てるとともに、環境保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質・能力の育成を図ります。

【数値目標】

指標	現況値	目標値
教員のICT活用指導力調査における児童生徒のICT活用を指導する能力	鳥取県 59.3% 全国 67.1%	全国平均値上回る
英検準1級以上等の英語力を有する教員の割合	(中) 28.2% (高) 83.3%	向上
英検準2級程度以上の英語力を有する高校生（高3）の割合	(高) 36.5%	向上

【現状と課題】

- 社会の情報化が急速に進展する中で、子どもたちが情報や情報手段を主体的に選択し活用していくための能力を身に付け、情報社会に主体的に対応していく力を育てることがますます重要となっています。
- 近年、学校においてタブレット型端末をはじめとするICT機器が配備され、新たな学習指導要領の実施を見据えた、2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針※17が示される等、ICTを活用した教育がより一層推進されてきています。また、急速に情報化が進む社会の変革期にあって、AIをはじめとする先端技術があらゆる産業や社会生活に取り入れられるようになっていく中、AIやデータを理解し、使いこなす能力を備え、AI等で代替されることのない分野で、人間ならではの価値を創造する人材が求められています。
- ICTを活用した教育では、子どもたちの情報活用能力の育成のほか、ICTを活用した分かりやすく深まる授業の実現等が期待されていますが、教育効果が高い取組を行うためには、機器の整備だけではなく、教職員のICT活用指導力の向上、教職員をサポートする体制が必要です。
- グローバル化が加速する中、優れた国際感覚や国際理解の精神を身につけ、グローバルな舞台に積極的に挑戦し活躍できる人材の育成が求められています。このため、小中高で一貫した英語教育により、目的や場面、状況などに応じて英語でコミュニケーションを図る力を着実に育成するだけでなく、英語を実践的に運用したり、国内外で異文化体験を経験する機会の増加などが必要です。
- 平成25年10月に、全国で初めて、手話を言語とし、その普及を進める「鳥取県手話言語条例」が成立しました。鳥取聾学校への手話普及コーディネーターの配置や県内学校等へ手話普及支援

員を派遣し、手話学習をサポートする取組等を行っています。手話が架け橋となり、多様性を認め合う共生社会の実現をめざし、県内すべての学校で手話に取り組むことが求められます。

- 平成28年より選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられ、2022年4月には民法の定める成年年齢が18歳に引き下げられます。これに伴い、正しい知識の獲得やより良い社会を構成する態度の養成が、これまで以上に求められます。

※14 〈情報活用能力〉

コンピュータ等の情報手段を適切に用いて、情報を収集・整理・比較・発信・伝達したりする力であり、基本的な操作技能やプログラミング的思考（自分が意図する活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要か、どのような組み合わせの改善が必要かなどを論理的に考えていく力）、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する知識・技能等。

※15 〈21世紀型スキル〉

2009年（平成21年）に、世界の教育学者や政府、国際機関が連携して組織したATC21Sプロジェクトが定義したスキルで、創造性とイノベーション、批判的思考力、問題解決能力、コミュニケーション能力、コラボレーション能力、情報リテラシー、シチズンシップなどが含まれる。

※16 〈プログラミング教育〉

子どもたちにコンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、時代を超えて普遍的に求められる力としてのプログラミング思考などを育成するもの。

※17 〈2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針〉

文部科学省が学習指導要領を踏まえ、これからの中学校の学習活動を支えるICT機器等と設置の考え方や校務におけるICT活用などについて定めた整備方針（平成29年12月通知）。

目標 3

学校を支える教育環境の充実

(社会、教育をめぐる状況等)

- 様々な教育課題に的確に対応し、子どもたちの生きる力を育み、保護者や地域の信頼に応えることができる教育の実践を進めていくためには、教育の直接の担い手である魅力ある教員の確保・育成が最も重要になります。教員の大量退職期が到来し、教員の世代交代が進んでいく中において、使命感や実践力を有した教員の確保が急務となっています。
魅力のある教員を確保し、ベテラン教員の持つ知識・技能や経験を若い世代の教員へ継承するとともに、効果的な研修の実施等により、学校全体の教育力を向上させていくことが求められています。
- 子どもたちが抱える課題が複雑化・多様化するなかで、いじめや不登校への対応、外国語教育や道徳教育への対応、子どもの貧困問題、頻発する大規模災害等から子どもたちの命と安全を守るためにの対応など、学校や教職員が取り組むべき教育課題や求められる内容が大きくなっています。
- 子どもたちが、安全、安心な環境で学び、充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外における安全確保、悩みを抱える子どもたちへのサポート体制、経済的に困難な家庭環境にある子どもたちへの支援等を充実することが必要であり、学校を支える教育環境の充実がこれまで以上に求められています。

施策

- 3-(10) 魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進
- 3-(11) 次代の学校教育を担う使命感・実践力を備えた教職員の確保・育成
- 3-(12) 安全、安心で質の高い教育環境の整備
- 3-(13) いじめ、不登校等に対する対応強化
- 3-(14) 多様なニーズに応える学びのセーフティネットの構築
- 3-(15) 私立学校への支援の充実

施策3－(10) 魅力ある学校づくり、特色ある学校運営の推進

(目指すところ)

- 公立小学校、中学校、義務教育学校について、活力ある学校運営に向け、適切な人的配置や学校の在り方を検討する市町村教育委員会に対する支援を行います。
- 高等学校を地域振興の核と捉え、地元自治体とも連携しながらその魅力化・特色化を進めるなど、生徒や保護者、地域等のニーズに応える学校づくりを進めます。

【施策項目】

① 県立高校の魅力化・特色化

- ・ 「今後の県立高等学校の在り方に関する基本方針」（平成28年3月策定：2019年度から2025年度までの方針）に基づき、関係者等の意見を聞きながら、その内容を具体化、明確化していくとともに、2026年度以降の県立高等学校の在り方について、分校化や学校再編、特色ある新たな学科の設置などを含め、抜本的な検討を進めます。
- ・ 各高等学校が重点的に取り組むべき重点項目を県教育委員会が指定し、予算を手厚く配分する等の支援をすることで、各校の魅力化・特色化をより一層推進するとともに、本県教育施策に係る目標の達成を図ります。
- ・ 県外から本県県立高等学校に進学する生徒の受入を積極的に進め、学校の適正規模を維持するとともに、活性化を図ります。
- ・ 特に中山間地域の高等学校については、立地する地元自治体や地域住民等とも連携し、学校の在り方、活性化の方策等について、検討を進めます。

② 県民に信頼され、地域とともにある学校づくり

- ・ 保護者、地域住民等の参画を得て、学校、家庭、地域の連携・協働による地域とともにある学校づくりを目指します。また、コミュニティ・スクール導入に向けて支援を行うとともに、学校支援ボランティア等による地域学校協働活動との一体的な取組を目指します。
- ・ 教職員一人一人のコンプライアンスの意識の徹底を図るとともに、不祥事を起こさない、起こさせない職場風土を構築します。【再掲3-(10)】

③ 学校組織運営体制の充実

- ・ 多様化する教育ニーズや課題に対して、迅速かつ適切に対応することができる学校運営組織づくりや必要に応じて専門機関と連携を図る体制の確立、特に今後予想される、児童生徒数の減少に対応できる学校運営組織の構築、強化を目指します。
- ・ 公立小学校、中学校、義務教育学校の在り方について検討する市町村教育委員会に対する支援や適切な人的配置を通して、活力ある学校環境を目指します。
- ・ 国に先行して実施してきた少人数学級について、子どもたち一人一人に応じたきめ細かな指導の充実による学習意欲の向上、学校生活や人間関係への円滑な適応等を図るために、これまでの成果を検証しながら、少人数学級の取組を進めていきます。

- ・ 県立学校の学校裁量予算※2が、各学校の課題や生徒の実態に応じて、校長が、より創意あふれる学校経営ができるよう制度の充実、改善を図ります。

④ 学校図書館の整備の推進と教材整備の推進

- ・ 学校司書や司書教諭の資質向上につながる研修や訪問相談を充実します。

【再掲 2-(4)】

- ・ 県立図書館から学校図書館等へ2日以内に図書が届く物流システムの活用と促進を図ります。
- ・ 県立学校の図書館業務の効率化と利便性を高めるため、図書管理システムの充実に努めます。

【数値目標】

指標	現況値	目標値
県立高等学校（全日制課程）の定員に対する入学者数の割合	全日制22校中18校が達成（定員の70%を上回る）	向上

【現状と課題】

- 県人口の大幅な減少と少子化の進行は、学校の統廃合など、子どもたちの学習環境に大きな影響を及ぼしています。平成14年度に160校あった公立小学校は、平成30年度には125校（義務教育学校前期課程3校を含む）と、15年間で35校の学校が統廃合となりました。このような中、公立小・中・義務教育学校の在り方を、住民と共に考えていく必要性が高まっています。
- 県立高等学校においても、平成17年度には、28校あった全日制高校を22校に再編成し、その後もコースの見直しや、学級減等により、生徒数の減少に対応してきていますが、今後も本県の中学校卒業者数は減少していく見通しです。特に中山間地域の高等学校では、入学者が募集定員を満たしていない学校もあり、このまま学校の小規模化が進めば、将来的に学校の存続が危うくなることも考えられます。高等学校を地域振興の核と捉え、地元自治体とも連携しながらその存続に力を注ぎ、生徒や保護者、地域等のニーズに応える魅力と特色のある学校づくりを進めるとともに、全ての県立高等学校において教育の質を保証し、生徒個々の能力が十分に發揮できるよう教育環境を整えていくことが必要です。

※2.〈学校裁量予算〉

校長が独自性を発揮した学校経営ができるよう、学校運営費、教職員旅費、学校独自事業費の総額を年度当初に学校に一括配分し、校長裁量による予算執行を認めることにより、学校の自立度を高め、生徒の状況に応じた学校づくりを進める。

施策3-(11) 次代の学校教育を担う使命感・実践力を備えた教職員の確保・育成

(目指すところ)

- 教員の大量退職期の到来を迎えるに伴い、教員としての使命感や責任感、教育の専門家としての確かな力量、総合的な人間力をもつ魅力ある教員を確保・育成していくため、高等教育機関等とも連携し、養成、採用、育成まで一体的に取り組みます。
- 若手やミドルリーダー育成、学校リーダー育成等を中心的な視点で行い、様々な教育ニーズや課題に対して、迅速かつ適切に対応することができる教職員の資質や指導力の向上を図るため、「校長及び教員の資質の向上に関する指標」に基づく教員の資質向上、キャリアステージに応じた研修等により、県民に信頼され、鳥取県教育を支える教職員を育成します。

【施策項目】

① 魅力ある教員の確保

- ・ 高校生、大学生に対してキャリア教育の一環として教員の魅力や責任を説明する機会を設けるとともに、採用試験受験希望者に対する説明会を開催するなどして受験者の確保に取り組みます。
- ・ 教員採用試験を創意工夫し、優秀な人材の採用に努めます。

② 教員の資質向上、指導力・授業力の向上

- ・ 子どもたちをかけがえのない存在として、一人一人の良さや長所を認め、自己肯定感の醸成や個性を伸ばしていく指導を、教育活動全体を通して行い、子どもたちの人格形成とともに、学校生活が子どもたちにとって充実したものとなるよう取り組みます。
- ・ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、教員研修の充実や授業改善に取り組みます。【再掲2-(7)】
- ・ エキスパート教員による積極的な授業の公開や研修会の実施などにより、優れた指導技術等を広め、教員の授業力の向上を図ります。
- ・ 外部講師の派遣や授業研究等の機会を通じ、最新の知見を取り入れた学習科学に基づく授業手法の実践について学ぶとともに、これを広く公開することで21世紀型学力※1を育む授業改善の全県的な普及を図ります。

③ 県民に信頼される教職員の育成

- ・ 教職員一人一人のコンプライアンスの意識の徹底を図るとともに、不祥事を起こさない、起こさせない職場風土を構築します。【再掲3-(11)】

④ 学校における働き方改革

- ・ 教職員の心身の健康保持に努めるとともに、一人一人の子どもたちの指導に専念できる環境を整えるなど、教育の質の向上を図ることを目的として策定した「鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」に基づき、長時間勤務者の解消、時間外業務削減のため

の取組を進めます。

- ・学校現場の状況を踏まえて教職員数の確保に努めるとともに、部活動指導員や教員業務アシスタント等の外部人材の活用を積極的に進めます。
- ・学校に対する調査・照会等の見直しや、業務改善の取組を行う各学校での成功事例を積み上げ、他校へ広げるなどして業務の見直し・削減を図るとともに、学校業務支援システムの有効活用や部活動休養日の徹底等の取組を進めることで、教職員の負担軽減、多忙解消を図ります。

⑤ 教職員のメンタルヘルスケア

- ・教職員が心身ともに健康で働くことのできる職場環境を整備し、管理職に対する研修、意識啓発等、それぞれの職場での組織としての対応を進めるとともに、相談体制の充実、ストレスチェック制度の活用、長時間勤務者等に対する医師の面接指導の徹底など、精神性疾患による休職者の減少を図ります。

【数値目標】

指標	現況値	目標値
教職員の一人当たり平均時間外業務時間数の削減率	—	H31:15%, H32:25% ※H33以降別途設定
教員の精神性疾患による休職者数の出現率	0.58%	0.5以下

【現状と課題】

- 小・中学校においては、少人数学級の実施や教員の大量退職期に当たるなど、多くの教員の採用や若手教員の育成等、教員の資質向上に係る取組が急務となっています。一方で教員採用試験の志願者数の減少等、課題が顕著となっています。教員としての専門的指導力と人間力を持ち、本県の教育課題に対応でき、子どもたち一人一人の確かな学びと成長を支えることができる魅力ある教員を確保していくことが求められています。
- 教員には、教育に対する使命感や情熱、子どもたちに対する深い理解と子どもたちを引きつける人間的魅力、社会人としての豊かな人間性や授業力、生徒指導力等が必要となります。様々な教育ニーズや課題に対応し、解決するために、教員には、「若い教員の資質、指導力向上や中堅教員のメンターとしての意識の向上」「子どもの科学、ものづくり等への興味関心を高めるための理数教育の指導力向上」「教科の専門的知識を基盤とした実践的指導力の向上」「防災、いじめの発生への対応等危機管理能力の向上」など、多様な資質や高い指導力が求められています。
- 教員の指導力・授業力については、子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能の習得のみならず、知識・技能を活用する力、思考力・判断力・表現力など、確かな学力や学びに向かう力を育成することが求められています。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善や、小中連携、中高連携を意識しながら、組織的に指導力の向上に取り組む学校が増加しています。エキスパート教員等の優れた指導力も活用しながら、取組をさらに広げて行くことが必要です。
- 教職員の不祥事が発生し、県民の厳しい目が教育に向けられています。県民の教育への信頼を回復するため、組織全体で、コンプライアンスを徹底していくとともに、教職員一人一人が、全力で職務を果たすことが求められています。そのための教職員が働きやすい職場環境づくりを進めていくことが必要です。
- 学校教育をめぐるニーズ・課題は、複雑化・多様化しています。このことは、教職員の時間外業務の常態化や、職場におけるメンタルヘルスの不調にもつながってきており、様々な教育ニーズ等への適切な対応と教職員の職場環境整備のためには、個々の教職員の対応力の向上に加え、学校の組織運営体制の充実、組織的な対応が求められます。

※1 (21世紀型学力)

「生きる力」としての「確かな学力」・「豊かな人間性」・「健康・体力」の3つを構成する資質・能力のうちから、「21世紀を生き抜く力」として教科横断的に学習することが求められる能力である「基礎力（知る）」・「思考力（考える）」・「実践力（行動する）」をいう。

施策3－(12) 安全、安心で質の高い教育環境の整備

(目指すところ)

- 公立学校施設は、子どもたちの命を預かる場所であり、避難場所としても利用されるため、耐震対策、老朽化対策、防災機能強化等を進めます。施設の修繕については、劣化や機能低下への対応だけでなく、省エネ対策やバリアフリー化など、環境への配慮や質的な改善に取り組みます。
- 東日本大震災、鳥取県中部地震等の災害や不審者により子どもが被害者となる事件の発生等を教訓に、子どもたちを取り巻く危険をとらえ、子どもたちが自らの命を守ることができる安全教育に学校、家庭、地域が連携して、取り組むとともに、学校安全計画・危機管理マニュアルの点検・見直し、多様で実践的な避難訓練の実施、安全点検の徹底等、学校における危機管理体制の構築に向けた取組を進めます。

【施策項目】

① 公立学校施設の環境整備

- ・ 県立学校の長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能強化、太陽光発電設備等の環境教育に資する設備の導入など、教育環境の質的向上を進めます。
- ・ 市町村立学校の長寿命化改修を中心とした計画的な老朽化対策、非構造部材の耐震対策、防災機能強化などの教育環境の質的向上を進めるため、国に対し、地方公共団体の負担軽減のための支援策の充実、改善を働きかけます。
- ・ 県立学校の校庭等の芝生化の推進に取り組みます。
- ・ 保育所、幼稚園、小・中学校における芝生化に向けた取組を支援します。

② 学校内外の安全確保、学校危機管理体制の構築

- ・ 地域との協働による学校づくりの観点から、学校支援ボランティアによる子どもの見守り活動を推進します。
- ・ 地震や津波等の災害から子どもたちを守るために、実践的な防災教育を推進します。
- ・ 自転車乗車中などの交通事故をなくすために、交通安全教育の充実を図ります。
- ・ 不審者等の犯罪から子どもたちを守るために、学校、家庭、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。
- ・ 関係機関と連携し、通学路の安全確保を図ります。
- ・ 県立学校の施設、設備の点検、修繕等を適時、適切に実施するとともに、省エネ対策やバリアフリー化にも配慮しながら、安心、安全な学校環境づくりを進めます。

【 数値目標 】

指 標	現況値	目標値
避難訓練（不審者対応、地震、火災等）を年2回以上（小学校は3回以上）実施した学校の割合	(小) 84.8%、(中) 94.9% (高) 91.7%、(特) 90.0%	100%
学校危機管理マニュアル（生活安全、交通安全、災害安全の全て）について点検・見直しを実施した学校の割合	(小) 66.4%、(中) 54.2% (高) 75.0%、(特) 70.0%	100%

【 現状と課題 】

- 屋外活動の推進による子どもの体力増強や情緒の安定、競技力向上やケガの防止、グラウンドにおける土の流出や砂塵の防止等を目的に、平成30年7月末時点で県立学校17校、保育所111園、幼稚園13園、小学校40校、中学校7校で芝生化に取り組んでいます。
- 東日本大震災、鳥取県中部地震等の災害や、不審者により子どもが被害者となる事件、自転車乗車中の事故をはじめとする交通事故等を教訓に、子どもたち自らが、命を守り抜くための防災教育、防犯教育、交通安全教育の充実が必要です。

施策3-(13) いじめ、不登校等に対する対応強化

(目指すところ)

- 子どもたちの抱える「不安」や「悩み」を早期に把握、対応できる体制を整え、いじめや不登校等の課題の未然防止、早期発見、早期支援に取り組み、子どもたちが安心して学べる教育環境づくりを進めます。

【施策項目】

① いじめ問題等への取組

- ・ いじめは個人的な問題だけではなく、集団としての問題にもつながるため、学級等の集団での人間関係づくりが重要です。また、子ども同士が認め合う中で自らいじめの未然防止や解決を図る力を身に付けていくこととなるため、人権学習を充実させ、人権意識を高めるとともに、日々の学校生活の中で学年や発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、社会性を育み、子どもたちが安心して学校生活を送ることができる魅力ある学校づくりを目指します。
- ・ いじめの問題に対する教職員の認識を高め、関係機関との連携や専門家の活用など、問題に適切かつ迅速に対応できる体制を整えます。
- ・ いじめの問題は、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであることを踏まえ、いじめ防止対策推進法や鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針等を周知し、いじめの正確な認知を進めるとともに、教職員研修等の充実を図り、いじめの未然防止・早期発見、いじめの解消等に向け、取り組んでいきます。
- ・ スクールカウンセラー※3やスクールソーシャルワーカー※4の配置を進め、子どもを取り巻く環境への働きかけ等を通して、いじめ、暴力行為、不登校、中途退学などの生徒指導上の諸課題の未然防止、早期対応に向けた取組を強化します。【再掲3-(13)-②】
- ・ 教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携、協力して組織的に対応できる体制の整備、アセスメントシートを活用した支援会議・ケース会議の実施等により、学校全体の対応力強化を図っていきます。

② 不登校対策の推進

- ・ 多様化、複雑化する不登校の要因を的確に把握し、学校、家庭、関係機関が連携しながら支援方法を共有し、個々の子どもに応じたきめ細やかな支援を行っていきます。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を進め、子どもを取り巻く環境への働きかけ等を通して、いじめ、暴力行為、不登校、中途退学などの生徒指導上の諸課題の未然防止、早期対応に向けた取組を強化します。【再掲3-(13)-①】

【数値目標】

指標	現況値	目標値
不登校の出現率の減	(小・全国) 0.54% (中・全国) 3.25% (高・全国) 1.51%	(小・県) 0.56% (中・県) 3.10% (高・県) 1.90%
学校いじめ防止基本方針の点検を実施した学校の割合	(小) 79.2% (中) 71.9%	100%
「いじめが解消しているもの」の割合	鳥取県：94.4% 全国：85.8%	全国平均を上回る

【現状と課題】

- 平成25年6月に成立したいじめ防止対策推進法では、国、地方公共団体、学校それぞれのいじめ防止基本方針の策定等について規定され、平成29年3月には、国は「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定しました。本県においても、平成25年に策定した「鳥取県いじめ防止等のための基本的な方針」を地域や学校の実情に応じた内容に見直し、いじめの防止等のための対策を進めています。いじめの認知や組織的な対応、重大事態に対する危機意識など課題もあり、いじめの防止、早期発見、適切な対応が求められています。
- 公立学校における不登校の出現率は、小学校、中学校、高等学校ともに増加傾向が見られます。特に、小学校中学年、中学校1、2年生が高い状況であり、発達段階や生活環境などの様々な状況に応じた適切な支援が求められます。(平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

不登校やいじめの未然防止にむけて、教職員一人一人の専門性の向上と、子どもたちが自己肯定感等を感じることができる居場所づくり、周りの人と関わりながら主体的に活躍できる場面を実現する絆づくりに取り組むことが重要です。また、普段から子どもと教職員、子ども同士のコミュニケーションを図るとともに、教職員間の連携を密にした組織的な体制を確立することが必要です。

※3 〈スクールカウンセラー〉

臨床心理士など、心の問題の専門家として学校で、児童生徒や保護者の悩みを聞き、教員をサポートする。

※4 〈スクールソーシャルワーカー〉

不登校、いじめなど生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う。

施策3-(14) 多様なニーズに応える学びのセーフティネットの構築

(目指すところ)

- 家庭の経済状況等により、困難な家庭環境にある子どもに対して、子どもたちが夢をあきらめることなく、その能力・適性に応じて希望する進路に進んでいけるよう、経済的支援や学習支援等を充実させ、子どもたちの学びを支えるセーフティネットの構築を進めます。
- 不登校や様々な理由により、就学の機会が提供されなかつた方など、多様なニーズに応えることができる「学びの場の提供」に取り組みます。

【施策項目】

① 困難な家庭環境にある子どもに対する支援

- ・ 経済的な理由により就学を断念する子どもが生じないよう、奨学金の貸与、高等学校等奨学給付金※5の給付等の修学支援を行います。
- ・ 奨学金については、必要な方に確実に貸与できるよう十分な貸付枠を確保するとともに、将来にわたって安定した事業の継続ができるよう、償還金の回収による財源の確保に努めます。
- ・ 貧困や虐待など、子育てに関し不安や悩み等を抱える家庭に対して、市町村等とも連携した対応を進めます。
- ・ 「地域未来塾」等の地域学校協働活動を行う市町村を支援し、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていない子どもたちに対し、子ども食堂と連携するなどの支援を充実します。

② 不登校、高校中退、義務教育未修了者等への多様な学びの場の提供

- ・ 高校生の不登校（傾向）やひきこもりが心配される生徒・青少年の学校復帰や社会参加に向けた支援を推進するため、関係機関と連携して、支援を必要としている方の潜在的ニーズの把握に努めるとともに、県内3カ所に設置している鳥取県教育支援センター（ハートフルスペース）の周知を行い、相談体制や訪問型（アウトリーチ型）支援を充実します。
- ・ I C T等を活用するなど、不登校児童生徒に対する学習支援を充実することにより、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立を支援します。
- ・ 様々な理由により義務教育を修了できなかった人や不登校等のために十分に学校に通えなかつた人、現在何らかの理由で学校に通えていない子どもたち等に対して、学びの機会の提供に努めます。
- ・ 國際化の進展や在留外国人の増加等に伴い、帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の需要が高まっていることを踏まえ、当該児童生徒に対する教育支援など、安心して学べる教育環境づくりを進めます。

【数値目標】

指標	現況値	目標値
育英奨学資金の現年調定（現在の会計年度における歳入の徴収決定額）の返還率	(高) 92.2% (大) 98.0%	(高) 90% (大) 98%
生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の進路決定率	(中) 91.7%	向上
生活保護世帯の子どもの高等学校卒業後の進路決定率	(高) 90.0%	
高等学校非卒業率	鳥取県 6.5% 全国 5.9%	全国平均を下回る

【現状と課題】

- 高等学校等に通う低所得世帯については、高等学校等就学支援金※6 及び高校生等奨学給付金の支給、奨学金の貸与等を行い、子どもたちの修学支援を行っています。
- 大学等に通う低所得世帯の子どもたちについては、鳥取県育英奨学資金※7 の貸与により修学を支援しています。
- 経済的に困難な状況にある子どもたちの修学を保証するために奨学金制度が果たす役割は大きく、将来の奨学金の原資となる償還金の回収を確実に行なながら、これらの制度を安定的に継続していく必要があります。
- 子どもの貧困が社会全体の問題となる中、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行されました。鳥取県においても、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本指針「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもの将来が経済的な環境によって左右されることなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していくよう、取組を進めています。
- 平成22年度から教育センター内に、平成29年度から中部地区と西部地区に、鳥取県教育支援センター（ハートフルスペース）を開所し、高校生の不登校（傾向）やひきこもりが心配される生徒・青少年を学校復帰や社会参加に向けて支援を進めています。支援についての潜在的ニーズは高いと思われますが、実態が見えにくく、その把握について難しい状況があります。潜在的ニーズを把握する意味でも、高等学校等の関係機関との連携を密にする等、ハートフルスペースについての周知に係る取組を、これまでに以上に充実させることが必要です。
- 平成28年に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」により、「地方公共団体は、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等や夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等の措置を講じ、又は講ずるよう努める」となりました。また、その法律に基づいて示された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」では、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学※8等が設置されることを促すとともに、夜間中学等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援等を推進することが示されています。
- さまざまな状況におかれ悩んでいる生徒にとって、学び方や生き方の選択肢は非常に少なく感じられています。多様な学び方があること、多様な生き方が認められることを、生徒や保護者に理解してもらう必要があります。

※6 〈高校生等奨学給付金〉

高等学校等に通う低所得世帯（住民税非課税世帯・生活保護世帯）に対して、授業料以外の教育費に充てるために給付するもの。

※6 〈高等学校等就学支援金〉

年収約910万円未満の家庭の高等学校等の生徒の授業料に充てるために支給するもの。

※7 〈鳥取県育英奨学資金〉

大学、短大、専修学校、高等学校、高等専門学校等に通う低所得世帯の子どもたちに対して貸与する奨学金。

※8 〈夜間中学〉

公立中学校夜間学級の略称であり、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、外国籍の者などの、学び直しの場として期待されている。

施策 3－(15) 私立学校への支援の充実

(目指すところ)

- 私立学校が、それぞれが実施している多様な取組や特色化の発揮について、私立学校の建学の精神と自主性を尊重しながら、支援します。

【施策項目】

① 私立学校の振興

- ・ 私立学校の特色ある取組を応援するため、優秀な教職員の人材確保や教育環境の維持向上に必要な経費を助成するとともに、就学支援金や授業料減免などによる保護者、生徒の経済的負担軽減を図り、県民に多様で良質な教育の選択肢を提供することを通じて、多彩で優れた人材を養成します。
- ・ 私立学校に通学する特別な教育的支援を必要とする生徒等の教育環境向上を支援します。
- ・ 私立学校の不登校、いじめ等に関する対策を支援します。
- ・ 私立学校の学力向上に向けたICT活用、土曜授業等を支援します。
- ・ 私立学校の生徒等が様々な体験活動が行えるよう支援します。
- ・ 私立学校の情報公開の一層の促進、学校の自己評価及び学校関係者による評価結果の公表の促進を図ります。

② 学校経営の健全性の向上、入学者確保

- ・ 私立学校の魅力向上の取組を財政面や研修等により支援し、入学者確保と学校経営の健全性の向上を図ります。

③ 私立学校の耐震化

- ・ 私立学校の耐震化については各学校設置者による整備を支援し、一層の耐震化率の向上を目指します。

【現状と課題】

- 各私立学校では、特色ある教育活動の推進や教職員の人材確保・育成、多様な生徒へのきめ細かい教育の提供に努める一方で、全ての私立中・高等学校において教育内容等を情報公開し、何らかのかたちで自己評価を実施しています。私立学校におけるこれらの活動をさらに推進し、教育内容等の改善・充実に資するよう支援する必要があります。
- 少子化の進行に伴う生徒減により、私立学校は運営面で大きな影響を受けるため、入学者の確保をはじめ学校経営の健全性の向上に向けた取組が求められています。授業料の軽減や教育環境の維持向上に必要な経費に対して補助を行うことなどを通じ保護者の授業料負担を軽減させ、県民に多様な教育の選択肢を提供することが、私立学校の振興に繋がっています。
- 平成20年度以降に国の耐震化の財政支援制度が充実した市町村立学校に比較し、私立学校の耐震化は遅れています。私立学校施設も生徒の安全を確保するため公立学校同様に施設の耐震化を促進することが必要です。

目標 4

生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進

(社会、教育をめぐる状況等)

- スポーツは、世界共通の人類の文化であり、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利であるという考えに立ったスポーツ基本法を踏まえ、スポーツで「人生」が変わる、スポーツで「社会」を変える、スポーツで「世界」とつながる、スポーツで「未来」を創るという観点から、スポーツ参画人口を拡大し、一億総スポーツ社会の実現に向けて取り組むことが求められています。
- 鳥取県においては、スポーツ基本法の目指す方向性等を踏まえて策定した「鳥取県スポーツ推進計画」に基づき、年齢や性別、障がい等を問わず、関心、適性等に応じてスポーツに参画し、心豊かな生活を営む「すべての県民が豊かなスポーツ文化を享受できる鳥取県」に向けた取組が進められています。
- 学校教育においては、子どもたちの心と体を一体としてとらえることを重視し、生涯にわたって、健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを目指しており、「生涯にわたって運動に親しむ力の育成」、「健康の保持増進のための力の育成」、「体力の向上」について、相互に関連させた取組が必要になっています。

施策

4-(16) 健やかな心と体づくりの推進

4-(17) ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実

4-(18) トップアスリートの育成（競技力向上）

施策4－(16) 健やかな心と体づくりの推進

(目指すところ)

- 学校における体育活動を通じ、生涯にわたる心身の健康保持増進と豊かなスポーツライフを送るために必要な力を育成します。
- 子どもたちが健康等に関する正しい知識を身に付け、健康等の大切さを主体的に考えることができるよう、学校における健康教育や食育を充実します。

【施策項目】

① 学校体育の充実

- ・ 教員の体育学習の指導力向上及び学校における運動機会の充実のための取組を支援し、主体的に運動に取り組む子どもたちの育成を図ります。
- ・ 外部授業協力者の派遣を行い、発達に応じた適正な指導のための支援を行うとともに、教員の指導力の向上及び運動の重要性を理解し主体的に運動を行う子どもたちの育成に取り組みます。

② 子どもの体力・運動能力の向上

- ・ 各学校での体力向上推進計画書の策定及び体力・運動能力調査を活用したP D C Aサイクルによる取組を支援し、各学校の実状に応じた子どもたちの体力・運動能力の向上を推進します。
- ・ 「遊びの王様ランキング※1」等を活用した運動機会の提供により、子どもたちの運動意欲の向上を図り、運動習慣の定着及び主体的に運動を行う子どもの育成を図ります。

③ 健康教育の充実

- ・ 子どもたちが健康と命の大切さについて学ぶため、がん教育や性に関する指導等の健康教育の充実を図ります。
- ・ 健康問題の解決に向けて、基本的生活習慣の定着などをテーマに学校、家庭、地域が連携した学校保健委員会の充実を図り、心身の健康のバランスのとれた子どもたちの増加を目指します。
- ・ 薬物乱用を絶対にしない、許さない子どもたちを育成するための薬物乱用防止教育の充実を図ります。

④ 食育の推進、安全、安心な学校給食

- ・ 栄養教諭※2を中心として、学校全体で組織的、体系的に食に関する指導を充実させるとともに学校給食の県産品利用を進め、食育を推進します。
- ・ 学校と家庭・地域との連携により食育を推進します。
- ・ 生産者や流通関係者等、地域と連携し、県産品の利用促進など安全で安心できる食材を使用した学校給食の提供を目指します。
- ・ 異物混入や食中毒事故を防ぐため、衛生管理講習会を実施するなどして、衛生管理を

徹底します。

- 教職員や学校給食担当者を対象とした研修会を開催するなど、食物アレルギーの子どもに対応できる体制整備を進めます。

【数値目標】

指標	現況値	目標値
鳥取県体力・運動能力調査の総合判定(A～Eの5段階)が、A又はBの割合	(小5男) 41.0% (小5女) 44.1% (中2男) 33.0% (中2女) 63.7%	42.0% 48.0% 38.0% 66.0%
鳥取県体力・運動能力調査において、体育の授業を除く1日の運動時間が1時間以上の児童の割合(小学生)	(小5男) 66.8% (小5女) 46.8%	70.0% 50.0%
鳥取県体力・運動能力調査による長座体前屈の偏差値	(小5男) 48.1 (小5女) 47.7 (中2男) 49.1 (中2女) 48.6	50
「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定している学校の割合	—	(中) 100% (高) 100%
学校給食用食材の県産品使用率	67%	70%以上

【現状と課題】

- 鳥取県の体力・運動能力調査では、全国平均値を下回る種目が多い状態が続いています。特に、小・中学校では顕著で、地域・学校間による差も見られます。また、運動する子どももとしない子どもとで体力・運動能力の二極化傾向が見られます。幼児期に外遊びをよくしていた子どもは日常的に運動をし、体力も高いという報告があり、幼児期、小学生の頃から運動の必要性への理解を深めるとともに、運動の心地良さを体験することを通じて運動意欲を向上させることが求められています。
- 子どもが、テレビ視聴や携帯電話、ゲームに時間を費やし、慢性的な睡眠不足などの生活習慣の乱れを招いたり、生活習慣病の低年齢化、ストレス等に起因した心身の健康問題が深刻化しています。また、性に関する意識の多様化や性情報の氾濫等により、性に関する悩みや不安を抱える子どもが増加傾向にあるなど、健康教育の充実が求められます。
- 青少年の薬物乱用は、大麻などの薬物乱用の増加が見られ憂慮すべき状況であり、新たな薬物も出てくることから、薬物の健康への影響等について継続して学ぶことが必要です。
- 偏った栄養摂取や不規則な食事など、子どもたちの食生活の乱れが問題となっています。朝食を食べる子どもは増えていますが、主食のみで済ませている場合が見られ、食育の重要性が高まっています。
- 学校給食用食材の生産者や流通関係者等、地域と連携した安全で安心できる学校給食の提供が求められています。また、食物アレルギーの児童生徒が増加(平成29年度では4.5%)しており、学校内の体制整備による適切な対応が必要です。

※1 〈遊びの王様ランキング〉

学校や地域で取り組んだ運動種目をホームページ上でランキング化して競うことにより、子どもたちに運動機会を提供し、運動のきっかけづくりをする取組

※2 〈栄養教諭〉

学校において食育を推進するための指導体制の要として平成17年4月に制度化。児童生徒に対する食に関する指導と給食管理を一体のものとして行う。

※3 〈県産品使用率〉

米、麦、牛乳を除く主な使用食材44品目の使用実態を使用重量の割合でまとめたもの。平成24年度以降は、県内産の食材の使用率に、県内加工品使用率を加えたもの。

施策4-(17) ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実

(目指すところ)

- 全ての県民、一人一人が、それぞれの年齢や体力、関心や目的に応じて、いつでも、どこでも、安全にスポーツを楽しむことができる環境の整備を進めます。
- ライフステージに応じた運動、スポーツ活動の充実に取り組み、運動習慣やスポーツ活動の習慣化、定着化を進めます。

【施策項目】

① 幼児期における運動、スポーツの基礎づくり

- ・ 家庭や地域、幼児教育・保育を行う機関に幼児期における運動の大切さの啓発を進めます。
- ・ 幼児教育、保育を行う機関や家庭において、1日合計「60分」※4を目安に楽しく体を動かす機会を確保し、幼児期の運動の習慣化を図るための取組を支援します。

② 少年期（小学校～高等学校）の望ましいスポーツ活動の充実

- ・ 体育学習の充実を図り、誰もが運動する喜びを味わいながら、自主的、主体的な活動として、運動（遊び）が日常的に子どもの中に定着し、習慣化されるように努めます。
- ・ 運動機会を充実させるとともに、体力テスト結果を分析し効果的に活用することにより、子どもたちの体力向上を図ります。
- ・ 生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための健康や体力の基礎を培うとともに、人格形成につながるスポーツ活動や運動部活動の充実を図ります。
- ・ 「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、運動部活動が地域、学校、競技種目等に応じて多様な形で最適に実施されるよう、適切な休養日等の設定や複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する合同部活動等の取組を推進します。

③ 成年期からの運動、スポーツ活動の充実

- ・ ウォーキングなど手軽に日常生活で取り組むことができる運動やスポーツを奨励し、運動習慣づくりを進めます。
- ・ 各種大会やスポーツイベントなどの周知、普及・啓発、開催支援等を通じて、年齢、性別、障がい等を問わず、誰もが、関心、適性等に応じてスポーツ活動へ参加しやすい環境を整えます。

④ 障がい者スポーツの推進

- ・ 「知る」「見る」「する」「応援する」など、障がい者スポーツの多様な親しみ方や関わり方について周知、啓発を行います。
- ・ 各特別支援学校児童生徒の実態に応じた運動部活動の充実を図ります。
- ・ あいサポート条例（愛称）の趣旨に基づき、障がい者が生涯にわたり自主的かつ積極

的にスポーツを行うことができるよう、年少期から高齢期を通じ、障がいの特性及び程度に応じたスポーツを行う機会の確保、必要な環境の整備を行っていきます。

- ・ 障がい者スポーツ拠点施設の整備を通じて、スポーツを始める又は続けるための取組を広げるとともに、一人一人に寄り添ってサポートできる人材を増やすなど、県内のあるところにいてもスポーツを楽しむことのできる環境づくりを進めます。

【数値目標】

指標	現況値	目標値
成人のスポーツ実施率(週1回以上)	47.2% (H30) ※速報値(暫定)	65%
障がい者のスポーツ実施率(月1回以上)	32.7% (H26)	50%

【現状と課題】

- 核家族化、少子高齢化等の社会の変化により、子どもが遊ぶ場所や仲間、遊び時間の減少などから体を動かして遊ぶ機会が減少し、基本的な体の動きが十分に身についていない子どもや運動を苦手とする子どもの増加が懸念されます。
- 幼児期はリズム感や運動の器用さを担う神経系の発達が著しく、積極的に運動を行い運動技能の習得等に努めるとともに、地域や家庭、保育所等で主体的に体を動かす遊びを中心とした身体活動を幼児期の生活全体の中で確保することが必要です。
- 少年期における体力、運動能力は、昭和60年ごろをピークに低下傾向にあり、特に小、中学校において、全国平均値を下回る種目が固定化してきています。
- 学齢期においては、体育学習を担う教員等の一層の資質向上はもとより、運動部活動やスポーツクラブ等の活動においても一定の種目にとらわれず、多様な動き、運動への意欲や関心、フェアプレイの精神、怪我をしないための体の管理などを身に付け、将来にわたって主体的に運動を続けていく子どもの育成の観点で、発達段階に応じた適切な指導が望まれます。学齢期の子どもたちへの指導については、「子どものスポーツ活動ガイドライン」及び「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」に沿った指導が必要です。
- 県民の運動実施率が平成26年度には54%を超えるなど、日常における県民の運動スポーツ活動の普及が進みつつありますが、依然スポーツ未実施者の割合も高く、運動実施率を一層高めていく必要があります。特に、仕事や家事、育児が忙しく、スポーツをする機会の確保が困難な状況にある30代～50代の女性の運動実施率は、他の年代と比較して低い状況です。一方、高齢者の運動実施率は比較的高い傾向ですが、「自由な時間がない」、「経験がない」、「病気やケガ、年をとったから」などの理由で運動やスポーツを行っていない方も少なくありません。
- 県内ほとんどの特別支援学校において、部活動又は同好会等の様々な活動形態により、陸上や球技、エアロビクス（ダンス）等の運動に取り組んでいます。近年、各特別支援学校の子どもたちの実態が重度重複化、多様化しており、県内特別支援学校が一同に介しての交流戦、合同練習等が持ちづらくなっています。個々の特別支援学校の子どもたちの実態や実情に応じた形での運動・スポーツの推進が求められています。
- 障がい者を対象にした各種大会への参加支援をはじめ、障がい者スポーツの振興に向けた取組によって、障がい者が目標や励みを持つこと、障がいのある者と障がいのない者との交流の促進や障がい者への理解につながっています。

※4 〈1日合計「60分」〉

スポーツや体育に限らず、様々な身体運動遊びやお手伝い等を合計した時間が60分です。

施策4-(18) トップアスリートの育成（競技力向上）

（目指すところ）

- ジュニア期から、個人の特性や発達段階に応じた一貫指導体制を整え、オリンピック・パラリンピック等の世界大会や全国大会で活躍できるトップアスリートの育成を目指します。

【施策項目】

① ジュニア期からの一貫指導体制の整備

- ・ 発達段階ごとの到達目標を踏まえて指導内容を検討し、世界や全国で活躍する選手育成のために、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な指導体制や指導プログラムの充実を図るとともに、優秀なジュニア競技者の発掘に努めます。
- ・ 特別支援学校における運動部の指導体制の充実を図ります。

② アスリートのキャリア形成の推進

- ・ アスリートや指導者、競技団体に対して、競技引退後のキャリアに必要な能力等を身に付ける教育を受けながら、将来に備える「デュアルキャリア」について普及啓発を行うとともに、キャリア形成を指導できる環境の整備に努めます。

③ 2020年東京オリンピック・パラリンピックや次期鳥取国体を見据えた取組の実施

- ・ オリンピック・パラリンピックや次期鳥取国体向けた競技力向上施策の推進、環境整備やスポーツ気運醸成のための合宿誘致などに取り組みます。

【数値目標】

指 標	現況値		目標値
	H29	H30	
国民体育大会で優勝する種目数	6種目	9種目	10種目
国民体育大会で入賞(8位以内)する種目数及び人数	種目数	51種目	50種目
	人数	66人	120人
文化芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童・生徒数 (全国3位以上)(年間)【再掲5-(21)】		80人	80人

【現状と課題】

- ジュニア期の強化策は、国体に一定の成果が現れる一方で、成年では、十分に進んでいない状況が見られ、少年期から成年期にかけての連携した取組の充実が求められます。
- 少子化に伴い、中学校、高等学校での運動部活動における種目数や人数が減少する中で、優秀な選手の発掘・育成、競技拠点施設や練習拠点の整備・確保、並びに健常者、障がい者、競技の枠を超えた指導者間の連携強化に対応する施策の充実が求められています。また、指導者としての資質をより高めるため、現役時代を含めて、専門的なスポーツ指導資格の取得を進めることが必要となっています。

- 大企業の少ない本県においては、優れた指導者によって育成された選手が、本県へ帰り、また選手の育成に携わる好循環の仕組みが整っていないのが現状です。現役を退いた後、就職に困るケースもあり、引退後自らの生活を支えることができるよう、デュアルキャリアの考え方を指導者、競技者が学び、引退後の生活に備えていくことが必要です。
- さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機に、本県の子どもたちの多くが選手として出場することを夢や目標とし、その実現に向けてチャレンジする子どもたちに対して県としての積極的な支援策を求める声が高まっています。

目標 5

文化、伝統、豊かな自然の継承、再発見、芸術の創造

(社会、教育をめぐる状況等)

- 文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し、尊重し合う土壤を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものです。文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術のさらなる発展・創造につなげるとともに、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等、関連分野における施策と連携を図り、年齢、障がいの有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、全ての人が文化芸術を享受できる環境整備が求められています。
- 子どもたちに対する文化芸術に関する教育の重要性から、学校、関係団体、家庭及び地域における活動の連携強化や子どもの頃から質の高い文化芸術に触れる機会の充実等により、子どもたちの優れた才能や個性を見いだし、伸ばしていく取組が求められています。
- 鳥取県内には、魅力的な史跡やまちなみ、伝統芸能等、数多くの歴史、文化資産があり、それらを地域の活性化や観光振興等、総合的に活用し、確実に未来に継承するための取組が必要となっています。
また、鳥取県が全国に誇る2つの弥生時代の遺跡、青谷上寺地遺跡と妻木晩田遺跡をとり弥生の王国として、一体的な活用を図り、県民の文化的活動の場やまちづくり、地域づくりの拠点と位置付け、新たな地域文化を創出することが求められています。

施策

5-(19) 文化芸術活動の一層の振興

5-(20) 未来を「つくる」県民立美術館整備による文化芸術の創造・発展

5-(21) 文化芸術の発展を担う人材の育成

5-(22) 文化財の保存、活用、伝承

施策5－(19) 文化芸術活動の一層の振興

(目指すところ)

- 全ての人が、文化芸術に親しみ、触れ、支えていくことができるよう、優れた文化芸術の鑑賞の機会や創作発表活動の場を広く提供し、心豊かで潤いのある生活や個性豊かで活力ある社会の実現に向けて取り組みます。
- 子どもたちが、学校や地域において、優れた文化芸術の鑑賞や文化芸術活動へ参加ができる機会を充実し、子どもたちの自己肯定感、社会性、想像力など幅広い力を育んでいきます。

【施策項目】

① 文化芸術を発表する場や鑑賞する機会の拡充

- ・ 鳥取県ジュニア美術展覧会や鳥取県総合芸術文化祭、公益財団法人鳥取県文化振興財団事業のほか、廃校等を使った文化芸術の発表等による鑑賞人口の拡大など、県民が文化芸術を発表する場や鑑賞する機会を拡充します。
- ・ アーティスト・イン・レジデンス（滞在型創作活動）を推進するとともに、芸術祭の開催等により、現代アートを中心とした創作活動や作品を鑑賞する機会を拡充します。

② 文化芸術に触れ、豊かな感性を育てる機会の確保

- ・ 学校等との連携により、教育現場や地域で、子どもたちや若者が文化芸術に触れ、感性を高め、創造力を育成する機会を確保し、文化芸術活動を活性化します。
- ・ 鳥取県文化団体連合会の活動支援などにより、県民が文化に親しむ環境を整えます。

③ 障がい者による文化芸術活動の推進

- ・ 平成30年10月に策定した鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画に基づき、障がいのある人が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動を促進するとともに、障がいの有無にかかわらず文化芸術を通じて共に交流する機会を創出します。
- ・ 特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等との文化芸術活動を通じた交流や、障がいのある人が文化芸術活動を通じて、交流する機会の創出を支援することで、障がいのある人の社会参加の推進及び障がいや障がいのある人に対する理解を進めます。
- ・ 特別支援学校の独自性を活かした文化芸術活動を支援することで、子どもたちが文化芸術を鑑賞し、これに参加し、これを創造する活動を促進します。

【現状と課題】

- 本県には、美しい自然とともに、古くから先人たちが育んだ伝統と個性のある文化芸術があり、新しい文化を創造する土壌もあります。県民の文化芸術を実践する能力は、国民文化祭の実施（平成14年）を契機に、着実に高まりつつあるものの、活動人口の広がりはまだ一部に留まります。誰もが身近なところで優れた文化芸術に触れたり、参加できる機会を提供していくことが大切です。
- 障がいのある人が地域社会の中で自分らしく生活できる暮らしやすい社会の実現のためには、障がいのある人の文化芸術活動の更なる推進が必要です。

施策5－(20) 未来を「つくる」県民立美術館整備による文化芸術の創造・発展

(目指すところ)

- 新たな美術館は、次代を担う子どもたちを中心とした「人をつくる」場としての役割、地域とつながり賑わいを創出することでまちづくり・地域活性化に貢献する「まちをつくる」拠点としての役割、そして県民一人一人が主体的に関わる「県民がつくる」機会としての役割が求められています。

地域に根差し県民のアイデアと愛情で運営される「私たちの県民立美術館」に向けて、文化芸術の創造・発展、地域づくりの機運を高めていきます。

【施策項目】

① 県立美術館の整備推進・美術を通した学びの支援【再掲1-(3)】

- ・ 鳥取県立美術館整備基本計画に基づき、コンセプトに掲げた「未来を『つくる』美術館」の実現に向けた取組を、県民とのコミュニケーションを図りながら着実に進めます。
- ・ 子どもたちが美術に触れ、美術を通じて学びを深めるための「美術ラーニングセンター（仮称）」機能の具体化に向け、対話型鑑賞教育に有効なデジタルコンテンツの試行・効果検証、小学校新規採用教員に対する研修の実施などの体制づくりを進めます。

【現状と課題】

- 「未来を『つくる』美術館」を実現していくためには、美術館づくりに県民自ら参加するワークショップを行うなど県民参加の仕組みを導入するとともに、これまでのオープンな美術館づくりを継続して、今後の整備の過程をオープンにしていくなど、「県民が『つくる』」機会としての役割を果しながら整備を進めて行くことが求められます。
- 美術館の教育普及機能を充実させ、子どもたちの美術を通じた学びを学校教育と連携して行うことで、子どもたちが優れた美術と触れ合い、子どもたちの想像力・創造性や、これから時代に求められる他者理解等のコミュニケーション力を育んでいくことが求められています。

施策5－(21) 文化芸術の発展を担う人材の育成

(目指すところ)

- 学校、関係団体、家庭及び地域における活動の連携強化により、子どもの頃から質の高い文化芸術に触れる機会を充実し、子どもたちの優れた才能や個性を見いだし、伸ばしていく取組を進めます。

【施策項目】

① 次代の文化芸術の発展を担う人材の育成

- ・ アートスタート※1事業等により、子どもの頃から文化芸術に触れる機会を拡充し、文化芸術が生活の一部となる生活スタイルの浸透を促進します。
- ・ 空き店舗、廃校、公民館などを活用し、地域活動の中で、アートや伝統文化を通じて地域住民や来訪者等が交流する場を設け、アートや伝統文化を活かした地域づくりを進めます。
- ・ 県立博物館における優れた館蔵資料や美術作品を巡回展示する移動博物館・移動美術館などの取組により、県民や子どもたちが質の高い文化芸術へ触れ合うことで、文化芸術に関する感性を高める機会を提供していきます。
- ・ 文化芸術活動の実践者との連携や学校での芸術公演などにより、全ての子どもたちに優れた文化芸術の鑑賞、体験の機会を設定することに努め、豊かな人間性を育むとともに、文化芸術における優れた才能や個性を伸ばしていく取組を進めます。【再掲2-⑤】
- ・ 「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、文化部活動が地域、学校、分野、活動目的等に応じて多様な形で最適に実施されるよう、適切な休養日等の設定を行うとともに、活動の活性化及び活動環境の充実を図るための取組を推進します。

【数値目標】

指標	現況値	目標値
文化芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童・生徒数（全国3位以上）（年間）【4-⑯に再掲】	80人	80人

【現状と課題】

- 鳥取県発のアートスタート事業により、未就学児を対象とした作品鑑賞や創造体験の機会を提供する活動の増加や、県内学校現場における芸術鑑賞機会の提供数の増加、また、鳥取県ジュニア美術展覧会への出品数が年々増加するなど、子どもたちの芸術活動への参加に拡がりも見えるところです。さらに、子どもたちが感性を高める機会を増やしていくことが必要です。
- 専門性を有した顧問が多くない中、地域の専門家の指導を受けながら、学校において各部活動に取り組んでいる状況がみられます。そのため、教職員を研修に派遣したり、優秀な指導者を招へいして生徒が指導を受けたりする機会を継続的に設ける必要があります。また、学齢期の子どもたちへの指導については、「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」に沿った指導が必要です。

※1 (アートスタート)

子どもたちの豊かな感性と創造性を育み、芸術・文化が生活の一部となる生活スタイルの浸透を目指し、未就学児らを対象に良質な文化芸術作品に触れる機会を提供。

施策5－(22) 文化財の保存、活用、伝承

(目指すところ)

- 県民全体の共有財産である文化財は、県の歴史、文化等の正しい理解に欠くことができないものであり、文化財に気軽に接し、楽しめる環境づくりなどを通して、郷土を愛する気持ちを育てていきます。
- 貴重な文化財を確実に保護するとともに、その価値を高め、新しい魅力を創造し、地域文化や地域づくり、地域振興に積極的に活用していきます。

【施策項目】

① 県民が、鳥取県の歴史や文化を誇りに思い、文化財を大切にする気運の醸成

- ・ 県民が、文化財を身近に感じ、県内の歴史や文化についての理解を深めることができるように、学校への出前講座や公民館と連携した歴史講座、文化財巡りや現地見学会などにより文化財を知り、接する機会を創出します。
- ・ 伝統芸能や伝統技術（ものづくり）保持者との交流や体験などにより、県民が県内の伝統文化などを学ぶ機会の充実を図ります。
- ・ 「とっとり伝統芸能まつり」の開催などにより、活躍の場や、伝統芸能の体験、鑑賞の機会を提供し、次世代に継承します。
- ・ 海外の祭事に県内高等学校の郷土芸能部を派遣し、伝統芸能等を披露する機会を設けるとともに、伝統芸能を通じた国際交流を推進します。
- ・ 子どもたちが「郷土とっとり」の歴史や文化を誇りに思い、史跡、まちなみ、郷土芸能、建築物、伝統芸能、民工芸等の貴重な財産を大切にする気運、意識の醸成を図ります。

② 文化財の保存と活用（再発掘・磨き上げ）の推進

- ・ 県内文化財の調査研究を進め、学術的な評価を行い、指定等に向けて積極的に取り組みます。
- ・ 県内の貴重な文化財を災害や犯罪から守るため、所有者や地域住民等の意識啓発を進めるとともに、防災、防犯施設等の整備を促進します。
- ・ 地域の身近な文化財を訪れる楽しさを伝えるとともに、祭り行事などの身近な無形民俗文化財を地域で伝承していく活動を支援します。
- ・ 妻木晩田遺跡や青谷上寺地遺跡をはじめとする県内の史跡、名勝等を県民が訪ね、楽しめる環境を整備し、活用を促進します。
- ・ 青谷上寺地遺跡について、発掘調査や出土人骨のDNA※2分析の成果などを反映した整備を行い、文化財を活かした観光拠点等として地域の振興に寄与できる史跡公園とすることを目指します。
- ・ 三徳山の世界遺産登録に向けた学術調査の推進により、登録に向けた取組を支援します。
- ・ たたらや鉄道遺産などの県内の優れた文化遺産を地域振興や教育活動に活用するため、

その魅力の再発掘を行い、より効果的な活用方法を講じるとともに、地域での取組を支援します。

- ・「とつとり弥生の王国」※3を「考古学」の観点だけでなく、「考現学」※4という観点から新たな磨き上げを行うことで、考古学ファンだけでなく新たなファン層の開拓を図ります。併せて、学校教育でも新たな学習教材などを作成することで、歴史だけでなく他の学習領域での活用を目指します。
- ・日本遺産※5認定に向けた支援と活用に向けた取組を進めていきます。

③ 地域の自然、歴史、文化等から学ぶ体験的活動、探究学習の充実【再掲 2-(5)】

- ・各教科や総合的な学習の時間等において、計画的な探究学習や自然体験活動、集団宿泊体験等を充実し、子どもたちの豊かな人間性や自己肯定感を育みます。
- ・関係諸国との教育分野における交流により、異文化に対する理解、日本人としてのアイデンティティを培っていくなど、子どもたちが世界に視野を広げる取組を充実します。
- ・博物館等が保管する資料に触れる体験や、山陰海岸ジオパーク等のフィールドを活用した実体験を伴う講座など、子どもたちが地域の自然、歴史・民俗、美術への理解を深め、豊かな感性を育む機会を提供します。

【数値目標】

指標	現況値	目標値
県指定文化財の新規指定件数（計画期間中）	合計 33 件 (H26～29)	合計 15 件
むきばんだ史跡公園来園者数（年間）	32,952 人	40,000 人

【現状と課題】

- 文化財は県民全体の共有財産であり、県の歴史、文化等の正しい理解に欠くことができないものです。文化財に、気軽に接し、楽しめる環境づくりなどを通して、郷土を愛する気持ちを育していくことが大切です。
- 小、中学校では、総合的な学習の時間や社会科、理科の学習、行事等を通して、文化財や自然に触れ、学ぶ機会を確保していますが、更なる充実を図るため、文化財の価値をしっかりと伝えるための指導者育成を含む研修の一層の充実が望されます。
- 地域固有の伝統行事や民俗芸能などの伝統文化は、少子高齢化や過疎化などにより伝承が困難になっている地域があることから、地域や学校における伝承活動や後継者などの人材育成、用具整備等への支援が必要です。
- 県内には、その魅力や価値に気づかれないまま眠っている文化財や、気づいていても十分に活用しきれていない文化財がまだまだあります。眠っている文化財を掘り起こし、磨き上げを行うことや、新たな観点でより効果的な活用方法を示すことが必要です。特に、未来を担う子どもたちに、地域の文化財について楽しく学び、地域に誇りを持ってもらうように、文化財を教育の中に効果的に取り入れていくことも大切です。
- 妻木晩田遺跡、青谷上寺地遺跡については、関係機関や地域との更なる連携強化とともに、両遺跡の一体的な情報発信を継続していくことが求められます。
- 文化財の指定や登録に向けた取組の推進、情報発信と活用方策の検討、指定後も継続的な保護を図るためのフォローアップが必要です。また、全国的に仏像の盗難、建造物への放火、あるいは災害による文化財の毀損といった文化財への犯罪や災害被害が発生しており、その対策が求められています。

※2 (DNA)

デオキシリボ核酸 (DeoxyriboNucleic Acid)。ヒトでは細胞内小器官である核とミトコンドリア内に存在する遺伝情報を担っている物質。

※3 (とっとり弥生の王国)

遺跡の歴史や暮らしの様子を体験し、「弥生時代」を学ぶ機会を効果的に提供するため、国内最大級の弥生時代集落「妻木晩田遺跡」と地下の弥生博物館「青谷上寺地遺跡」の二大遺跡の呼び名。

※4 (考現学)

今まで残ってきたモノを見つめ直し、過去とのつながりを発見し、その特徴を理解するとともに、未来を創造すること。

※5 (日本遺産)

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が「日本遺産」として認定するもの。

第五章 鳥取県教育振興基本計画の推進に向けた体制

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、これまでの教育委員会の代表者である委員長と事務の統括者である教育長を一本化し、教育委員会を代表する新たな責任者（新教育長）を置き、教育行政に取り組むこととなりました。

鳥取県及び鳥取県内の市町村教育委員会は全てこの新たな制度に移行し、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携により、県民の意見の施策への反映に努めています。

新しい制度の枠組みの中で、県民の意見や教育課題等に真摯に向き合い、これから未来を担う子どもたちのことを中心に据え、社会の動きに柔軟に対応した教育を行っていく必要があります。

そのために、この計画を指針として、県民全体で鳥取県教育を推進していくことができるよう、学校、家庭、企業、地域社会、行政機関などが、連携し、協働体制を整えると共に、計画の評価、検証の仕組みを確立します。

（1）県民との協働による計画の推進

① 県民の意見の把握と県民とともにある教育の推進

知事と教育委員会との協議・調整の場である総合教育会議（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により設置）等において、鳥取県知事と鳥取県教育委員会が連携し、鳥取県全体で子どもたちの未来を拓く、教育に取り組みます。

また、教育長、教育委員が、スクールミーティングにより学校を訪問し、子どもたちや学校と意見交換を行うなど、様々な機会を捉えて、教育現場の課題や県民の意見、ニーズを把握し、施策に反映させていきます。

計画の推進に当たっては、ボランティア、NPO等の様々な主体と連携・協働し、情報交換や交流、ネットワークづくりを進め、基本理念を共有し、その実現に向けて取り組んでいきます。

② 教育問題等への迅速かつ的確な対応

直面する多種多様な教育課題に対し、教育行政の第一義的な責任者である教育長の下で、迅速な対応を行うとともに、教育長・教育委員で組織する教育委員会の会議等で速やかに議論し、的確に対応していきます。

また、専門化し、対応が困難な問題に対し、関係機関との連携や専門家の活用等を行いながら、学校現場等を支援し、迅速かつ適切に対応します。

（2）市町村、国、高等教育機関など関係機関との連携・協力の推進

① 市町村との連携・協力体制の充実

県と市町村の役割分担と責務を明確にしながら、市町村教育委員会との連携、協力体制を構築します。

また、広域自治体である県の役割を踏まえ、市町村教育委員の資質向上に向けた研修など、必要な支援を充実します。

② 高等教育機関との連携、協力の一層の推進

県内の高等教育機関、学校、教育委員会等が、より一層の連携を図り、相互の特色ある機能を活用し、それぞれの教育力の向上を図り、鳥取県教育の充実を図ります。

(3) 進捗管理

① 進捗状況の点検及び計画の見直し

事業量だけではなく、成果を指標とする目標を設定し、定期的に点検・評価し、結果をフィードバックすることが必要です。

このため、毎年度実施する「教育委員会の点検、評価」※1の中で、年度ごとの成果の進捗状況を点検・評価し、結果を次の施策に反映させます。

② 毎年度の具体的な取組

本計画は、今後5年間の大きな施策の方向性を示すものであり、年度ごとの具体的な取組については、当該年度の施策をまとめたアクションプランを策定し、実施します。

アクションプランの策定に当たっては、教育現場や県民の声を大切にして、具体的な施策や個別の事業を立案、実行します。

③ 新たに検討が必要となる事項への対応

県は、今後5年間で、本計画に基づいて本県教育の振興に取り組みますが、一方で、急速に変化する社会情勢の中で、対応すべき教育課題も刻々と変化していきます。

このため、年度の中間時点でも評価を行い、対応を行うとともに、特段の必要があれば、計画期間内であっても、計画の改訂をするなど、柔軟に対応します。

※1 〈教育委員会の点検、評価〉

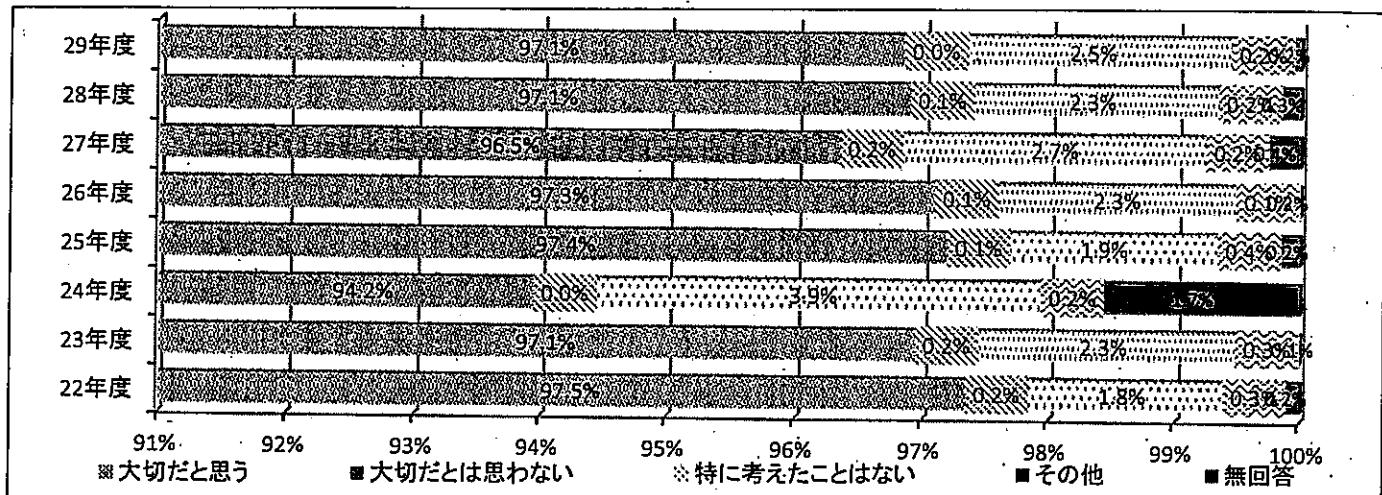
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされている。

【参考資料】

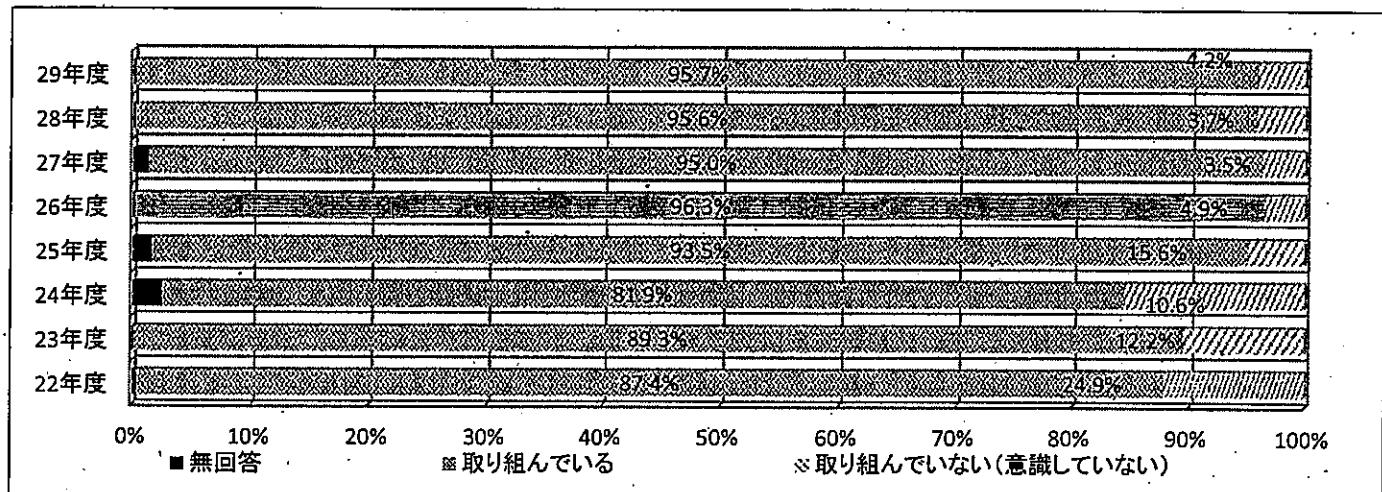
1 社会全体で学び続ける環境づくり

(1) 心とからだいきいきキャンペーンに関する保護者アンケート【保幼】

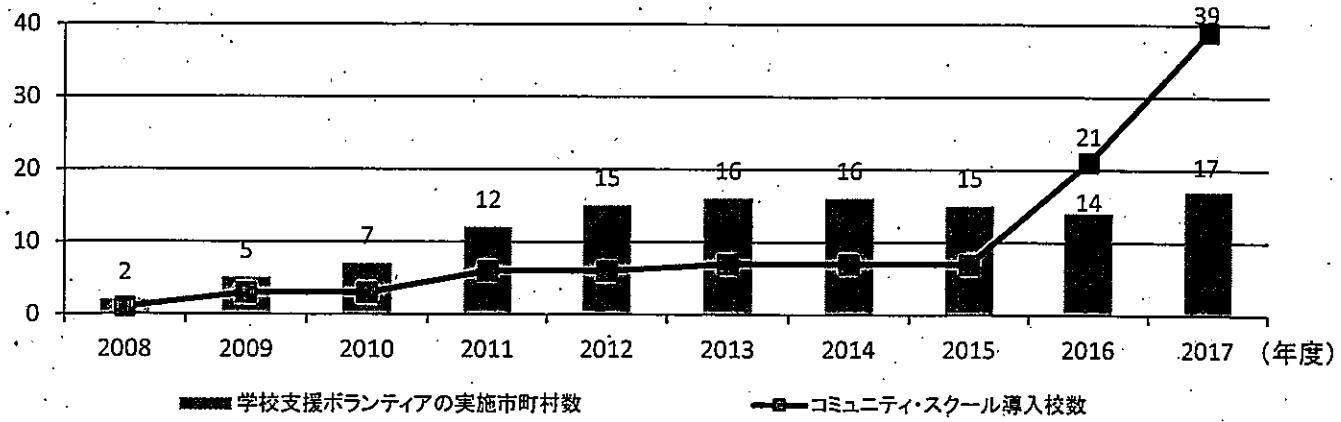
①子どもたちの望ましい生活習慣について



②家庭内での生活習慣の取組状況



(2) コミュニティ・スクール導入校数と学校支援ボランティアの実施市町村数



2 学ぶ意欲を高める学校教育の推進

(1)全国学力・学習状況調査結果 平均正答率

○国語、算数、理科の調査結果(平均正答率)【小6年生】

	国語A	国語B	算数A	算数 B	理科
鳥取県 (公立)	71% (H29:76%) (H28:75. 2%) (H27:71. 5%) (H26:77. 0%) (H25:63. 9%) (H24:83. 2%) (H22:85. 8%)	55% (H29:57%) (H28:58. 0%) (H27:66. 8%) (H26:56. 5%) (H25:50. 4%) (H24:56. 2%) (H22:81. 0%)	62% (H29:77%) (H28:77. 0%) (H27:74. 6%) (H26:78. 6%) (H25:78. 1%) (H24:72. 8%) (H22:76. 5%)	50% (H29:46%) (H28:46. 8%) (H27:45. 2%) (H26:51. 8%) (H25:60. 2%) (H24:57. 3%) (H22:51. 4%)	60% (H27:60. 1%) (H24:59. 6%)
全国 (公立)	70. 7% (H29:74. 8%) (H28:72. 9%) (H27:70. 0%) (H26:72. 9%) (H25:62. 7%) (H24:81. 6%) (H22:83. 3%)	54. 7% (H29:57. 5%) (H28:57. 8%) (H27:65. 4%) (H26:55. 5%) (H25:49. 4%) (H24:55. 6%) (H22:77. 8%)	63. 5% (H29:78. 6%) (H28:77. 6%) (H27:75. 2%) (H26:78. 1%) (H25:77. 2%) (H24:73. 3%) (H22:74. 2%)	51. 5% (H29:45. 9%) (H28:47. 2%) (H27:45. 0%) (H26:58. 2%) (H25:58. 4%) (H24:58. 9%) (H22:49. 3%)	60. 3% (H27:60. 8%) (H24:60. 9%)

※平成29年度からは、全国平均正答率は小数値、県平均正答率は整数値で結果提供。

※平成28年度は、熊本地震の影響により、熊本県並びに宮崎県及び大分県の一部の小中学校は調査の結果の数値には含まれない。

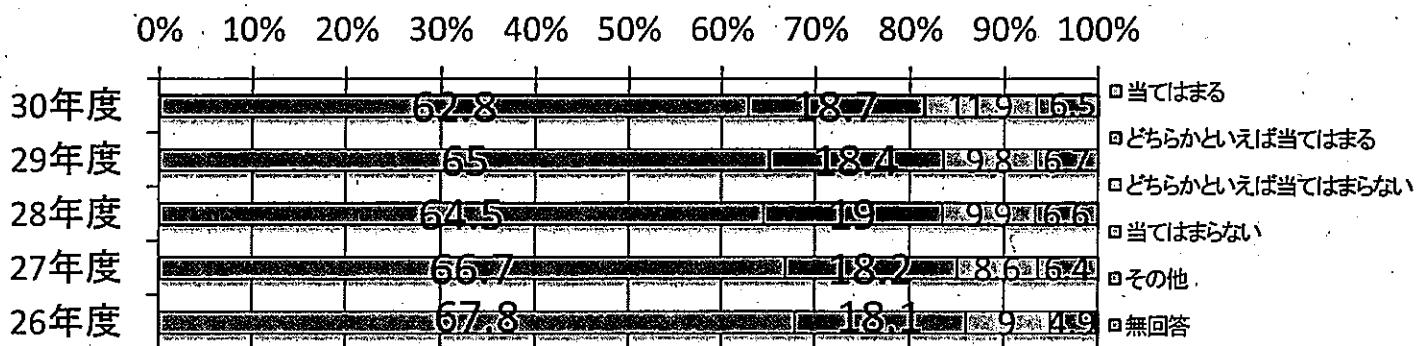
※平成23年度は、東日本大震災の影響等により、調査の実施は見送った。

○国語、数学、理科の調査結果(平均正答率)【中3年生】

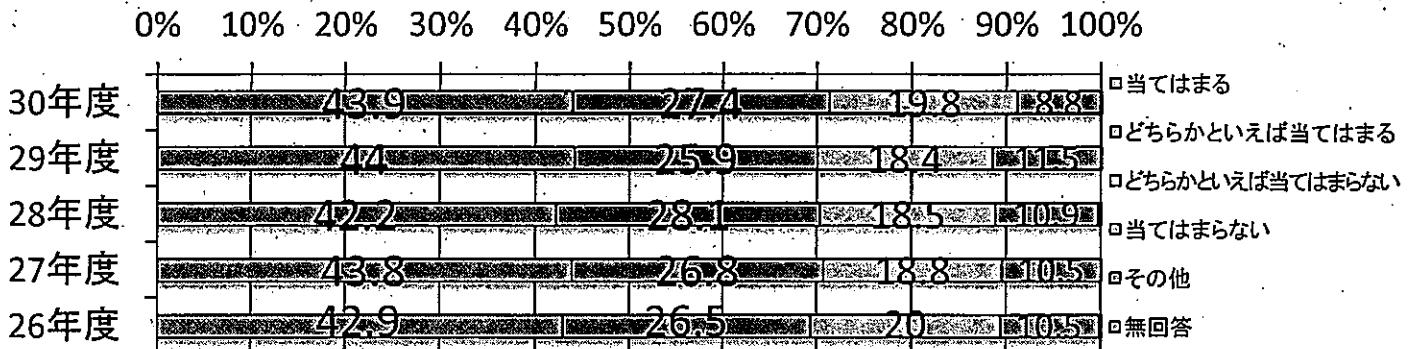
	国語A	国語B	数学A	数学B	理科
鳥取県 (公立)	76% (H29:77%) (H28:76.7%) (H27:76.9%) (H26:79.5%) (H25:77.6%) (H24:76.0%) (H22:77.1%)	60% (H29:72%) (H28:67.1%) (H27:66.2%) (H26:51.2%) (H25:68.6%) (H24:65.2%) (H22:67.1%)	66% (H29:63%) (H28:63.2%) (H27:64.3%) (H26:67.4%) (H25:64.8%) (H24:64.0%) (H22:66.1%)	45% (H29:48%) (H28:44.4%) (H27:41.2%) (H26:59.7%) (H25:43.0%) (H24:49.5%) (H22:44.5%)	66% (H27:53.0%) (H24:52.4%)
全国 (公立)	76.1% (H29:77.4%) (H28:75.6%) (H27:75.8%) (H26:79.4%) (H25:76.4%) (H24:75.1%) (H22:75.1%)	61.2% (H29:72.2%) (H28:66.5%) (H27:65.8%) (H26:51.0%) (H25:67.4%) (H24:63.3%) (H22:65.3%)	66.1% (H29:64.6%) (H28:62.2%) (H27:64.3%) (H26:67.4%) (H25:63.7%) (H24:62.1%) (H22:64.6%)	46.9% (H29:48.1%) (H28:44.1%) (H27:41.6%) (H26:59.8%) (H25:41.5%) (H24:49.3%) (H22:43.3%)	66.1% (H27:53.0%) (H24:51.0%)

(2) 将来の夢や目標を持っている (肯定的な回答 : 全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙)

【小学校】



【中学校】

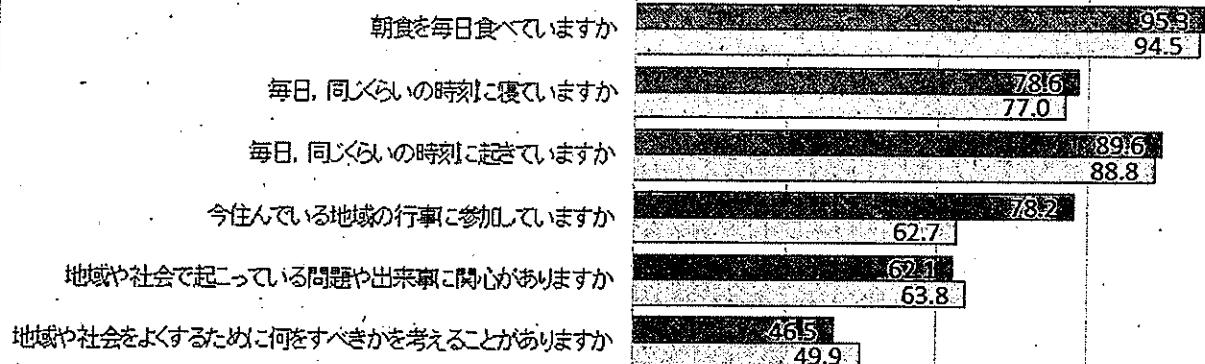


(3)生活習慣、地域社会とのつながり（肯定的な回答）全国学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙

小学校6年生

■鳥取県 □全国

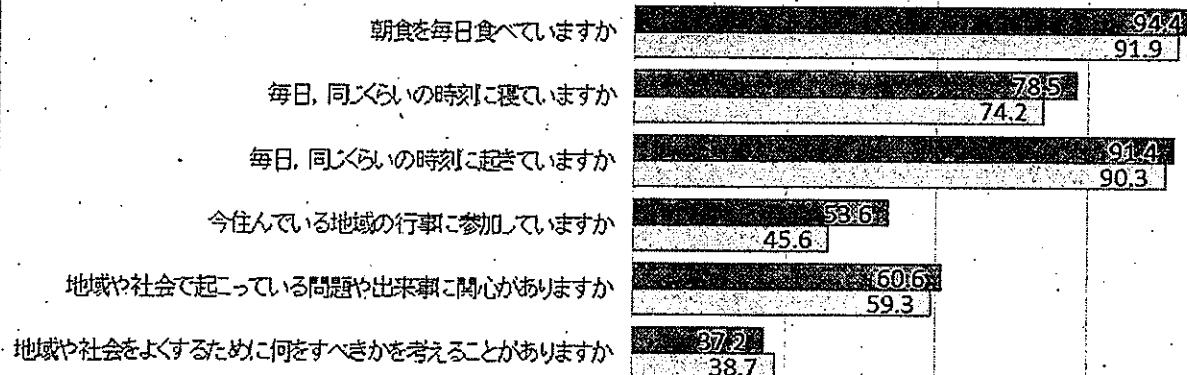
20 40 60 80 100



中学校3年生

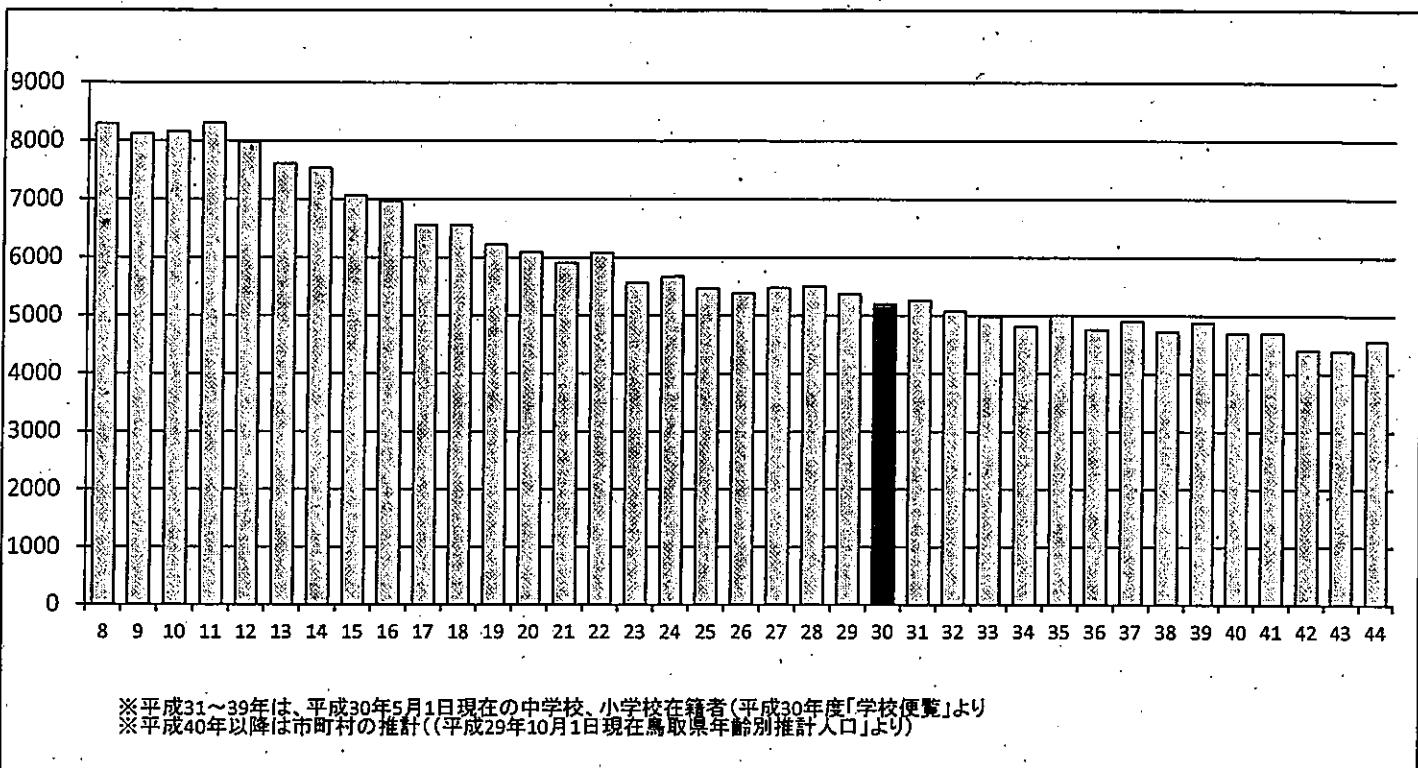
■鳥取県 □全国

20 40 60 80 100

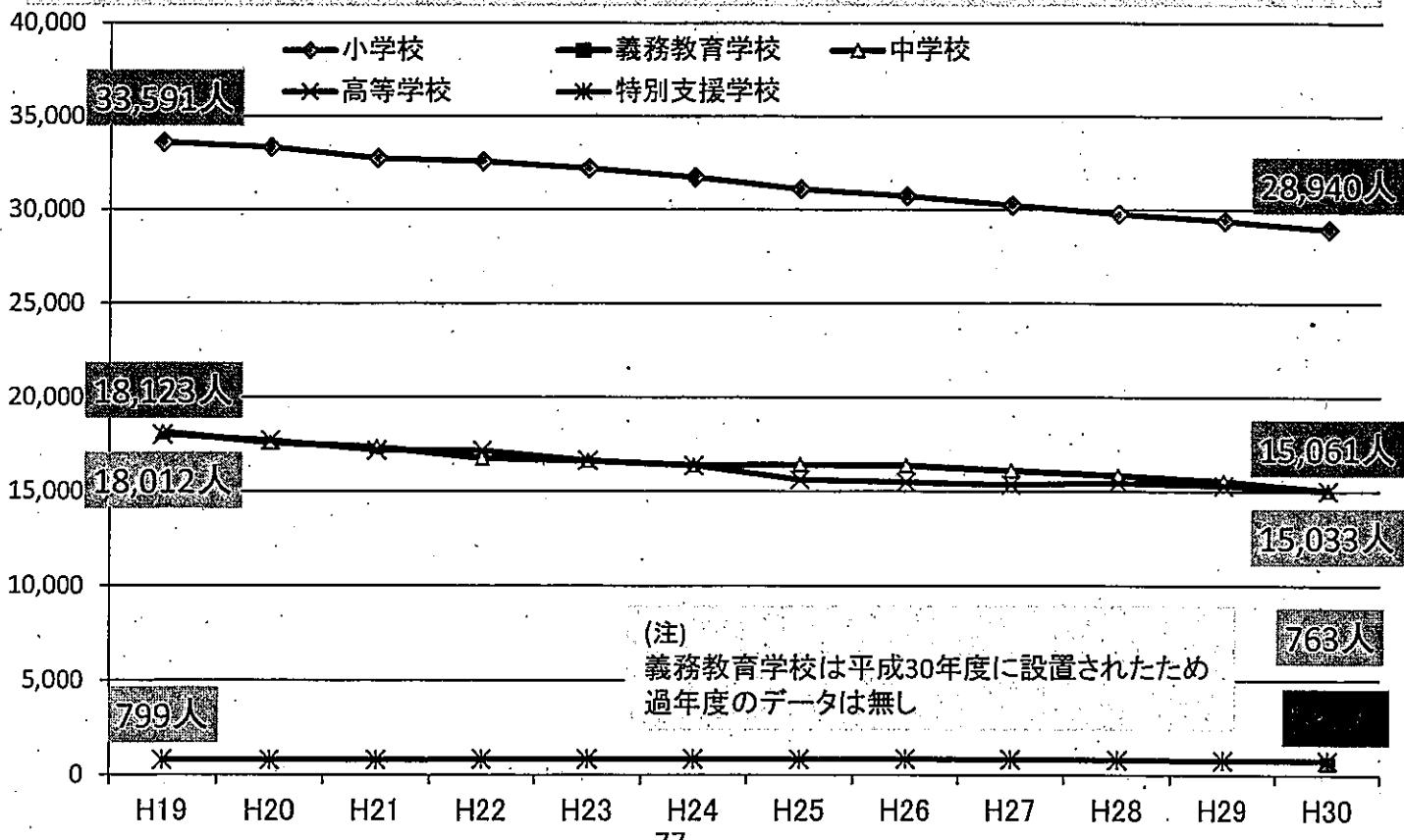


3 学校を支える教育環境の充実

(1)中学校卒者及び卒業予定者の推移



(2)在学者数の推移（12年間）



4 生涯にわたる健やかな体づくりと運動、スポーツの推進

(1) 実技に関する集計結果・全国との比較 ※平成30年度全国体力・運動週間等調査

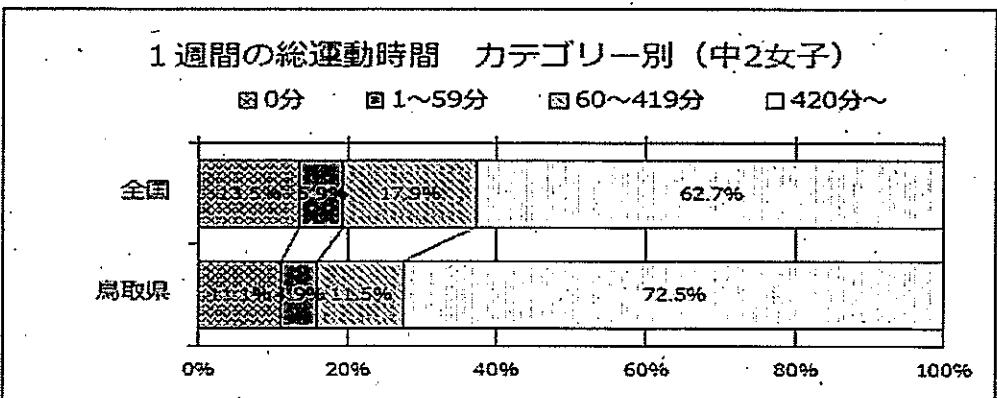
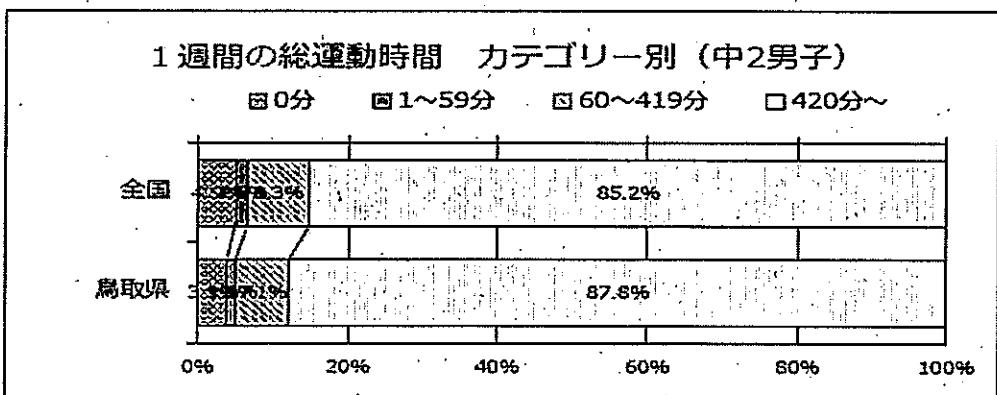
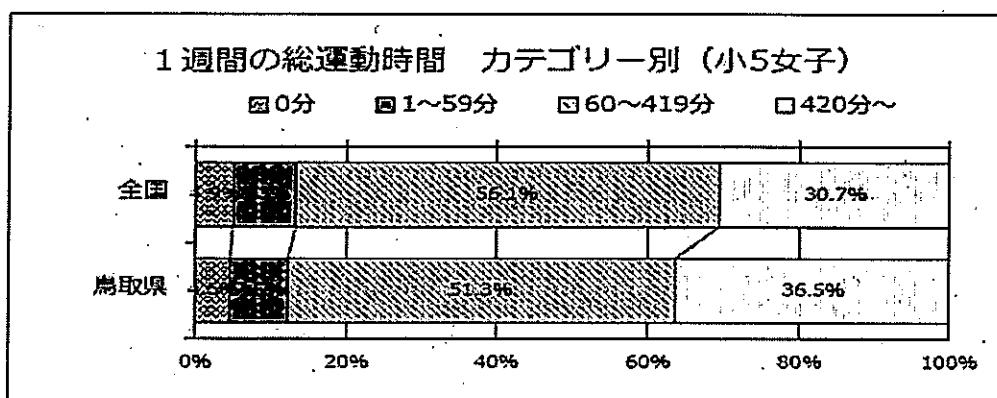
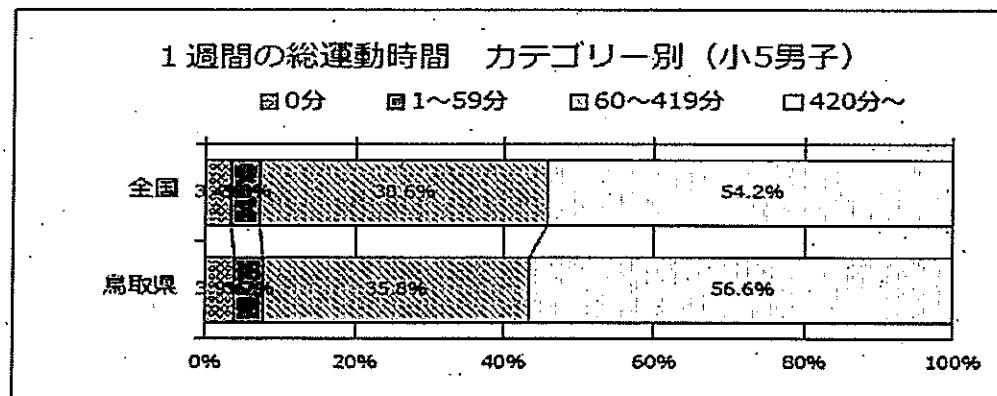
小5 男子	握力 (Kg)	上体起 こし (回)	長座体 前屈 (cm)	反復横 跳び (回)	シャトル ラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅 跳び (cm)	ボール 投げ (m)	合計 得点 (点)
県 平均値	16.39	19.70	31.84	43.06	58.99	9.40	154.06	22.74	54.66
全国 平均値	16.54	19.95	33.31	42.10	52.15	9.37	152.24	22.15	54.21

小5 女子	握力 (Kg)	上体起 こし (回)	長座体 前屈 (cm)	反復横 跳び (回)	シャトル ラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅 跳び (cm)	ボール 投げ (m)	合計 得点 (点)
県 平均値	16.07	19.13	35.82	41.95	49.51	9.60	147.02	13.88	56.84
全国 平均値	16.15	18.96	37.62	40.32	41.88	9.60	145.94	13.77	55.90

中2 男子	握力 (Kg)	上体起 こし (回)	長座体 前屈 (cm)	反復横 跳び (回)	シャトル ラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅 跳び (cm)	ボール 投げ (m)	合計 得点 (点)
県 平均値	28.92	26.48	42.22	52.27	89.07	7.85	197.91	20.17	42.59
全国 平均値	28.84	27.36	43.44	52.24	86.06	7.99	195.62	20.55	42.32

中2 女子	握力 (Kg)	上体起 こし (回)	長座体 前屈 (cm)	反復横 跳び (回)	シャトル ラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅 跳び (cm)	ボール 投げ (m)	合計 得点 (点)
県 平均値	23.81	23.17	44.75	47.72	63.91	8.64	170.96	12.91	51.28
全国 平均値	23.87	23.87	46.22	47.37	59.87	8.78	170.26	12.98	50.61

(2)一週間の総運動時間（体育・保健体育の授業は除く）※平成30年度全国体力・運動週間等調査



(3)運動実施率の推移

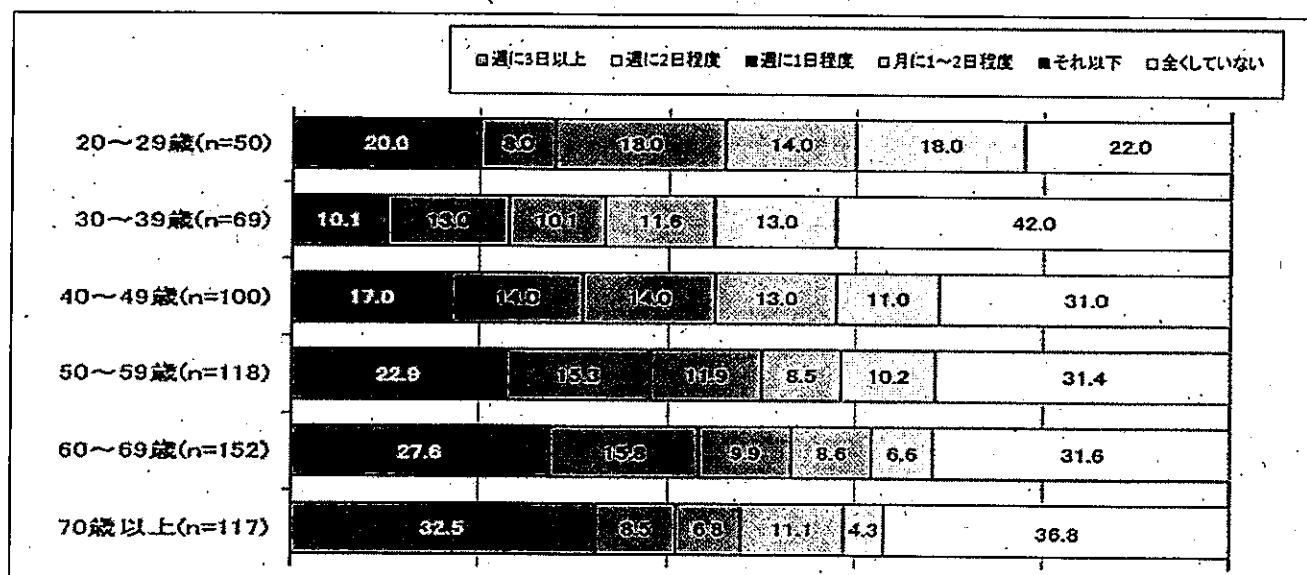
年度	本県推定値	全国推定値	全国との比較
H12年度	34.8%	37.2%	-2.4%
H16年度	44.3%	38.5%	5.8%
H21年度	51.7%	45.3%	6.4%
H26年度	54.8%	47.5%	7.3%
H30年度	47.2%	51.5%	-4.3%

※数値は暫定値です。

(4)年代別の運動実施率

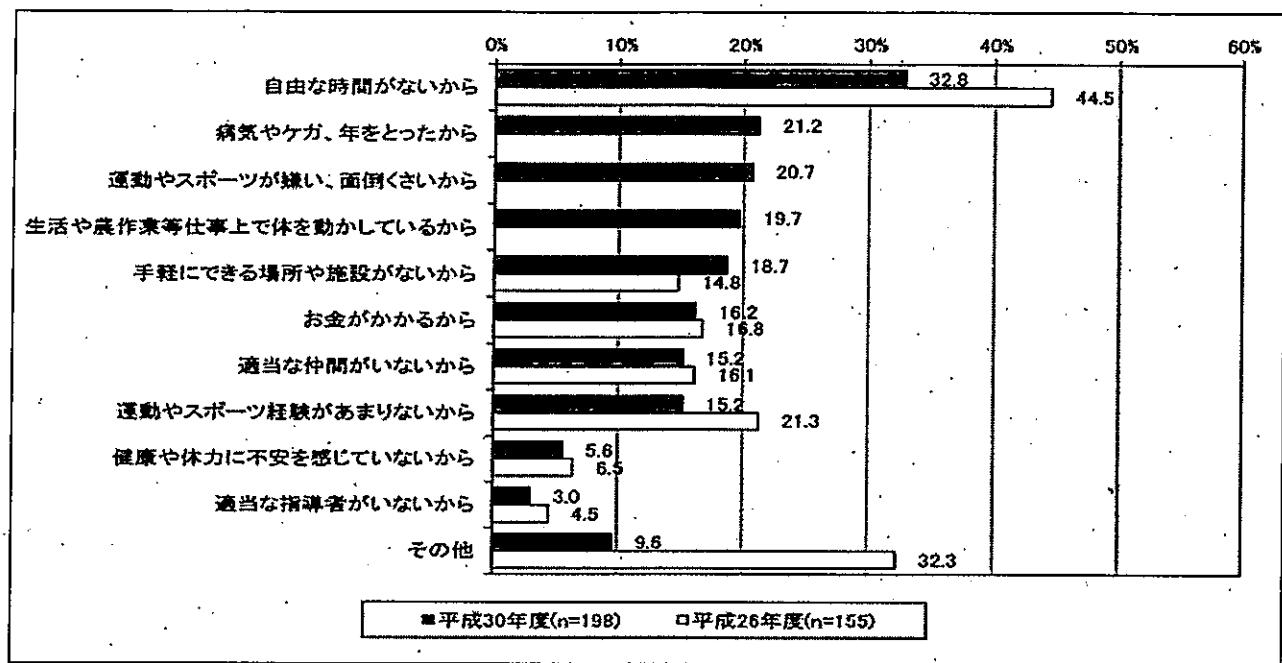
平成30年度県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査

※グラフ内の数字はパーセント



(5)年代別の運動をしない理由

平成30年度県民の運動・スポーツに関する意識・実態調査



5 文化、伝統、豊かな自然の継承、再発見、芸術の創造

文化・芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童・生徒数(全国3位以上(年間))

